

製茶用鐵焙爐は明治九年内務省勸業寮製茶掛の創造したるものなり(明治九年七月勸業報告第十二號)本縣に於て之を使用し始めたは明治十五年頃にして、當時紙焙爐は時々破損を修繕する煩勞ある上時間を要するも、鐵焙爐を使用すれば、殆んど此手數無くして倍餘の製茶を得らるゝを以て使用者は逐年増加し、殊に日乾製の嚴禁せらるゝに及びては、乾燥工程の進捗を主として使用するもの益々増加し、明治二十四年の頃最も多きは一ヶ村七、八分も之を使用するものあるに至れり、勸業報告は左の如し。

〔參照〕勸業報告第十二號

當寮製茶掛ニ於テ鐵焙爐ヲ創造シ之ガ試驗ヲナセシニ從前ノ紙焙爐ニ比スレバ其工費ヲ省キテ製出スル所ノ量目殆ンド一倍ヲ得葉色、香味ヲ損セズト申出セリ仍テ之ヲ檢査シ其試驗說ヲ頒布シテ製茶家ノ參考ニ備フ

明治九年七月

勸業寮

鐵焙爐製茶試驗說

從前製茶家ニ用ユル紙焙爐ナルモノハ時々破損シテ之ヲ取繕フノ煩勞アリ且時間ヲ費スガ故ニ鐵焙爐ヲ創造シテ之ヲ試驗セシニ其工甚ダ速カニシテ殆ンド一倍ノ量目ヲ得可キニヨリ他器ヲ用ヒズシテ直チニ輸出ノ本色ニ製了セシガ其形、色、香、味佳好ニシテ竣工ノ速カナル前ノ如ク甚ダ有益タルヲ覺ユ仍テ其時間、工費、量目ヲ掲グルコト左ノ如シ

五月二十五日 試製費

五月二十六日 試製費

一金貳拾壹圓七拾參錢壹厘

金拾貳圓六拾七錢貳厘

此譯

茶生葉買上代、雇夫賃金、茶選、摘賃トモ
生葉五十三貫五百十八匁
但シ壹圓ニ付三貫三百匁
焙爐師仕上ケ夫賃金

金參圓六拾錢

中等焙爐師六人
但シ一日一人金六拾錢

金八拾錢

下等同斷二人
但シ一日一人金四拾錢

金壹圓

仕上ケ夫二人
但シ一日一人金五拾錢

金五拾九錢七厘

茶十一貫九百四十匁選賃
但シ一貫匁ニ付金五錢

金五拾八錢五厘

園中生葉十一貫七百匁摘賃
但シ一貫匁ニ付金五錢

金貳圓四拾七錢七厘

薪炭買上代

此譯

金壹圓八拾貳錢七厘

炭三十貫百五十匁
但シ壹圓ニ付十六貫五百匁

金六拾五錢

松薪大割五十本
但シ一本ニ付金壹錢參厘

五月二十五日 試製

價金九圓九錢一厘
但シ壹圓ニ付三貫三百匁

生葉三十貫匁

就業午前七時
卒業午後一時

蒸助手 一人

一日一人賃金四拾錢

焙爐師 三人

同日同 七時三十分
同日同 六時

薪炭大割

一本ニ付壹錢參厘
合金參拾六錢四厘

炭

一貫匁ニ付金五錢六厘
合金五拾八錢八厘

選賃

一貫匁ニ付金五錢
合金參拾七錢五厘

金拾貳圓六拾壹錢八厘

焙爐 三 火度 二百三十度

炭 二貫五百匁ツ合七貫五百匁

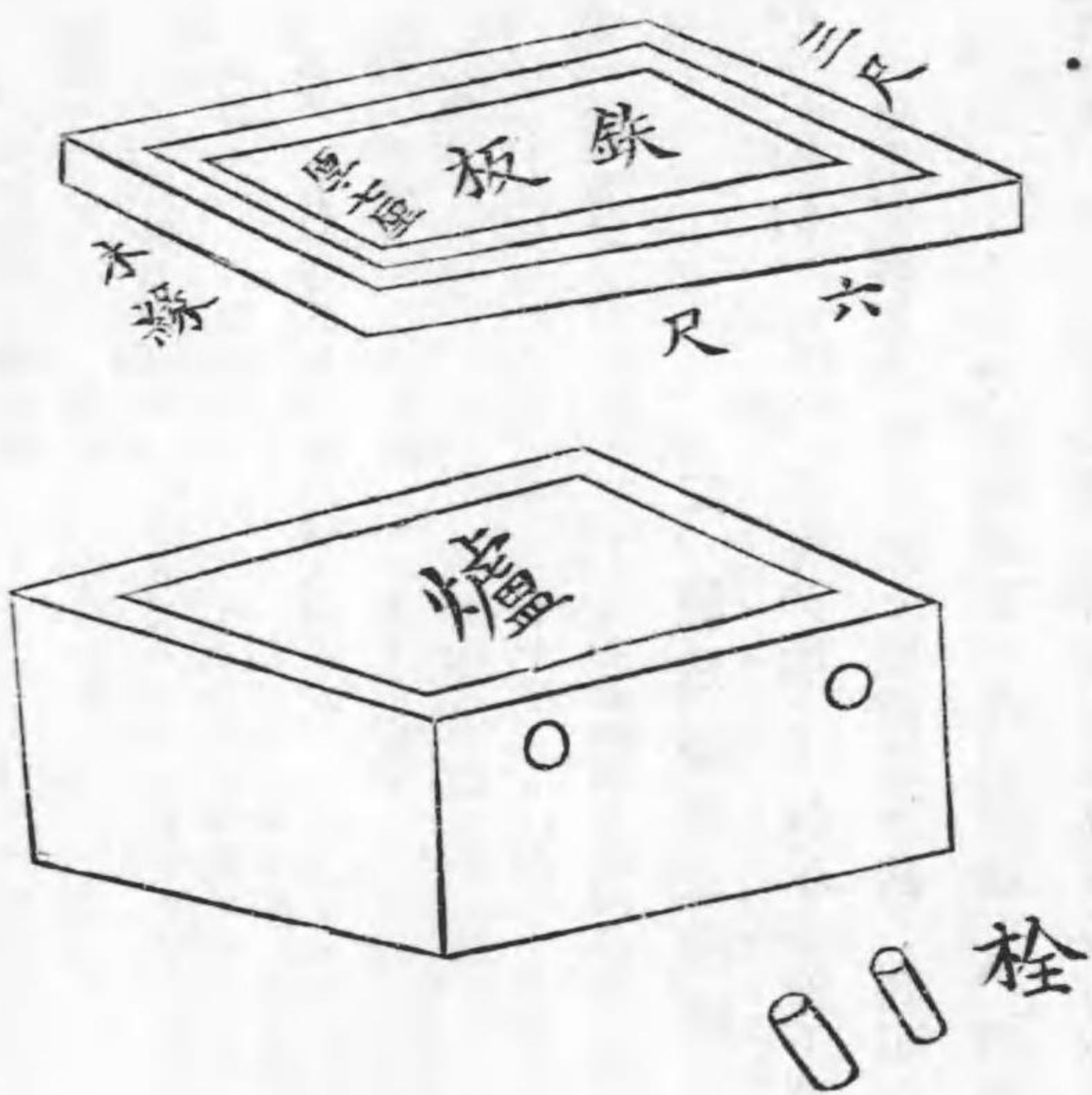
靜岡縣茶業史

煉焙爐 同 百五十度 同 一貫五百匁ツ合三貫
 此製シ上リ
 六貫八百七十二匁 二割二分九厘上リ
 此選籤出シ減リ 二割五分
 正味五貫百五十四匁
 五月二十六日 試製 本日ハ前日製シタル原茶ヲ切篩ニ掛ケ或ハ籤出シテ之ヲ選子ニ與フルノ時間アレバ生葉ノ貫目ヲ減ズ
 生茶二十三貫五百二十匁 價金七圓拾貳錢七厘
 蒸助手 一人 就業午前九時三十分 一日一人賃金四拾錢
 卒業午後四時
 煉焙師 三人 同 同 六時 一日一人賃金六拾錢
 同 同 同 六時 合金壹圓八拾錢
 松薪 二十五本 一本ニ付金壹錢參厘
 炭 十貫匁 合金參拾貳錢五厘
 一貫匁ニ付金五錢六厘
 合金五拾六錢
 一貫匁ニ付金五錢
 合金貳拾九錢四厘
 選賃 製茶五貫八百八十匁
 延シ焙爐 一 火度 百八十度 炭 二貫匁
 生揉同 二 同 二百三十度 同 二貫五百匁宛
 五貫匁
 煉同 二 同 百五十度 同 一貫五百匁宛
 三貫匁
 此製シ上ゲ 五貫三百八十匁 二割二分九厘上リ
 此選籤出シ減 二割五分引
 正味 四貫四十一匁
 原茶 合九貫百九十五匁
 諸入費 合金貳拾參圓拾貳錢四厘

百六十匁斤ニシテ 五十七斤四分六厘九
 此原茶元價百斤ニ付 金四拾圓貳拾參錢貳厘
 百參拾匁斤ニシテ 七十六斤六分二厘五毛
 同 金參拾圓拾七錢八厘
 本製茶 正味 九貫百九十五匁
 一仕上 二人 金壹圓 一日一人 金五拾錢
 一炭 金拾六錢八厘 一焙爐 一貫五百匁宛 一貫匁ニ付金五錢六厘
 但シ二焙爐三貫匁
 焙爐 二 火度 百五十度
 但シ焙爐七百匁宛一時間攪擾スレバ本色ヲナス
 此製上 八貫四百匁 七百九十五匁減ズレバ
 則チ此分合ニ當 八分六厘五テ引
 諸費 合計金貳拾四圓貳拾九錢貳厘
 百六十匁斤ニシテ 五十二斤半
 元價百斤ニ付 金四拾六圓貳拾七錢
 百二十匁斤ニシテ 七十斤
 元價百斤ニ付 金參拾四圓七拾錢參厘

二、鐵焙爐禁止決議

然るに明治二十二、三年の頃より逐年茶價下落せるを以て、其原因を調査したるに、米國紐育製茶市場に於て日本粗製茶の買手無く堆荷多き爲と判明したるを以て本所は明治二十四年十一月四日常議員會を開き、明治二十五年規約更正の件を附議し、明治二十五年一月定時聯合會議に於て、鐵焙爐は粗製濫造の基をなし、遂に縣下全體の聲價を失墜するものなりとして、規約第五條中「炭煙臭」の下へ「鐵焙爐製」の四



上圖面ノ鐵板ハ木ノ縁ニ鉄ニテ打付ケ用ユ板ノ厚サ七厘ヲ度トナス
 所以ハ如シ夫ヨリ薄キトキハ火氣ノ上衝ニ因テ反戻シテ用ヲ爲サズ
 故ニ通常ノ馬口^{アリツキ}鐵板、亞鉛板等ノ類ハ猶使用ニ難シ右鐵板ヲ用ユ
 ルトキハ直チニ其上ニテ茶葉ヲ揉ミテモ妨ケナシ又紙焙爐ノ如ク別
 ニ鐵網ヲ敷クニ及バズ
 爐ノ前面ニ徑二寸許ノ二孔ヲ穿ツ所以ハ鐵板ニテ上面ヲ塞グガ故ニ
 火氣洩レ難ク却テ蒸消スノ恐レアラレバナリ是厚紙ヲ用ユルノ爐ニ異
 ナル所以ナリ然ルニ此二孔ハ火氣文武^{ヨリキツヨキ}ノ度ヲ視テ武ニ過グルトキ
 ハ一孔又二孔トモニ栓ヲ指シテ之ヲ塞ギ文ニ過グルトキハ適度ニ其
 栓ヲ撤ス可シ

字を加へ一切禁止すべきことを決議し、會長丸尾文六より一月十三日付を以て之が認可を時の時任縣知事に願出でたり。

〔參照〕 規約第五條

組合員ハ他物ヲ混淆シ或ハ著色シ及日乾、宵揉、炭煙臭、腐敗、潮入其他總テ人身ノ健康ヲ害シ若シクハ正業者ノ妨害トナルベキ不正不良茶ヲ製造シ又ハ賣買スルコトヲ禁ズ

三、禁止決議反對

此出願をなすや、舊來該器を多く使用しつゝありし、富士、庵原、有渡、安倍の四郡及び榛原郡の内數村の生産家は之を不當の決議なりとして反對し、屢々縣廳に迫つて其取消を請求し、且富士郡茶業家有志總代、榛原郡金谷町有志總代は右決議取消につき請願書を本縣知事に提出したり。

四、鐵焙爐に關する農務局回答

されば時任縣知事は一月二十九日其禁止につき、使用上の利害得失の詳細取調べを農商務省農務局に依頼し、之に對し二月四日農務局長西村捨三氏より左の回答ありたり。

農第四一號

一月二十九日附第二一六號ヲ以テ御依頼ノ件了承總テ綠茶ヲ製スルニ當リ初メ生葉ヲ蒸シ之ヲ乾燥スルトキハ汁液多量ニ浸出シテ爐面ニ附著スベシ、此汁液ハ單寧ヲ含有シ、爐面ニ觸ル、トキハ忽チ其鐵分ト結合シテイ^ンキヲ製スルト一般、黑色ノ單寧酸鐵ヲ生ズ、此單寧酸鐵ハ製茶ニ染附シテ遂ニ分離スルコトナシ、之ヲ以テ煎汁ハ黑色ヲ呈シ、又味ヲ減退スルニ至ル、然レドモ現今茶業ノ經濟上鐵焙爐ノ必要之ナキニ非ザレバ單ニ使用禁止ノ條項ヲ設ケテ之ガ使用ヲ制スルハ其穩當ナラザルノ議決ナランカ、而シテ鐵葉ノ焙爐モ亦生葉ノ濕氣稍々散飛シテ後之ヲ使用スルトキハ、水色ノ暗黒ニ化シ味ノ變ズルコト鮮カラン、又鐵盤上ニ數枚ノ紙ヲ粘布シテ使用セバ猶被害ナカラン、右回答ニ及候也

五、同上農商務省再回答

此回答に基き、同年三月十九日に至り本縣知事は、鐵焙爐禁止は尙此上充分の調査を遂げたまき主旨を以

て認可成り難き旨指令ありたり、然るに其後榛原郡茶業有志生産者より使用方認可ありたき旨請願するあり、禁止、非禁止論は各組合は勿論、縣下一般に亘り紛々として甚だ不穩の状態となりたれば、本縣知事は同年三月二十二日再び左の申請書を農商務大臣河野敏鎌氏に提出したり。

鐵焙爐製茶禁止可否ノ義申請

鐵焙爐(鐵板ノ助炭)ヲ以テ綠茶ヲ製造スルモノ年一年ニ増加シ、其製茶ノ品位粗惡ナルヲ以テ本縣茶業組合聯合會議ニ於テ其規約書中鐵焙爐製茶禁止ノ條項ヲ決議シ認可申出候處有渡、安倍、庵原、富士ノ四郡及ビ榛原郡ノ内數村中舊來專ラ該器具ヲ使用シ(他ノ郡村ニ於テハ甚ダ使用者小數ニシテ或ハ絶無ノ地方モ有之場合ニ候)是等地方ノ使用スル製茶者ニ於テハ甚ダ不當ノ決議ナリト主張シ、其使用セザルモノ及ビ該商人ハ是非此際ニ於テ使用ヲ禁止セント論ジ甚ダ不穩ノ場合ニ立至リ候

非禁止論者ノ述ブル所、鐵焙爐ハ一度新調セバ六、七ケ年ノ使用久シキニ堪ヘ火力ノ強弱増減ヲ爲スニ最モ便ニ茶葉ノ硬軟ニ拘ハラズ能ク其捲揉ニ適シ乾燥最モ速ニ且ツ其使用ノ初メニ當リ砥石ヲ以テ研磨シ置クニ依リ爐面滑ラカナルガ故ニ色澤、香味ヲ損スルコト極メテ尠ク木炭ニ於テモ紙焙爐ニ比シ三分ノ二ヲ減省スルノミナラズ其職工ニ於テモ二分ノ一ヲ減ズ、今茲ニ本縣下一ケ年間製茶產額ヲ二百萬貫ト假定シ紙焙爐ヲ以テ一日一人ニ付一貫ト製シ得ルトセバ製造人夫二百萬人ヲ要シ鐵焙爐ニテハ一日一人二貫ト製シ得ベシ、即チ二百萬貫ト茶ハ人夫一百萬人ヲ以テ製造シ得ベキナリ、彼是比較上一百萬ノ人夫ト是レニ隨フ賃金ト減ジ得ルノ理ナリ、況ンヤ現今ノ如ク鐵焙爐ノ製法ニ據ルモ尙製茶ノ期節ニハ多少人夫ノ不足ヲ告ゲ生産家ノ困難言フベカラザルモノアリ、隨ツテ賃金ニ甚シキ騰貴ヲ來スハ明白ナル事

實ナリ、斯クノ如キ時ニ迫リ紙焙爐ヲ以テ製造セントスルモ到底收支相償ハザルガ故ニ勢ヒ終ニ茶園ヲ荒蕪ニ歸セシムルノ外復タ策ナキニ至ラント主張セリ

又禁止論者ハ國家經濟ノ最大柱石ヲ爲スモノハ實ニ製茶ノ輸出ナリ製茶ノ製造ニシテ一度其法ヲ誤リ爲メニ海外ノ聲價ヲ失墜センカ我國物産ノ輸出ヲ杜絶シ大ハ一國經濟ノ紊亂ヲ來シ小ハ一縣生計ノ困難ヲ惹キ起スニ至ラン製茶家ハ之ガ改良方法ヲ計畫シ孜孜汲々以テ今日ニ至レリ之レ國産ノ増殖ヲ圖リ益々貿易ノ盛大ヲ希圖セント欲スルニアルノミ現ニ我國製茶ノ花主ナル米國市場ニハ數百萬斤ノ不良茶充積セリ此ノ時ニ當ツテ鐵焙爐製ノ如キモノ漫然之レヲ等閑ニ附シ去ラバ如何アラン鐵焙爐製ハ第一其ノ香味ヲ損シ殊ニ鐵氣ノ相和シテ一種異様ノ光澤、水色ヲ呈スルモノニシテ其粗製ノ甚ダシキニ至ツテハ遙カニ日乾ノ不良製ニ劣ルモノアリ其製法今ヤ幸ニ一地方ニ止マルヲ以テ尙甚ダシキ害ヲ認メザルモ若シ之ヲ今日ニシテ禁ゼザレバ漸次全縣下ニ蔓延シ製茶ノ聲價ハ將サニ地ニ落チントス今ヤ幸ニ他ノ良製茶アリテ之レニ鐵焙爐製ヲ混淆シ以テ海外ニ輸出スルガ故ニ僅カニ價格ヲ保ツノミ現ニ橫濱港ノ眞正確實ノ評價ニヨルモ普通製ヨリ凡ソ三枚前後ノ低落ヲ目撃セリ双方緻密ノ損益ヲ表出セバ鐵焙爐製豈格段ナル利益ヲ有スルモノアランヤ要スルニ鐵焙爐ノ使用者ハ唯其目前ノ小利ニ趨リ將來ノ大計ヲ思ハザルノ徒ニシテ眞正著實ナル製茶家ハ之ヲ使用セザルノミナラズ其粗製濫造ノ器具ヲ排斥セリ。云々

又本廳ニ於テ製茶ニ老練ニシテ鐵焙爐ヲ使用セシモノニ就キ取調候處鐵焙爐製茶ノ粗惡ナルハ元來焙爐其物ノ惡シキニアラズシテ之ヲ使用スルモノ、其用法ノ適度ヲ誤リタルモノナリ其利器ニ乘ジテ專ラ費用ヲ省カンガ爲メ大ニ火力ヲ強メ一時ニ多量ノ茶葉ヲ取扱フガ故ニ實際粗製ニ流ル、ノ惡弊アルハ眞ニ憂慮ス

ベキ一事件ナリ然レドモ之ヲ適當ニ使用スレバ生葉捲揉ノ際液汁浸出スルモ乾燥シテ鐵分ト結合スルガ如キハ實際無之ニ付色澤、水色、香味等ヲ變ズルモノニアラズ茶葉ニ鐵漿ヲ注入シ色澤ノ變ズルガ如キ比例的トハ其實實ヲ異ニセリ鐵若シクハ紙焙爐何レニテモ乾燥不充分ナレバ貯藏中色澤ヲ變ジ香味ノ佳ナラザルハ同一ノ理由ナリ又茶葉ノ液汁鐵分ト結合シテ變色ヲ呈スルト假定セバ鐵釜ニテ生葉ヲ熬ルモ亦不可ナル筈ナレド從來各府縣下一般ニ使用シ不可ナキハ是レ一ノ確證ナリ。云々

又本年一月中本器使用上利害得失ノ義ニ付御省農務局へ照會及ビ候處農第四一號ヲ以テ御回答ノ次第モ有之旁先以テ尙此上充分ノ調査ヲ遂ゲサセ度主旨ヲ以テ規約書更正數條中鐵焙爐製禁止追加ノ條ヲ除キ他ハ認可候旨指令及ビ置候

就テハ該器具ノ利害得失ハ勿論、内外貿易市場ニ於ケル鐵焙爐製茶ノ實況等充分御取調御明示有之度此段申請候也

右申請に對し三月二十八日農商務省より同省技手村山鎮氏の調査書を添へ、鐵焙爐其物の惡しきにあらず其使用法を誤り遂に粗製に流れたるにして直ちに鐵焙爐を禁止するは穩當ならざるべしと通牒あり、調査書左の如し。

鐵焙爐製茶ノ可否

鐵焙爐製茶可否ノ儀ハ元來鐵板ヲ甚ダシキ熱度トナシ直チニ之ニ生葉ヲ投入シ恰カモ鍋熬チナスガ如クスルトキハ單寧酸鐵ヲ生ジ自ラ茶ニ染附シテ黑色ヲナスニ至ルガ故ニ之ヲ不可ナリトスレドモ其使用方法宜シキヲ得ルニ於テハ決シテ粗製ノモノニアラズ即チ茶葉ヲ尋常ノ蒸葉トナシ之ヲ紙助炭ニテ荒揉ミ少シク液汁ノ乾キタル後チ鐵焙爐ニ移シテ製造シタランニハ粗製ノモノタラザルノミナラズ却ツテ木炭及職工等ノ費用ヲ減ジ得ベシ故ニ使用方法ヲ誤ラザル以上ハ鐵焙爐其物ノ惡シキニアラズ又大ニ利益アルヲ信ズ

六、鐵焙爐限地禁止

斯くして鐵焙爐禁止は遂に不認可となりしが、越えて明治二十九年六月二日本縣茶業組合臨時聯合會議に於ては再び釜熬、鐵焙爐の禁止を決議し、明治三十年四月一日より之を實施することとし、同日議長三橋四郎次氏より小松原縣知事に對し認可を申請し、同月六日農第一五六號を以て是を認可せられ、始めて鐵焙爐の禁止を見るに至れり。

然るに同年十二月安倍、庵原兩郡茶業者總代百八十名は鐵焙爐と紙焙爐の利害得失を論じ、茶價の低落と他の粗製濫造をも罪を鐵焙爐にのみ負はしめたるは謬見なりとして反對を唱へ、陳情書を本縣に提出したるが、富士郡茶業家も亦同じく禁止に反對したり、翌三十年一月十九日に至り、本縣茶業組合臨時聯合會議に於ては鐵焙爐の使用取締につき左記副規約の追加を決議し議長三橋四郎次氏より小松原縣知事に認可を申請したり。

副規約

一、本所規約第五條中釜熬及既製ノ鐵焙爐ハ其一種ニ限リ組合會ノ決議ヲ以テ其地方ノ狀況ヲ具シ知事ノ認可ヲ經テ當分ノ内施行ヲ延期スルコトヲ得(以下略)

然れども右副規約の追加は認可せられざる旨同月二十三日指令ありたるを以て、二月十日再び臨時聯合會議を開き、左記副規約追加を議定し、知事に認可を申請し三月十九日是を認可せられたり。

副規約

一、本所規約第六條中

鐵焙爐 (既製ノモノニシテ葉打、揉捻ニ使用スルニ限ル)

釜 熬 (蒸ニ換ル仕方ニ限ル)

茶芽摘採 (期限ノ伸縮、摘期ヲ伸延スルハ末芽ヲ摘採セザレバ茶樹ニ害アル部落ニ限ル)

右三種中一種ニ限リ組合會ノ決議ヲ以テ嚴重ニ取締ヲ設ケ其狀況ヲ具シ縣知事ノ認可ヲ得テ當分ノ内許可スルコトヲ得

(以下略)

鐵焙爐の禁止は斯くの如く幾多の波瀾曲折を経、遂に附則を以て各郡茶業組合に於て地域を限り延期をなすことを得る事となれり。

七、鐵焙爐全部禁止

其後茶葉粗揉機の應用漸く盛んとなり、此の副規約は明治三十九年二月八日に至り李家知事より尙存置の必要あるやの諮問あり、二月十四日日本縣聯合會は存置の必要なきを答申し、三月九日認可を得て規約より全部削除し、茲に縣下を通じて全く禁止を見るに及べり。

明治四十三年六月四日茶業組合臨時聯合會議に於て、直接火焰吹込装置の製茶機械使用を禁止し、熱風火爐裝置に改造すべきことを決議せる際、舊慣により俄かに金屬助炭(此年六月鐵焙爐とあ
るを金屬助炭と改む)を紙助炭に改造し難き地方は、生産家の申合により改良組合を組織し、之に加入したるもの限り當分の内其使用を許可すべき左記規約施行延期に關する議決をなし、同年十月十四日認可を申請し同月二十三日李家知事より認可せられたり。

規約施行延期ノ件

(前略)

三、舊慣ニヨリ俄かに金屬助炭ヲ紙助炭ニ改造シガタキ地方ハ生産家ノ申合ニヨリ改良組合ヲ組織シ之

ニ加入シタルモノニ限リ當分ノ内其使用ヲ許可ス

但シ其組合ハ左ノ條件ヲ具備スルヲ要ス

一、一大字ヨリ大ナラザル組織タル事

一、組合内取締ノ方法ヲ制定スル事

前項取締法中ニハ焦葉禁止ノ項目ヲ加フベキ事

一、代表者姓名及組合員名簿ヲ本所竝ニ其郡茶業組合ニ届出デ置ク事

一、組合ハ本所竝ニ其郡茶業組合ノ指揮命令ニ服従スル事

一、金屬助炭ノ使用ハ中火迄トシ揚ゲ製ニハ必ズ紙助炭ヲ用フベキ事

但シ金屬助炭二個ニ對シ紙助炭一個以上ノ設備ヲ要ス

一、新タニ金屬助炭ヲ設備セザル事

四、右組合設立後本所ニ於テ其組合ノ成績不良ト認メタルトキハ解散ヲ命ジ直チニ金屬助炭ノ使用ヲ禁止ス

五、金屬助炭改造補助ハ一個ニ付金貳拾錢トシ其期限ヲ本年限リトス

此規約は翌四十四年二月聯合會議に於て、末尾の本年度限りとありしを、明治四十四年度限りと改めら

れたる外、其後何等の更正もなく本縣茶業組合聯合會議所規約中に現存すと雖も、大正元年頃より製茶機械の應用益々盛んとなりたれば、今は縣下に於て鐵焙爐を使用するが如きものは全く其跡を絶つに至れり。

第五節 不良不正茶取締

明治十五、六年頃より我茶業の發展するに従ひ不正不良茶増加し信用を失墜する尠なからざる爲茶業者は其取締と組合の設置を政府に建議し、次で組合準則の發布となり、本縣茶業者も是に基きて明治十七年四月茶業取締所を設け、規約を制定して不正不良茶の取締に従事したるも積弊容易に抜き難きを以て明治十八年は違警罪に規則違反者を加へて是を取締れり。

一、製茶取締と警察

明治十八年一月本縣は甲第二號を以て茶業組合規則違反者に制裁を加ふるに至れり。

甲第二號

明治十六年八月本縣甲第七十一號布達違警罪へ左ノ通り追加條條此旨布達候事

明治十八年一月十九日

静岡縣令 關 口 隆 吉

四十八 茶業組合規則ニ違背シタルモノ

(1) 請願 巡査

明治十八年一月より茶業組合規則違反者を違警罪の項目に加へたるを以て茶業組合に於て特に警察官の保護を請ふ者ありしに依り、茶業組合取締所に於ても縣に出願し縣之を許可せしを以て左記の如く部署を定めたり。

明治十九年四月茶業取締所臨時集會に於て茶業取締上特別警官の保護を請ひ派出巡査の割合は左の如し。

巡査 配置

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 一 宮口組合 一名 | 見付組合 | 掛川組合 |
| 一 濱松組合 一名 | 一 森町組合 二名 | 一 靜波組合 三名 |
| 一 藤枝組合 二名 | 二 俣組合 | 一 金谷組合 |
| 一 川根組合 二名 | 一 静岡組合 二名 | 一 江尻組合 一名 |
| 一 吉原組合 一名 | 一 沼津組合 | |
| 一 大宮組合 一名 | 一 蕪山組合 二名 | |
| | 一 下田組合 | |

前記請願巡査派出に就て本縣勸業課よりの指示左の如し。

- 一、巡廻ハ四月二十日頃ヨリ著手アリタシ
- 一、巡廻日數並ニ巡路等ハ其組合幹事ニ協議ノコト
- 一、巡廻ノ節注意ノ外左ノ通り
- 第一 明治十七年三月本縣甲第二十二號布達茶業組合規則ニ違犯シタルモノヲ見請タルトキハ勿論茶業組合取締所及び各組合役員ヨリ密告スル違反者並ニ組合組織ニ妨害チナスモノ
- 第二 組合ノ標札ヲ門戸ニ掲ゲズシテ製造若シクハ賣買チナスモノ
但シ證票又ハ雇人印鑑ヲ申受アルモ携帶スルヲ失念シタルモノハ宜敷注意ノコト
- 第三 正業者ノ妨害トナルベキ日乾製等ヲ現場ニ目撃シタルトキ
- 第四 他府縣へ輸送スル茶荷物へ荷票ヲ貼用スルコト

(2) 不正茶取締の困難

當時不正不良茶の製造は各郡に亘りて甚だしく、其取締容易ならず、左の一例を以て是を知るを得べし。

茶業取締法等ハ町嚆茶業者へ告知セシモ縣下駿州有渡郡新山地方ト稱スル所四、五十箇村ニ於テハ日乾製ヲ爲スモノ甚ダ多ク故ニ當初四月下旬ヨリ五月初メニ掛リ組合役員ハ勿論縣官巡廻等日々巡廻シテ制止スルト雖モ只目前其制止ニ從フノミニシテ其場ヲ經過スレバ直チニ又人家ノ裏庭田圃等ニ夥シク排列シテ日干ヲ爲シ到底止ルベキ様子ナキヲ以テ五月三日ニ於テ以後日乾茶ハ悉ク現場ニ於テ差押へ製造ハ豫テ定ムル所ノ本縣違警罪ニ處セラレンコトヲ縣廳ニ上申セシニ縣廳ニ於テモ臨時特務巡査ノ數ヲ増加シ已ニ五月九日ノ如キハ該地方五十箇村ノ間へ五十名ノ巡査ヲ一時ニ派出シ嚴重ノ處分ニ及バシカバ村民等大ニ恐怖ノ體ニテ頗ル取締方行届ト雖モ未ダ十分ニ至ラズ於是乎又一法ヲ設ケ該地方ヨリ製茶ヲ持出シ販賣スル場所ハ率ネ静岡、清水、江尻ノ三市街ナルヲ以テ巡査並ニ組合役員等四、五名ヅ、手分シテ右ノ三市ニ付キ日々現品ヲ検査シ不正不良茶ハ悉ク取揚ケ燒棄スル事トシ静岡ノ如キ製茶專業ノ商人千有餘人ナルヲ以テ一時ハ其検査モ困難ナリシト雖モ終ニ其功ヲ奏シ六月末ニ至リテハ殆ンド不正不良茶ヲ一掃スルニ至レリ其他ハ特務巡査並ニ組合役員等ノ盡力ニ頼リ格別規約ニ違背シテ不良茶等ヲ製造スルモノ甚ダ鮮少ナリシト雖モ今日マテ規約違背ニ依ツテ沒收燒棄シタル製茶千七百三十斤、違警罪ヲ以テ罰セラレタルモノ二百三十人、輕罪ヲ以テ罰セラレタルモノ一人、此内静岡組合ニ違約者甚ダ多キヲ以テ本縣知事モ大ニ憂慮セラレ六月十日ニ於テ郡長、勸業課長等テ從ヘ該地ニ出張重立チタル者共ヲ呼出シ厚ク説諭ヲ加ヘラレタリ、右ノ次第ナルニ依リ茶業者中或ハ取締法ニ對シテ不平等ヲ稱フル者夥多ナラントノ覺悟ナリシガ右ノ類至ツテ稀少ナリシハ一般ノ人心漸ク改良ノ必要ヲ悟了セシナラン

(3) 警部長訓令

明治二十四年四月本縣警部長より左の訓令ありたり。

茶業並ニ蠶絲業ノ義ハ各受持巡査ニ於テ之レガ取締ヲ爲スベキハ勿論ニ候共警察署所在地ハ本年五月一日ヨリ同八月十五日迄特ニ専務一名ヲ置キ尙一層取締ヲナサシムベク尤モ取締上必要ト認ムル場合ニ於テハ取締專務巡査ヲシテ便宜部内各村落ヲ巡廻取締ヲ爲サシムルコトヲ得

明治二十四年四月四日

静岡縣警部長 相原安次郎

(4) 本所通牒

明治二十四年四月二十二日本所より各茶業組合へ左の通知をなせり。

二十四年茶業取締特務巡査ノ義ニ付テハ本月四日相原警部長ヨリ別紙ニ通り訓令相成候間組合ヨリ巡廻請求ノ時ヲ以テ取締上必要ノ場合ト認メ専務巡査ノ巡廻可有之候間便宜組合ヨリ御請求有之度此段申進候也

(5) 請願巡査廢止

明治二十六年二月本所の決議に依り四月二十五日より請願巡査四名を置き有渡、安倍郡組合以東一名、佐野、城東、榛原、志太、益津郡三組合へ一名、周智、豊田郡北部組合へ一名、引佐、龜玉、豊田、南磐田、山名郡組合へ一名を配置し彼是氣脈を通じて製茶取締に従事せしめたり。

明治二十七年も前年の例に依り五月より八月末日迄請願巡査八名を置き豫め其受持を定め富士、駿東、伊豆一圓を一名、庵原、有渡東部を一名、有渡、安倍、静岡を一名、志太、益津一名、榛原一名、佐野、城東一名、豊田南部、山名、磐田及敷知、長上、濱名一名、周智及豊田北部を一名とし取締をなせり。

明治二十八年製茶取締の爲請願巡査設置の儀は各組合共聯合會議決の精神に基き之が請願をなしたれども賀茂、那賀組合にては施務の都合により其請願をなさざりき。

明治二十九年製茶取締の爲請願巡査設置方法前年決議の精神と異なることなく各組合之を實行せり。(賀茂、那賀は除く)

明治三十及三十一年度は製茶取締の爲請願巡査の方法は前年と異なるなく但し賀茂、田方二組合は其設置をなさざりき。

明治三十二年度は茶業組合聯合會議所直轄請願巡査一名を置き取締をなさしめ各組合には補助金を交付したり。

同三十三年製茶取締の爲め本所のみ一名の請願巡査を設置せしも其筋の都合上短期の請願を許可せざるより各組合は概ね検査員を以て取締に従事せしむるに至れり、而して本所請願巡査の如きも毎月其人を換へて派出せられ取締上不便の感なきにあらざりき、依つて次年度よりは請願巡査の請求を廢止するに至れり。

二、検査員

明治三十四年製茶取締に付き請願巡査は其筋の都合上一定の人を派出する能はざるに至れるを以て、取締上不都合なるより、本所は検査員一名小林平一郎氏を雇入れ一般取締をなさしめたり。

明治三十五年度は製茶取締に付ては経費上の都合に依り通常検査員本所に一名小林平一郎氏を置き摘採取締の爲九月に至り猶二名山口峰雄、關茂作二氏を増加し、各組合の取締方は其組合に一任せり。

同年横濱製茶検査所に立會人の必要を認め本所より一名を出張せしめたり。

明治三十六、七年度も通常検査員を本所に一名小林平一郎氏を置き、更に摘採取締の爲九月に至り臨時検査員三名を増加したり。

明治三十八年度は製茶検査員として小林平一郎、成岡國藏、寺田茂平の三氏を雇用し、志太、榛原兩郡を小林氏、静岡以東を成岡氏、小笠以西を寺田氏の受持と定め、五月より九月に至るの間絶えず其部内を巡廻して取締を爲せり。

明治三十九年製茶検査員として小林平一郎、成岡國藏、寺田茂平の三氏を雇用し志太、榛原兩郡を寺田氏、静岡以東を成岡氏、小笠以西を小林氏の受持と定め、五月より九月に至るの間絶えず其部内を巡廻して取締を爲せり。

て取締をなせり。

明治四十年縣内製茶の検査は年々取締行届き漸次其歩を進めつゝありと雖も経費に限りありて検査員の不足なる爲幾分遺憾の點なきに非らず、殊に製茶荷票の取締に至りては將來一層の嚴密なる方法を設くるの必要を感じ検査員を任用する左の如し。

静岡以東 寺田茂平 志太、榛原、小笠 小林平一郎

磐田以西 成岡國藏

中央會議所囑託検査 藤野豊平

明治四十一年製茶検査員左の如し。

静岡以東 小林平一郎、杉本金作

志太、榛原、小笠 成岡國藏

磐田以西 寺田茂平

中央會議所囑託検査 藤野豊平

清水港へは製茶積取汽船入港の時々、竝に各鐵道停車場等へは日々巡視をなし、他府縣よりの移入茶に對して十分の注意をなし、殊に製茶荷票貼用の取締に至りては前年に比し一層嚴密を加へたり。

明治四十二年五月より九月まで検査員十三名を任用し、各受持を定め巡廻取締を爲さしむ、但し組合検査員を督勵したる結果従前に比し幾分製茶に改良を加へたり。

明治四十二年度検査員左の如し。

巡廻區域

静岡以東 庵原、安倍、静岡

寺田茂平

静岡縣茶業史

静岡縣茶業史

(八六六)

| | |
|-------------|-------------|
| 賀茂、田方、駿東、富士 | 長田定太郎 |
| 静岡 | 望月平吉 |
| 賀茂、田方、駿東、富士 | 巡廻教師 柳下兼作 |
| 庵原、安倍、静岡 | 同 土屋辰藏 |
| 志太、榛原 | 同 村松陣三郎 |
| 志太 | 巡廻教師 小長谷松五郎 |
| 榛原 | 同 飯塚彌作 |
| 小笠 | 同 松下儀八 |
| 小笠、周智 | 同 成岡國藏 |
| 磐田南北、濱名、引佐 | 同 小林平一郎 |
| 周智 | 巡廻教師 前島梅次郎 |
| 濱名 | 同 北村源三郎 |
| 引佐 | 同 中村政太郎 |

検査員兼巡廻教師心得 (明治四十二年規程)

- 第一條 検査員兼巡廻教師ハ忠實ニ其職務ニ服シ受持部内巡廻中ハ日々其出來事ヲ日誌トシ毎月二回十五日毎ニ本所ヘ報告スベシ
- 第二條 當業者ニ對シテハ島メテ親切ヲ旨トシ萬一粗製ヲ爲スモノ若シクハ機械使用法ヲ誤リタルモノヲ發見シタルトキハ之ヲ指導シテ改善ヲ促ガスベシ
- 第三條 規約違犯者ヲ發見シタルトキハ直チニ其地組合長又ハ本所ヘ報告シ其處分ヲ乞フベシ
- 但シ本所規約第八條ノ違犯者ハ其茶ヲ差押ヘ本條ノ手續ヲナスベシ
- 第四條 時々鐵道停車場又ハ荷物集散地ヘ出張茶荷物ノ検査ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ検査シタル茶荷物ヘハ檢定證ヲ附スベシ
- 第五條 清水検査場常駐ノ検査員ハ同地ヘ輸送ノ茶荷物ハ總テ検査シ出港汽船ヘ積込タル茶荷物個數及荷主名ヲ其都度本所ヘ報告スベシ
- 但シ餘暇アルトキハ江尻及静岡兩停車場ヘ集散ノ茶荷物ヲモ検査スベシ
- 第六條 受持部外ヘ出張ヲ要スルコトアルトキハ豫メ本所ノ許可ヲ受クベシ

但シ急速ノ件ニテ許可ヲ得ル餘日ナキ場合ハ直チニ其旨ヲ本所ヘ報告スベシ

第七條 疾病ノ爲メ職務ニ従事スル能ハザルトキハ速カニ本所ヘ報告スベシ若シ疾病ノ爲メ缺勤七日以上ニ達シタルトキハ八日分ヨリ手當ヲ給セズ

但シ病氣ノ原因職務ヨリ出テタルモノハ此限ニアラズ

第八條 私事ノ爲缺勤シタルトキハ日割チ以テ手當ヲ減ズ若シ缺勤數日ニ亘リ又ハ職務荒怠ト認メタルトキハ其職ヲ免ズ

第九條 手當ハ其受持部内ノ組合事務所ニ託シ毎月二十五日ヲ以テ相渡ス、但シ本所附近受持ノ者ハ同日本所ニ於テ相渡ス

第十條 職務ノタメニ要セシ通信費等ハ時々取調ベ本所ヘ請求スベシ又本所ノ命ニヨリ召集シタルトキノ旅費ハ實費ノ額ヲ支給ス

同年本所は製茶検査規定を次の如く定めたり。

第一 検査員ニ於テ不正不長又ハ標準茶以下ノ茶ト認メタル場合ハ規約ニ依リテ相當ノ手續ヲ了シ其現品ノ見本ヲ組長又ハ事務長ニ提出シ其狀況ヲ具申スベシ

第二 組長又ハ事務長ニ於テハ之ヲ審判シ規約ニヨリ相當處分スルモノトス

検査員ノ差押ヘタル製茶ニ對シ異議ヲ申出タルノ場合ハ組長又ハ事務長ニ於テ推選シタル左記三名ノ審判委員ヲシテ審判セシム

明治四十三年製茶取締の爲五月一日より検査員十七名を任用し、普く縣下の巡廻取締をなさしめ、各組合に於て取締を爲さしむるが爲、検査費千參百七拾餘圓を本所より各組合へ交附せり、但し一名は中央會議所の囑託により清水検査所の常駐として専ら輸出茶の取締をなせり、本年検査員を増員し、當業者に警告したるに拘らず、其一番茶に於ける不良茶の市場へ上る事頗る多く、到底既定の方法のみにては之を取締るの不可能なるを知り、臨時聯合會を開き其結果更に検査員十五名を増員し、極力粗製茶地方を取締れり。

明治四十三年度検査員

| | | | |
|-------|-------|------------------|------|
| 検査所位置 | 巡廻區域 | 任用期間 | 氏名 |
| 沼津 | 伊豆及駿東 | 自五月三箇月 至七月三箇月 | 中島伍作 |

静岡縣茶業史

(八六七)

| | | | |
|-------|---------------|--------|--------|
| 沼津 | 富士時二駿東ヲ兼務 | 自五月五箇月 | 柳下兼作 |
| 江尻 | 富士郡以東 | 同 | 長田定太郎 |
| 静岡 | 本所詰但シ本所ニ事務ナキ間 | 同 | 寺田茂平 |
| 同 | 安倍、庵原、静岡 | 同 | 土屋辰藏 |
| 同 | 志大郡 | 同 | 小林平一郎 |
| 藤枝 | 榑原郡 | 同 | 小長谷松五郎 |
| 金谷 | 小笠郡 | 同 | 飯塚彌八郎 |
| 掛川 | 志太、榑原、小笠 | 同 | 松下儀三郎 |
| 同 | 磐田南北、周智 | 同 | 前島梅次郎 |
| 同 | 同上 | 同 | 鈴木音策 |
| 濱松 | 濱名郡 | 自五月三箇月 | 西尾雄平 |
| 同 | 同 | 同 | 鈴木春吉 |
| 引佐 | 引佐郡 | 同 | 中村政太郎 |
| 清水検査所 | 磐田、周智以西 | 同 | 望月平吉 |
| 同 | 清水港 | 自五月 | 藤野豊平 |
| 同 | 掛川、金谷間 | 自十二月 | 青島美作 |
| 同 | 掛ノ内驛 | | |

明治四十四年製茶検査員

検査所位置
 静岡市
 同
 濱松町
 掛ノ内驛

取締區域
 静岡、蒲原間
 同
 濱松、袋井間
 掛川、金谷間

| | | |
|--------|---------|-------|
| 藤枝驛 | 島田、焼津間 | 長田定太郎 |
| 鈴川驛 | 岩淵以東各驛 | 山本和三郎 |
| 清水町 | 清水、江尻間 | 藤野豊平 |
| 引佐郡組合 | 引佐郡 | 中村政太郎 |
| 濱名郡組合 | 濱名郡 | 鈴木春吉 |
| 磐田北部組合 | 磐田北部 | 高塚角藏 |
| 同 南部組合 | 同 南部 | 前島梅次郎 |
| 同 | 周智、磐田以西 | 土屋辰藏 |
| 周智郡組合 | 周智郡 | 鈴木音策 |
| 小笠郡組合 | 小笠郡 | 巡廻教師 |
| 榑原郡組合 | 榑原郡 | 巡廻教師 |
| 志太郡組合 | 志太郡 | 同 |
| 静岡市 | 静岡以東 | 同 |
| 同 | 静岡市 | 同 |
| 同 | 安倍郡 | 同 |
| 同 | 庵原郡 | 同 |
| 同 | 富士郡 | 同 |
| 同 | 伊豆一圓 | 同 |
| 同 | 伊豆一圓 | 同 |

明治四十五年三月聯合會に於て組合検査囑託規程を左の如く定めたり。

第一條 本所ハ毎年豫算ノ定ムル處ニヨリ検査員ヲ各組合ニ交附シテ其組合内製茶ノ取締ヲ囑託スルモノトス
 第二條 組合ニ於テハ本所ノ囑託ヲ拒ム事ヲ得ザルハ勿論其交附セラレキ検査費ヲ検査以外ノ費途ニ充用スル事ヲ得ズ
 第三條 組合ニ於テハ検査費豫算、検査方法及期間並ニ検査員ノ姓名員數ヲ豫メ本所へ届出テ承認テ乞フベシ

第四條 本所ニ於テハ前條届出テニ關スル検査方法等ニ付キ組合ヘ命令スル事アルベシ

静岡縣茶業組合聯合會議所にては大正元年四月二十七日本年度の茶業検査員藤野豊平氏外十三人巡廻教師寺田茂平、松永龜次郎二氏を任命したるが、今本縣の茶業取締機關を記さんに、右の外縣廳にては製茶監督員小林豊熊氏外二名あり、茶業中央會議所よりは静岡検査所長山田繁平氏、技師菱川松次氏、倉島技手、横山技術員の外、清水港に輸出検査員三名を派して取締をなし、此外各郡には榛原、小笠の定員八名、臨時四名の検査員を始め、少なくとも一郡三名の検査員あり。

大正元年検査員並巡廻教師

| 検査所位置 | 取締區域 | 氏名 |
|----------|----------|--------|
| 濱松、中泉 | 濱松、中泉間各驛 | 山本和三郎 |
| 掛川、袋井 | 袋井、掛川間驛 | 芳澤元 |
| 堀ノ内、金谷 | 堀ノ内、金谷驛 | 村松陣三郎 |
| 藤枝、島田 | 藤枝、島田驛 | 溝口熊吉 |
| 焼津、静岡 | 焼津、静岡間各驛 | 鈴木九平太 |
| 静岡市 | 静岡驛 | 望月平吉 |
| 同 | 同 | 寺田茂平 |
| 同 | 同 | 松永龜次郎 |
| 同 | 同 | 小柳津清太郎 |
| 江尻、静岡 | 江尻、静岡驛 | 中島吾作 |
| 興津、蒲原、岩淵 | 興津、岩淵各驛 | 山田金十 |
| 鈴川、富士 | 鈴川、富士驛 | 高塚角藏 |
| 吉原 | 大宮、吉原驛 | 田中常藏 |

原、沼津
清水
鹿島

原、沼津驛
清水港
二俣町

青島美作
藤野豊平
小杉鎌吉

同年検査員並巡廻教師心得を左の如く改正せり。

- 第一條 検査員巡廻教師ハ忠實ニ其職務ニ服シ受持部内ノ出来事ヲ日誌トシ毎月二回十五日毎ニ本所ヘ報告スベシ且前月中ニ於ケル輸出入荷物個數及他府縣ヨリ輸入ノ者ハ其出荷地別ニ取調ベ報告スベシ
- 第二條 當業者ニ對シテハ勸メテ親切ヲ旨トスベシ
- 第三條 検査ノ爲メ茶荷物ヲ開封スルトキハ荷傷無キ様取扱検査終リタラバ原形ニ復シ檢定證ヲ附スベシ
- 第四條 規約違反者又ハ不正不真茶ヲ發見シタルトキハ直チニ其地組合長又ハ本所ヘ報告シ其處分ヲ乞フベシ且不正不真茶ハ之ヲ差押ヘ置キ本條ノ手續ヲナスベシ
- 第五條 受持部外ヘ出張ヲ要スルコトアルトキハ豫メ本所ノ許可ヲ受クベシ急速ノ件ニテ許可ヲ得ル餘日ナキ場合ハ直チニ其旨ヲ本所ヘ報告スベシ
- 第六條 疾病ノ爲メ職務ニ従事スル能ハザルトキハ速カニ本所ヘ報告スベシ若シ疾病ノ爲メ缺勤七日以上ニ達シタルトキハ八日目分ヨリ手當ヲ給セズ、但シ病氣ノ原因職務ヨリ出テタルモノハ此ノ限りニ非ラズ
- 第七條 私事ノ爲メ缺勤シタルトキハ日割ヲ以テ手當ヲ減ズ若シ缺勤數日ニ亘リ又ハ職務荒怠ト認メタルトキハ其職ヲ免ズ、但シ十日間ニ一日ノ休暇ヲ與フ
- 第八條 手當ハ其受持部内ノ組合事務所ニ託シ毎月二十五日ヲ以テ相渡ス、但シ本所附近受持ノ者ハ同日本所ニ於テ相渡ス
- 第九條 職務ノ爲メニ要セシ通信費等ハ時々取調ベ本所ヘ請求スベシ又本所ノ命ニヨリ召集シタルトキノ旅費ハ實費額ヲ支給ス

大正二年度検査員並巡廻教師

| 検査所位置 | 取締區域 | 期 間 | 氏 名 |
|-------|--------|---------|-------|
| 濱松 | 濱松、中泉 | 五月ヨリ四箇月 | 鈴木九平太 |
| 掛川 | 掛川、堀ノ内 | 八月マデ年度内 | 高塚角藏 |

| | | | | | |
|----|----------|---------------|-----|----|-----|
| 金谷 | 金谷及附近 | 五月ヨリ 九月マデ | 五箇月 | 村松 | 三郎 |
| 同 | 同 | 年度内 | | 寺田 | 茂平 |
| 藤枝 | 藤枝、島田 | 同 | | 溝口 | 熊吉 |
| 同 | 同 焼津 | 五月ヨリ 八月マデ | 四箇月 | 飯塚 | 金之丞 |
| 静岡 | 静岡及附近 | 年度内 | | 望月 | 平吉 |
| 同 | 同 | 同 | | 中島 | 伍作 |
| 同 | 同 江尻 | 五月ヨリ 八月マデ | 四箇月 | 長田 | 定太郎 |
| 鈴川 | 鈴川、富士、岩淵 | 五月ヨリ 九月マデ | 五箇月 | 山本 | 和三郎 |
| 鹿島 | 鹿島、二俣 | 五月ヨリ 八月マデ | 四箇月 | 小杉 | 鎌吉 |
| 原 | 原、沼津 | 同 | | 田中 | 常藏 |
| 清水 | 清水、江尻 | 五月ヨリ 十二月マデ | 八箇月 | 藤野 | 豊平 |
| | | | | 松永 | 龜次郎 |
| | | | | 橋村 | 敬一 |
| | | | | 同 | |

組合検査囑託規程

大正二年三月定時聯合會議に於て組合検査囑託規程を左の如く決議せり。

組合検査囑託規程 (大正二年三月)

- 第一條 本所ハ毎年豫算ノ定ムル所ニヨリ検査費ヲ各組合ニ交付シテ其組合内製茶ノ取締ヲ囑託スルモノトス
- 第二條 組合ニ於テハ本所ノ囑託ヲ拒ム事ヲ得ザルハ勿論其交付セラルベキ検査費ヲ検査以外ノ費途ニ充用スル事ヲ得ズ
- 第三條 組合ニ於テハ検査費豫算、検査方法及期間並ニ検査員ノ姓名員數等ヲ豫メ本所へ届出テ承認ヲ乞フ可シ
- 第四條 熱風火爐検査費ハ前年度未火爐數ニ割當テ左ノ累減率ニヨリ各組合ニ交付ス
百個未満一個ニ付拾六錢、百一個以上三百個迄同拾五錢、三百一個以上六百個迄同拾參錢、六百一個以上千個迄同拾貳錢、千一個以

上二千個迄同拾錢、二千一個以上同九錢

- 第五條 熱風火爐検査著手期日ハ其前本所へ届出テ又終了ノ上ハ其成績ヲ本所へ報告スルモノトス
- 第六條 第四條ノ検査費ハ検査終了報告後其成績ニヨリ交付スルモノトス
- 第七條 本所ニ於テハ第三條、第五條ノ届出テニ關スル検査方法等ニ付組合へ命令スルコトアルベシ

大正三年度検査員並巡廻教師

| 検査所位置 | 取締區域 | 期 間 | 氏 名 |
|-------|----------|---------------|-----------------|
| 濱松 | 濱松、中泉 | 五月ヨリ 八月マデ | 田島 金作 |
| 掛川 | 掛川、堀ノ内 | 年度内 | 村松 陣三郎 |
| 同 | 掛川、袋井 | 五月ヨリ 九月マデ | 橋村 敬一 |
| 金谷 | 金谷及附近 | 同上 | 鈴木 九平太 |
| 藤枝 | 藤枝、島田 | 年度内 | 兼巡廻教師 寺田 茂平 |
| 同 | 藤枝、焼津 | 五月ヨリ 九月マデ | 山本 和三郎 |
| 静岡 | 静岡及附近 | 年度内 | 望月 平吉 |
| 同 | 同 | 五月ヨリ 九月マデ | 長田 定太郎 |
| 同 | 同 | 同上 | 西谷 銀次郎 |
| 清水 | 清水、江尻 | 五月ヨリ 十二月マデ | 藤野 豊平 |
| 鈴川 | 鈴川、富士、岩淵 | 五月ヨリ 九月マデ | 高塚 角藏 |
| 原 | 原、沼津 | 五月ヨリ 八月マデ | 兼巡廻教師 田中 常藏 |
| 鹿島 | 鹿島及二俣 | 同上 | 小杉 鎌吉 |
| 大宮 | 大宮、吉原 | 五月ヨリ 九月マデ | 兼巡廻教師 磯部 伊勢吉 |

大正四年度検査員並に巡廻教師次の如し。

| 検査所位置 | 取締區域 | 期 間 | 氏 名 |
|-------|---------|---------|-------|
| 鹿島 | 鹿島及二俣附近 | 五月ヨリ五箇月 | 赤堀安兵衛 |
| 濱松 | 濱松 | 九月マデ | 山本和三郎 |
| 袋井 | 中泉及袋井 | 同 | 大村金作 |
| 堀ノ内 | 堀ノ内 | 同 | 橋村敬一 |
| 金谷 | 金谷 | 同 | 長田定太郎 |
| 磐田郡内 | 磐田郡内 | 同 | 鳥羽忠平 |
| 掛川及金谷 | 掛川及金谷 | 年度内 | 村松陣三郎 |
| 藤枝 | 志太 | 同 | 寺田茂平 |
| 島田 | 島田 | 五月ヨリ五箇月 | 鈴木九平太 |
| 藤枝 | 藤枝 | 九月マデ | 山田金十 |
| 焼津 | 焼津 | 同 | 松永龜次郎 |
| 静岡 | 静岡 | 同 | 奥川清市 |
| 同 | 同 | 年度内 | 望月平吉 |
| 江尻 | 江尻 | 五月ヨリ五箇月 | 青木孝之 |
| 清水 | 清水 | 五月ヨリ | 藤・野豊平 |
| 鈴川 | 岩淵ヨリ鈴川 | 十二月マデ | 高塚角藏 |
| 沼津 | 原及沼津 | 五月ヨリ五箇月 | 松本善吉 |
| | 富士郡内 | 九月マデ | 大塚傳一 |

大正四年度検査員並に巡廻教師服務規程を定むる次の如し。

検査員並に巡廻教師服務規程

- 第一條 製茶検査員及巡廻教師ハ指定セラレタル検査所又ハ區域内ヲ巡視シ製茶ノ取締並指導ニ従事スルモノトス
- 第二條 製茶検査員及巡廻教師ハ所在地組合若シクハ同検査員ト常ニ氣脈ヲ通ジ忠實其職務ニ服シ監督者ノ命令ヲ遵奉スルハ勿論當業者ニ對シテハ勗メテ親切ヲ旨トスベシ
- 第三條 規約違反者又ハ不正不直茶ヲ發見シタルトキハ直チニ所在地組合長ヨリ申告シ其處分ヲ乞フト共ニ本所ヘ報告スベシ
- 但シ不正不直茶ハ之レヲ差押ヘ置キ本條ノ手續ヲナス可シ
- 第四條 製茶検査員及巡廻教師ハ指定部内ノ出來事ヲ日誌トシ毎月一日、十六日ノ二回ニ本所ヘ報告スベシ
- 第五條 製茶検査所ニハ左記帳簿ヲ備ヘ前月中ニ於ケル輸出茶荷物個數、數量及荷受地、出荷地別ニ取調ベ毎月十日迄ニ本所ヘ報告ス可シ
- 一、備品臺帳 一、検査簿 一、統計簿 一、消耗品受入簿 一、日誌
- 第六條 検査ノ爲メ荷物ヲ開封スル時ハ荷傷ミナキ様取扱ヒ検査終了ノ上ハ直チニ原形ニ復シ検査證ヲ添附スベシ
- 第七條 巡廻教師ハ所在地組合ト協議ノ上時々巡廻日割ヲ豫定報告ス可シ
- 第八條 製茶検査員及巡廻教師ハ取締員徽章ヲ佩用シ當業者ノ家宅藏置所製造場等ニ立入ルトキハ必要ニ應ジ證票ヲ提示ス可シ
- 第九條 指定地外へ出張ヲ要スル場合ハ豫メ其用件ヲ具シ本所ノ許可ヲ受クベシ
- 但シ急速ヲ要スル事件ニシテ本所ノ許可ヲ受クル暇ナキ場合ハ事後其旨本所ヘ報告スベシ
- 第十條 検査員巡廻教師ニハ十日間ニ付キ一日ノ休暇ヲ與フ若シ私事ノ爲メ缺勤シタル時ハ日割ヲ以テ給與ヲ減シ缺勤數日ニ亘リ又ハ職務怠慢ト認メタルトキハ其職ヲ免ズルコトアル可シ
- 第十一條 前條ノ休暇ニ際シテハ三日前ニ本所ニ届ケ出テ検査員ニアリテハ所在地組合ニ代動ヲ求メ交代引繼ヲナス可シ若シ組合ニ代動者ヲ得難キ場合ハ本所ノ指揮ヲ受ク可シ
- 第十二條 疾病ノ爲メ職務ニ従事スル能ハザルトキハ速カニ本所ヘ報告ス可シ若シ疾病ノ爲メ缺勤七日以上ニ亘リタル時ハ八日目ヨリ給與ヲ廢ス
- 但シ病氣ノ原因ガ職務ニ出テタル者ハ此限リニアラズ
- 第十三條 検査員服務ノ爲メ午後十時以後ニ及ビタル時ハ賄料トシテ金拾錢ヲ同十二時以後ニ及ビタル時ハ金貳拾錢ヲ支給ス但シ人夫ノ

賄料ハ半額トス
 第十四條 職務ニ要セシ通信費、消耗品等ハ毎月末取調ベ本所へ請求スベシ又本所ノ命ニヨリ召集或ハ出張シタルトキノ旅費ハ實費ヲ支給ス
 但シ金員領收及物品ノ保管購入ニ關シテハ本所ノ命ニ據ルベシ
 第十五條 給料及手當ハ所在地組合事務所ニ託シ毎月二十五日ヲ以テ支拂フモノトス
 第十六條 本規則ノ外必要ナル事項ハ隨時命令スルモノトス

大正五年度検査員並に巡廻教師

| 取締區域 | 期 間 | 職 名 | 氏 名 |
|------------|------------------|--------------|-------|
| 掛川驛 | 自五月五箇月 至九月五箇月 | 検査員 | 橋村敬一 |
| 静岡検査所 | 同 | 同 | 加藤信吉 |
| 藤枝驛 | 同 | 同 | 山本和三郎 |
| 島田驛 | 同 | 同 | 鈴木九平太 |
| 静岡驛 | 同 | 検査員兼 巡廻教師 | 奥川清市 |
| 金谷驛 | 同 | 同 | 山田金十郎 |
| 鈴川驛 | 自五月三箇月 至七月三箇月 | 同 | 榎田長三郎 |
| 袋井驛 | 自五月五箇月 至九月五箇月 | 同 | 田島金作 |
| 大宮町、富士驛 | 同 | 同 | 高塚角藏 |
| 濱松驛 | 同 | 同 | 長田定太郎 |
| 志太、榛原郡ノ東南部 | 自五月四箇月 至八月四箇月 | 同 | 松永龜次郎 |
| 引佐、濱名、磐田北部 | 自五月五箇月 至九月五箇月 | 同 | 磯部伊勢吉 |
| 鹿島驛 | 自五月四箇月 至八月四箇月 | 同 | 赤堀安兵衛 |

清水検査所 自五月八箇月
至十二月八箇月 検査員 藤野豊平
 中泉驛 自五月四箇月
至八月四箇月 同 佐藤惣五郎
 原驛、沼津驛 自五月五箇月
至九月五箇月 同 梅原多喜知
 小笠、榛原郡南部 自五月四箇月
至八月四箇月 検査員兼
巡廻教師 關茂作
 藤枝驛 年度内 同 寺田茂平
 堀ノ内驛 同 同 村松陣三郎
 静岡驛 同 同 望月平吉
 江尻驛 自五月五箇月
至九月五箇月 同 鹽澤克己
 富士郡以東 自四月六箇月
至九月六箇月 同 大塚傳一
 磐田南部、濱名郡 同 同 北川周平
 安倍郡、庵原郡 同 同 松下政平
 駿州川根 自五月四箇月
至八月四箇月 同 堀田兼吉
 遠州川根 同 同 戸塚豊藏

大正六年二月本所に於て監督検査員として技手藤田要之助氏を任用して各茶業組合を巡廻せしめたり。

大正六年度検査員

| 取締區域 | 期 間 | 職 名 | 氏 名 |
|------|------------------|-----|-------|
| 掛川驛 | 年度内 | 検査員 | 村松陣三郎 |
| 静岡驛 | 同 | 同 | 望月平吉 |
| 藤枝驛 | 自五月五箇月 至九月五箇月 | 同 | 鈴木九平太 |

静岡縣茶業史

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------|-------|----|-------|----|-----|--------|----|----|----|----|------|----|---|----|----|----|----|---|---|
| 磐田北部、引佐、濱名 | 沼津、原 | 鈴川、富士 | 大宮 | 江尻、清水 | 島田 | 金谷 | 堀ノ内 | 掛川 | 袋井 | 中泉 | 小笠 | 取縮區域 | 縣内 | 原 | 鈴川 | 大宮 | 清水 | 静岡 | 同 | |
| 自五月至九月 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 年度内 | 自五月至九月 | 同 | 同 | 同 | 同 | 期 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

大正八年度検査員並巡廻教師

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|-------|-----|------|------|-------|------|-------|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 山本太郎 | 梅原喜知 | 高塚角藏 | 池田忠吉 | 磯部伊勢 | 山本和三郎 | 芳澤元 | 前島與作 | 鈴木九平 | 岡田智恵次 | 飯田保一 | 松下喜三郎 | 松田喜三郎 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

静岡縣茶業史

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|----|---|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|-------|----|-------|----|----|----|---------|-------|
| 同 | 江尻 | 藤枝 | 同 | 島田 | 金谷 | 堀ノ内 | 掛川 | 袋井 | 中泉 | 濱松 | 鹿島 | 川根 | 駿東、田方 | 富士 | 安倍、庵原 | 志太 | 榛原 | 小笠 | 磐田南部、周智 | 濱名、引佐 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-----|-------|------|------|------|------|-------|------|------|-------|------|------|-----|-------|-------|------|-------|------|------|
| 鈴木關治 | 三浦安太郎 | 芳澤元 | 鈴木掛熊十 | 前島與作 | 寺田茂平 | 松田儀八 | 鈴木九平 | 岡田智恵次 | 松本儀一 | 高塚角藏 | 大須賀良朗 | 羽山島吉 | 高塚甫一 | 關茂作 | 鈴木佐久次 | 松永龜次郎 | 青木喜作 | 松下喜三郎 | 奥川清市 | 松下政平 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

静岡縣茶業史

磐田北部

自五月至八月

巡迴教師兼検査員

赤澤泰吉

(八八二)

大正九年度検査員並巡迴教師

期 間

職 名

藤田要之助

取締區域
縣内

自五月至九月

監督検査員
検査員

森熊藏

原、沼津

同

同

關茂

鈴木、富士

同

同

池田忠

大宮

同

同

大石春吉

江尻

同

同

藤野平吉

清水

自五月至十二月

同

望月平吉

静岡

自五月至十月

同

溝口熊吉

同

自五月至九月

同

村下與助

同

年度内

同

芳澤元

同

自五月至九月

同

松本儀一

島田

同

同

鈴木木關

金谷

年度内

同

寺田茂

掛川

自五月至十月

同

鈴木木九平

堀ノ内

年度内

同

松田儀八

袋井

自五月至九月

同

岡田智惠次

中泉

同

同

前島與

濱松

同

同

高塚角藏

田方、駿東

同

巡迴教師兼検査員

北川周平

富士

同

同

飯塚和吉

安倍、庵原

同

同

戸塚清市

志太

同

同

奥川清三

榛原

同

同

松木喜三郎

小笠

同

同

青木喜三郎

周智、磐田南部

同

同

武田和八郎

磐田北部

同

同

大島喜八

濱名、引佐

同

同

松下政平

川根

同

同

戸塚豐藏

大正十年度検査員並巡迴教師

期 間

職 名

藤田要之助

取締區域
縣内

自五月至九月

監督検査員
検査員

西尾雄平

濱松

同

同

關茂

中泉

同

同

岡田智惠次

袋井

同

同

前島與

掛川

同

同

松田儀八

堀ノ内

年度内

同

芳澤元

金谷

同

同

鈴木木九平

島田

自五月至九月

同

寺田茂

藤枝

年度内

同

望月平吉

静岡

同

同

望月平吉

静岡縣茶業史

(八八三)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|-----|--------|------|------|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|----|
| 静岡 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | | | |
| 江尻、興津 | 清水 | 大宮 | 鈴川 | 原、沼津 | 静岡市場 | 引佐、濱名 | 磐田北部 | 同南部 | 周智 | 小笠 | 榎原 | 志太 | 榛原川根 | 志太川根 | 安倍 | 庵原 | 富士 | 駿東、田方 | | | | |
| 自五月至九月 | 自五月至十二月 | 同 | 自五月至九月 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | | | |
| 検査員 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | | | |
| 石川新 | 鈴木關 | 鈴木平 | 北川周 | 藤野豐 | 池田忠 | 大石春 | 高塚角 | 高塚政 | 松島喜 | 大倉喜 | 戸倉元 | 高柳甚 | 鈴木佐 | 榎田長 | 増田勝 | 太田泰 | 高橋敏 | 戸塚寅 | 松下喜 | 飯塚和 | 武田和 | |
| 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 | 三郎 |

三、本縣製茶監督員

明治四十四年本縣は製茶取締の爲製茶監督員を置けり、左の如し。

静岡縣告示第百三十一號

本縣當該吏員製茶取締ノ爲巡視スルニ際シ携帯スベキ證票左ノ通り定ム

明治四十四年三月三十一日

静岡縣知事 石原健三

表 面



裏 面



明治四十四年四月十一日静岡縣知事ハ製茶監督員處務規程ヲ左ノ通り定ム

製茶監督員處務規程

- 第一條 製茶監督員ハ指定セラレタル區域内ヲ巡視シ本規程ノ定ムル所ニ依リ製茶ノ取締ニ從事ス
 - 第二條 製茶監督員出張ヲ命ゼラレタルトキハ發著簿ニ記入捺印シ出發スルモノトス
 - 第三條 製茶監督員出發ヲ命ゼラレタル時ハ豫メ巡視日割ヲ定ムベシ之ヲ變更シタル場合ハ事後ニ於テ其事由ヲ申出ヅベシ
 - 第四條 製茶監督員ハ茶業組合聯合會議所検査員ヲ指導シ併セテ其行動ヲ監察スベシ
 - 第五條 製茶監督員ハ前條検査員ト協議シ其巡視日割ヲ豫定報告セシメ尙ホ視察上ノ狀況ハ時々之ヲ通報スベシ
 - 第六條 製茶監督員ハ製茶取締ニ關シ郡市長、警察署長、同分署長、駐在巡查ト時々打合ヲ爲シ常ニ氣脈ヲ通ズベシ
 - 第七條 製茶監督員不正茶ヲ發見シタル時ハ直チニ郡市茶業組合組長及警察官吏ニ急報セシムベシ
- 前項ノ急報及現品ノ處置ニ關シテハ豫メ郡市茶業組合組長ト協議ノ上便宜ノ方法ヲ定メ置クベシ

第八條 製茶監督員ハ検査員又ハ茶業組合聯合會議所若クハ都市茶業組合役員ノ行爲ニ不都合アリト認メタルトキハ事實ヲ詳具シテ之ヲ報告スベシ

第九條 製茶監督員、製茶業者又ハ販賣業者ノ家宅、倉庫、製造場ニ立入ル時ハ證票ヲ提示スベシ其立入ルヲ拒ミタルモノアリタル時ハ警察官吏ニ急報シ處分ノ手續ヲ爲スベシ

第十條 製茶業者又ハ販賣業者カ貯蔵品ヲ隠匿シ又ハ其提示ヲ拒ミタル時ハ懇ニ之ヲ説諭シ尙ホ之ニ應ゼザルトキハ直チニ警察官吏ニ通告立會ヲ求ムベシ

第十一條 製茶監督員ハ製茶業者又ハ販賣業者ヨリ贈賄又ハ饗應ヲ受クベカラズ

第十二條 製茶監督員歸廳シタルトキハ口頭ヲ以テ其ノ概要ヲ復命シ三日以内ニ重要ナル事項ハ更ニ復命書ヲ提出スベシ

同年度左の五氏を製茶監査吏員に任用したるが同吏員は各地を分擔して検査員の監督及製茶の取締に従事せり。

- 静岡検査所誌 小林 豊 熊
- 富士検査所誌 大庭 善 吉
- 藤枝検査所誌 原 木 和 三 郎
- 堀之内検査所誌 遠 藤 鐘 次 郎
- 濱松検査所誌 平 野 初 一
- 静岡縣訓令甲第十六號

製茶取締ニ關シ本日縣令第三十三號並ニ本縣諭告第一號ヲ發布候處右ハ固ヨリ當該吏員ニ於テ主トシテ之レニ從事スベシト雖モ粗製濫造ハ茶業組合規約ノ堅ク禁ズル所ニシテ其ノ規約ニ違背シタル者ハ明治二十年農商務省令第四號茶業組合規則第四十條ヲ以テ處罰セラルベキニ付警察官吏ニ於テモ當該吏員ノ職務執行ニ對シ援助ヲ與フルノ外自ラ亦視察ヲ周密ニシ萬一違犯者アルニ於テハ假借ナク相當ノ處分ヲ爲シ以テ取締ノ實效ヲ擧ゲンコトヲ期スベシ

明治四十四年三月三十一日 静岡縣知事 石 原 健 三 静岡縣諭告第一號

本縣下ニ於ケル製茶ハ從來茶業組合聯合會議所及各都市茶業組合ニ於テ其ノ取締ヲ爲シツ、アリト雖モ近年海外ノ需用増加スルニ隨ヒ動モスレバ粗製濫造ノ弊ヲ助長セムトスルノ傾向アリ然ルニ唯一ノ需用地タル米國ニ於テハ本年五月以後着色茶ノ輸入ヲ禁止スル事トナリ茶業者ハ爲メニ一層ノ戒心ヲ加ヘザルベカラズ殊ニ本邦茶ノ競争生産地タル印度、錫蘭等ニ於テハ或ハ嗜好ナル機械ヲ應用シ勞力ヲ省キテ價格ノ低廉ヲ圖リ或ハ試賣廣告ノ良法新案ニ腐心シテ販路ノ擴張ニ汲々タルアリ此秋ニ當リ本邦製茶ニシテ若シ粗製濫造ヲ爲ス者アラムカ需用地ニ於ケル從來ノ聲價ハ一朝ニシテ失墜シ容易ニ回收スベカラザルノ悲境ニ陥ルナキヲ保セズ故ニ本日縣令第三十三號ヲ以テ發布セシ如ク本年ヨリ茶業組合聯合會議所及各都市茶業組合ニ於テ取締ヲ爲スノ外本縣當該吏員及警察官吏ヲシテ嚴密ナル取締ヲ爲サシメ萬一組合規約ニ違背シタル不正茶ヲ發見シタル時ハ假借ナク之ガ處置ヲ執ラシメントス當業者能ク此ノ意ヲ諒シ荷モ處罰ヲ受クルガ如キ事ナキノミナラズ海外ノ事情ニ鑑ミ製産方法ノ進歩ヲ圖ルト俱ニ益々品質ノ改善ニ努メ以テ製茶業ノ革新時機ニ對應スルノ方策上過誤ナカラムコトヲ期スベシ

四、製茶検査所

明治十九年二月茶業組合取締所規約中第三條第七項を更正し製茶検査所を設置する事となしたるに依り第六條に製茶検査所及横濱派出委員に於ては中央本部並本所規約に明文ある不正、不良茶若しくは荷票貼付なき荷物を發見したるときは之を取押へ本所へ申告すべしと規定せり。

是に於て同年坂三郎氏を横濱派出委員とし、又甲信二州へ移出の荷物検査の爲庵原郡安原村に製茶検査所を設置せり。

明治二十年度は縣外輸出茶荷物を検査する爲横濱及周智郡水窪村、庵原郡興津町、君澤郡山中新田に製茶検査所を設置せり。

同二十一年、二十二年には有渡郡清水町、君澤郡山中新田、駿東郡須走村、庵原郡安原村、岩淵町、興津町及周智郡水窪村の七ヶ所に製茶検査所を増設せり。

明治二十三年より清水製茶検査所を廢せり。
 明治二十五年より四十二年迄陸地輸出入茶検査事務は庵原、周智、駿東の茶業組合へ是を囑託せり。
 明治四十二年より清水に製茶検査所を設置し中央會議所より検査事務を委託せられたり。
 明治四十四年内外に於て著色茶を禁じたるが爲、一層取締の周到を期し、五月より九月迄は静岡、濱松、堀之内、藤枝、鈴川、清水、金谷の七ヶ所に製茶検査所を設置し、九月以後は四ヶ所(静岡、清水、金谷、藤枝)とし十二月に至れり。

大正元年度は五月より九月迄製茶検査所二十一ヶ所(濱松、中泉、掛川、袋井、堀之内、金谷、藤枝、島田、焼津、静岡、江尻、興津、蒲原、岩淵、鈴川、富士、吉原、原、沼津、清水、鹿島)を設置せり。
 大正二年度より毎年五月より九月迄製茶検査所十八ヶ所(濱松、掛川、金谷、藤枝、静岡、鈴川、富士、鹿島、大宮、原、清水、江尻、堀之内、袋井、中泉、沼津)を設置せり。

五、製茶検査事務委託

明治十九年二月以降中央茶業組合本部にては不正茶検査法を設け横濱、神戸、長崎に製茶検査所を設け検査委員を派遣して茶荷を検査する事を規定して不正茶を取締り來りたるが、猶不正粗悪茶の迹を絶つに至らず、明治三十年米國政府は粗悪茶輸入禁止令を發布するに至りたるを以て、本縣鈴木良平氏は粗悪茶輸出禁止條例發布を建設せん事を大谷嘉兵衛氏に諮り、其同意を得て、陳情書を本縣茶業組合聯合會議所に提出し、是を中央會議所に移達したるが、明治三十二年より開港場に於て輸出茶に對し検査を行ひ粗悪茶の輸出を禁止せり、検査規程左の如し。

第一條 東京ニ中央會議所ヲ横濱、神戸、長崎ニ製茶検査所ヲ置ク

第三十九條 検査所ニ於テハ粗悪不正茶ノ検査並ニ其處分經費ノ徵集及内外茶況ノ調査賣込ノ實況ニ注目スル事ヲ掌理ス

第四十條 検査所ニ於テハ日々輸入ノ茶荷物ニ付キ斤量含有粉茶ヲ検査シ及ビ第六十三條ノ各項ニ該當スル粗悪不正茶ヲ検査鑑別シ檢定證ヲ交付スベシ

第四十三條 検査ノ上第六十三條ノ第十一項迄ニ定ムル粗悪不正茶ト認ムベキモノヲ發見シタルトキハ其荷物ノ全部ヲ差押ヘ置キ其荷主及所轄組合事務所ヘ通知シ日數五十日ヲ經テ棄却スルモノトス

第四十四條 検査所ニ於テハ各府縣聯合會議所若シクハ組合ニ於テ定ムル所ノ荷票ヲ貼付セザル茶荷物又ハ之レヲ専用シタルモノヲ發見スルトキハ該荷物ヲ差シ押ヘ置キ其荷主所在地ノ組合事務所ヘ通報シ處分濟ノ上之レヲ解除スルモノトス

第四十五條 第四十三條ノ粗悪不正茶ノ認定ニ對シ異議ヲ申出ヅルトキハ該事件ニ關係ナキ當業者三名(荷主所在地ノ茶業組合聯合會議所ヨリ一名、検査所ヨリ一名、差押地ノ茶業組合ヨリ一名)ヲ選定シ其當否ヲ査定セシム此査定ヲ以テ最終トス

但シ本條ノ場合ニ於テハ検査所事務員ハ査定ニ要スル相當ノ金額ヲ異議者ヨリ豫納セシメ置キ再審ノ上前認定正確ナルトキハ該金ヲ以テ査定費用ヲ支辨シ若シ異議ニ係ルトキハ之ヲ還付スルモノトス

第四十六條 異議ヲ申出デントスルモノハ差押ヘノ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ異議ノ理由ヲ詳記シタル再審査ノ請求書ヲ當該検査所ヘ差出スベシ検査所事務員ニ於テハ該請求書ヲ領收シタル日ヨリ三十日以内ニ第四十五條ニ定ムル所ノ手續ヲ爲スモノトス

第四十七條 第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條ノ場合ニ於テハ中央會議所及荷主所在地ノ聯合會議所ヘ詳細報告スベシ

第四十八條 事務員又ハ其代理人出張シテ茶荷物ノ検査ヲ要スル場合ニ於テハ其荷主及荷受人等ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第四十九條 各府縣組合及聯合會議所ニヨリ特ニ依頼アル事件ハ之ニ應ズベシ、但シ特ニ費用ヲ要スルトキハ該組合又ハ聯合會議所ヨリ之ヲ差出サシムベシ

第五十條 検査ノ施行細則ハ事務員會ニ於テ之ヲ定ム

第六十三條 粗悪不正ト認ムベキ製茶ノ種類ハ左ノ如シ

- 一、他葉ヲ用イテ疑似ノ茶ヲ製シ或ハ之ヲ良茶ニ混淆セシモノ
- 一、製造中黑砂其他ノモノヲ混入シ故ラニ秤量ヲ増加セシモノ
- 一、潮入其他腐敗ニ至リシ品ヲ再乾擬製シ又ハ良茶ニ混淆セシモノ

- 一、硬強ナル粗葉ニ粘質物ヲ用ヒ其形狀ヲ良茶ニ擬製シ又ハ良茶ニ混淆セシモノ
 - 一、既製ノ茶ニ「アンチモニーム」黒鉛、黒烟等ヲ以テ著色シ又ハ良茶ニ混淆セシモノ
 - 一、製造中綠葉又ハ鐵氣ノモノ等ヲ加ヘ黑色ヲ與ヘテ良茶ニ擬製シ又ハ混淆セシモノ
 - 一、日光ニテ乾燥セシ綠葉又ハ之ヲ良茶ニ混淆セシモノ
 - 一、硬強ナル茶葉ヲ種々ナル手段ヲ以テ腐敗セシメ黑色ヲ與ヘテ良茶ニ擬製シ又ハ混淆セシモノ
 - 一、陸乾製ノ腐敗セシモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆セシモノ
 - 一、茶ノ粉末ヲ以テ良茶ノ「ジン」ニ擬製シ之ヲ混淆シ又ハ其他不正手段ヲ以テ故ラニ良茶ノ秤量ヲ増加セシモノ
 - 一、其他前各項ニ類似スル製品
- 但シ直輸出製茶ニハ第五項中海外販賣上必要ノ著色ハ取捨スルコトヲ許スベシ此直輸出製茶ト認ムベキモノハ其府縣茶業組合聯合會議所ノ證明書ヲ添付シタルモノニ限ルモノトス

追加條項

- 第四十一條 茶荷物ノ検査ハ全數ノ斤量ヲ検査シ一口二十個以下ハ一個、四十個以下ハ二個、四十一個以上ハ三個ヲ解荷シテ検査スベシ但シ時宜ニ依リ制限外ノ個數ヲ解荷検査スルコトアルベシ
- 第四十二條 前條ノ如ク定ムト雖モ検査所ノ狀況ニ依リ輸入荷物ノ内検査用荷物ノミヲ留置キ其他ハ直チニ荷受人ヘ引渡スコトアルベシ但シ此場合ニ於テハ全數斤量ノ検査ヲナサルモノトス
- 第五十六條 横、神、長三港ニ於テ販賣スルタメ輸送スル茶荷物ハ必ズ同港製茶検査所ノ検査ヲ受ケ其檢定證ヲ添ヘテ荷受人ヘ送達スルモノトス
- 第五十七條 含有粉茶ノ検査ニ使用スル篩ノ種類番號ハ事務細則ニ於テ之ヲ定ムルモノトス
- 第五十八條 荷主及其代理人ト認ムベキ荷受主ニ於テ正當ノ手續ヲ經タル檢定證ト雖モ謬誤アリト認メ再調査ヲ求ムル者アルトキハ之ニ應ズルモノトス
- 但シ荷造變更ニ調査ヲ爲シ難キ場合ハ此限リニアラズ
- 第六十一條 各府縣ノ組合聯合シテ横、神、長三港ノ組合員ト検査所ニ關聯スル契約ヲ締結シテ之ガ實行ヲ検査所ニ請求シタルトキハ之ニ應ズルモノトス

第六十二條 検査ヲ受ケタル荷物ニシテ荷主ノ都合ニヨリ直輸トナシ又ハ海外ニ輸送スルコトアルモ其賦課金ハ免除セザルモノトス

第六十四條 検査所ニ留置キタル茶荷物ニ對シ天災地變其他ノ避ク可カラザル損害ニ付テハ検査所ハ一切其責ニ任ゼズ

製茶検査事務委託

明治四十二年四月八日茶業組合中央會議所より本所へ検査事務を委託せらる、其條件は左の如し。

委託條件

- 一、静岡縣下ヨリ直輸出スル製茶ニ對シ検査事務ヲ執行スルコト
- 一、茶荷物ニ對スル本所既定ノ賦課金ヲ徴收スルコト
- 但シ徴收シタル賦課金ハ一箇月毎ニ取經メ徴收個數及人名等ノ調査ヲ添付廻送スルコト
- 一、毎月一回本所ニ對シ茶況報告ヲナスコト
- 一、本所規約及製茶検査事務細則ヲ遵守スルコト
- 一、前條事務囑託經費トシテ年額金六百圓ヲ便宜ノ都度交附スルコト
- 一、前條ノ外本所ヨリ隨時ノ委託ヲ受ケタル事項ハ遵守可相成コト

製茶検査事務細則

- 第一項 横、神、長三港ニ於テ販賣スルタメ輸送シ來ル茶荷物ハ茶業組合中央會議所規約ニ基キ必ズ検査スベキコト
- 第二項 茶荷物ノ検査ヲ執行スルニ際シテハ懇切丁寧ニ取扱フベキ事
- 第三項 検査済ノ茶荷物ハ各其荷口ニ對シ検査書ヲ製シ之ヲ該荷受店又ハ荷主ニ交付スベキ事
- 但シ檢定書ハ別紙標準ノ如シ
- 第四項 總看貫ハ粉篩ヲ爲シタル後荷受店又ハ荷主ヘ送付ノ際トス、但シ一ト掛ケ五個ヅ、トス尤モ五個未滿ハ此限リニアラズ
- 第五項 調査ノ際茶荷物ニ記載スル風袋ノ量目ト其ノ質量ト二斤以上ノ差違アルトキハ三個以上ヲ調査シ其ノ差ヲ平均算出スルモノトス

第六項 風袋切付ケ文字ノ不明瞭ナルカ又ハ茶箱ノ甚ダシキ損所アリテ處々打副木等アルモノハ凡テ風袋ヲ不明トス

第七項 調査ノ上不明ト決定シタル茶荷物ニハ每個視易キ場所ニ不明ノ印章ヲ押捺スルモノトス

第八項 含有粉茶ノ調査ハ左ノ方法ニ準據スルモノトス

第一番篩ハ横濱ニ在リテハ日本篩第十三號、神戸、長崎ニ在リテハ同第八號マテ凡ソ二百匁ヲ入レ凡ソ十廻ハシ位ヲ制限トス

第二番篩ハ支那篩第十號ヲ以テ凡ソ二百匁ヲ入レ二十廻ハシ以上三十廻ハシ迄ヲ制限トス

但シ含有粉茶多量ナルカ若シクハ少量ナリト認ムル品ハ此制限ニ依ラザルモノトス

第九項 前項第二回調査ニ使用スル粉篩ハ豫メ見本ヲ以テ横、神、長三港茶業組合ニ協議シ調製ノ上之ヲ使用スベシ

第十項 粉篩ハ受付番號ノ順序ヲ以テ爲スモノトス

但シ預ケ荷物ニ限リ粉篩モ後廻ハシニ爲スト雖モ荷主ノ請求ニ於テハ前順番ニヨリ直チニ調査シ送付スルモノトス

第十一項 風袋切付ケ量目ヲ調査シタル後若シ指定調査ノ荷物中ニ於テ切付ケ量目ト甚ダシキ不同アルヲ發見シ其過五斤以上ニ及ビ其所

爲故意ト認ムルトキハ該過斤量ヲ以テ總個數ニ對シ等シク計算ヲ爲スベシ

第十二項 送先キ判明ナル茶荷物ニシテ調査未定ナル場合ニ於テ荷主ヨリ送狀又ハ積付案内狀アリテ荷受主ヨリ店印又ハ認印等ヲ押捺シ

タル見本請求書ヲ差出ストキハ該見本品ヲ渡スモノトス

第十三項 有粉量改ノ際該荷主ハ一切現場ニ立入ルコトヲ許サザルモノトス

第十四項 壺箱建入ノ荷物中破損アルトキハ運搬ノ際ニ漏泄セザル様注意スルモノトス

第十五項 含有粉茶調査濟ノ上再ビ箱又ハ建等ニ容ル、トキハ篩分ケシタル本茶ト粉茶等ハ能ク混合シテ詰込ミ製茶ノ破碎セザル様叮嚀

ニ爲スモノトス

第十六項 含有粉茶調査ニ使用スル篩目ハ一日中屢々掃除ヲ爲サシムルモノトス

第十七項 製茶検査所執務ハ日曜祭日ト雖モ休暇ヲ爲サズ執務時間ハ繁閑ニ依リ其時々同所役員協議ノ上之ヲ定ムルモノトス

| 掛數查粉 皆荷檢 | | 量每切風 目個付袋 | 目掛每 量一 | 荷印 個數 | 第 | 證 定 檢 | | | | 第 | 號 | 明 治 | 年 | 月 | 日 |
|--------------------|--|--------------|-----------|----------|-----|--------------------|----|-------|----|----------|---|-----|---|---|---|
| | | | | 個 | 號 | 粉有 | 味正 | 袋風 | 掛皆 | 荷票 個數 | 第 | 號 | 年 | 月 | 日 |
| 袋風上同 | | | | | | 斤 | 斤 | 斤 | 斤 | 個 | | | | | |
| 味正上同 | | | | | | 歩 | 歩 | 歩 | 歩 | | | | | | |
| 量粉上同 | | | | | | 考 備 | | 主 請 荷 | | 主 荷 | | | | | |
| 目袋同 スニ切上 對付風 | | | | 個 | 號 | 茶業組合中央會議所 製茶検査所 | | | | 縣府 | | | | | |
| 足不 過 | | | | 主荷 | 明 治 | | | | | | | 年 | 月 | 日 | |

| | | | | | | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|--------|-----|------|-----|-----|------|----------|
| 風袋計 | 量斤付切 | 量斤改 | 足不過引差 | 足不過數個總 | 目上 | 袋風 | 付切 | 個荷印 | 第 號 | 明治 年 月 日 |
| | 量斤改目上 | 量斤改味正 | 量總粉付 | 粉有斤百 | 考 備 | 量 粉 | 味 正 | 袋 風 | | |
| | | | | | | 百斤二付 | | | 個 主荷 | |

明治四十三年四月一日中央會議所は委託條件を左の如く改めたり。

- 一、製茶検査ハ總テ本所規約ヲ遵守シ執行スルモノトス
- 一、静岡縣ヨリ直輸出スル製茶ニ對シ検査員ヲ隨時權要ノ地ニ出張又ハ巡廻セシメ検査ヲ施行セシムルコト
- 一、清水港ヨリ輸出スル製茶ニ對シ其出船ノ都度、該港ニ検査員ヲ出張セシメ便宜ノ方法ヲ以テ検査ヲ行ハシムルコト
- 一、茶荷物ニ對スル本所既定ノ賦課金ヲ徵收スルコト
- 一、但シ徵收シタル賦課金ハ一箇月毎ニ取纏メ徵收個數及人名等ノ調書ヲ添付廻送スルコト
- 一、検査済ノ製茶荷物ニ對シテハ一定ノ方法ヲ施シ其檢定シタル證トナスベシ
- 一、但シ其方法ハ豫メ本所ニ通知スルコト
- 一、他府縣ヨリ静岡縣ニ搬入シタル製茶ノ數量、静岡縣ヨリ直輸出シタル製茶ノ數量其他茶況ニ關スル事項ヲ記載シタル報告ヲ毎月一回發行シ關係各官衙、茶業組合中央會議所、各府縣聯合會議所、各中央會議々員及各製茶検査所へ配布スルコト
- 一、茶業組合中央會議所出張ノ検査所長ハ茶業組合中央會議所ノ製茶所事務ヲ囑託シタル聯合會議所ト其囑託條件ニ定メタル製茶検査ノ方法ニ對シ參與シ又ハ検査ノ狀況ヲ監視シ其他囑託條件ヲ督令セシムルコト
- 一、本検査所事務囑託費トシテ年額金貳千五百圓ヲ便宜ノ都度交付スルモノトス
- 一、前各項ノ外本所ヨリ隨時委託シタル事項ニ對シ之ニ應ズベキモノトス
- 一、明治四十四年ハ本検査事務囑託費トシテ年額金貳千壹百圓ヲ便宜ノ都度交付スルモノトス
- 一、明治四十五年ハ事務囑託費トシテ年額金壹千四百貳拾圓ヲ便宜ノ都度交付スルモノトス

中央組合検査出張所 茶業組合中央會議所静岡検査出張所は静岡市榮町輸入茶取扱所に併置し明治四十

五年六月より検査に従事せり。

(一) 各茶徵收率表

| | | | | | | | |
|-----|----|--------|--------|--------|------|------|------|
| 種目 | 年次 | 明治四十二年 | 明治四十三年 | 明治四十四年 | 大正元年 | 大正二年 | 大正三年 |
| 本茶 | | 一三 | 一五 | 一五 | 一八 | 一八 | 一八 |
| 川柳茶 | | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |

直輸茶 七
磚茶 四
本茶積戻 一
川柳茶積戻 一

大正四年 七
大正五年 四
大正六年 七

大正七年 九
大正八年 〇
大正九年 一〇
大正十年 一〇

(二) 各茶賦課徵收率表

| 種目 | 年次 | 大正四年 | 大正五年 | 大正六年 | 大正七年 | 大正八年 | 大正九年 | 大正十年 |
|--------|----|------|------|------|------|------|------|------|
| 本茶 | 一八 | 二七 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 |
| 川柳粉茶 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 本茶積戻 | 六 | 六 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 |
| 川柳粉茶積戻 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 直輸出茶 | 〇〇 | 〇七 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 同綠紅磚茶 | 四 | 一〇 | 九 | 九 | 九 | 九 | 二 | 二 |

静岡製茶検査所長

氏名 任期

遠藤彌三郎 明治四十三年四月一日—同四十五年三月三十一日

山田繁平 明治四十五年四月一日—大正二年三月三十一日

北川米太郎 大正二年四月一日—大正七年三月三十一日

遠藤彌三郎 大正七年四月一日—現在

六、検査所長取締役協議會

大正二年五月九日茶業組合中央會議所静岡出張所に於て茶業組合中央會議所各地検査所長及同取締役協議會を開催し、大谷會頭臨席し製茶取締に關する訓示あり、終つて左記の協議事項に付逐條審議を遂げたり。

出席者大谷嘉兵衛、尾崎伊兵衛、柿彌十郎、坂三郎、山田繁平、加藤祐義、菱川松治、倉島利助、宗像權六、服部精一、武居通政、横山志郎の諸氏なり。

協議事項

- 一、昨年度各検査所区域内に於ける検査の状況報告
昨年度に於ける著色茶の件数左の如し

| | | | |
|-----|--------|------|------|
| 静岡 | 總數二十四件 | 内二二件 | 省令違反 |
| 横濱 | 總數八件 | 内七件 | 省令違反 |
| 神戸 | 總數五件 | 内二件 | 省令違反 |
| 四日市 | 總數三件 | 内二件 | 省令違反 |
- 二、不正茶發見の場合特に検査所長或は取締役出張臨檢取調をなす必要ありや
各検査所長及各府縣茶業組合聯合會議所會頭と協議の上臨檢調査をなすこと
- 三、著色茶現品處分方法に關する件
茶業組合中央會議所規約を遵守し迅速に處分すること
- 四、各地に於ける製茶検査を統一にする件
 - イ、検査證を一定する件
 - ロ、甲検査所を通過したる茶荷物に對し乙検査所に於て再検査を行ふの可否

- 從來の方法に倣ひ検査を行ふこと
- ハ、無荷票荷物に對する取扱方法の件
- 茶業組合中央會議所規約に従ひ断行すること
- ニ、「リード式」検査法に關し本邦に於ても大に倣ひ之を行ふべきや且つ化學検査に關する件
- 米國改良検査法に倣ひ化學検査は一層嚴密に勵行すること
- ホ、検査所々在地を通過し海外へ輸出せらるる、原茶荷物の取扱方法如何
- 發見次第各製茶検査所に於て検査は勿論徵集方を行ふこと
- ヘ、内地に於ける著色茶取締に關する件
- 著色茶禁止せらるるにも係はらず近來往々内地諸所に於て著色茶出現するの實況なるを以て此際根絶の必要を認め各地に製茶取締員を派遣し實況を調査し且つ取締を勵行すること
- 五、検査所々在地の外國商館が他府縣に出張所を設け附近の製茶を買入れ館主の名義の送狀を附し直接其本店に送る場合之が取締方法如何

七、製茶検査員打合せ

茶業組合中央會議所主催製茶検査員打合せは大正四年四月二十三、四兩日本縣茶業組合聯合會議所樓上に開會、宮地技師、世良農商務省屬、尾崎、相澤、北川、海野の諸氏各中央會検査所長、検査員及本年任用すべき検査員を合して三十餘名、左の諮問案につき協議の上決定せり。

- (イ) 各検査所ニ於て製茶ノ検査事務ヲ統一ナラシムル爲メ規約ノ勵行ヲ期スル事
- (ロ) 需要地ニ於ケル信用ヲ増進セシムルヲ検査ノ要旨トナシ規約ヲ勵行スル事
- (ハ) 規約ノ勵行ヲ必要トスル理由ハ曩ニ明治四十四年度ニ於テ只一國ノミナラズ一般當業者ニ大打撃ヲ被ラシメ我が製茶貿易ノ信用ヲ失墜セシメントスルニ至リタルコトアリキ故ニ萬一數百萬ノ内僅カニ一個アリテモ我が茶業全體ニ及ボスモノナルヲ以テ決シテ油斷ナラザル所ナリ是レ我が茶業前途ノ爲メ最モ茲ニ留意シ以テ検査ヲ行ハザル可カラズ

- (ニ) リード式用紙ハ各検査所共ニ一定ノ紙質ニシテ最モ適當ナルモノヲ選ビ使用スルコト若シ少シニテモ疑ハシキモノアルトキハ單ニリード式ニ止メズ進ンテ化學的検査ヲ行フ事
- 二、檢定證ハ最モ見易キ箇所ニ貼付スル事
- 三、檢定證スタンプノ月日ハ毎日必ず籤メ更ヘルコト
- 四、檢定證ヲ再用セシムル様取締ヲ嚴重ニスルコト

第六節 標準茶の設定

一、知事の諮問及答申

本縣製茶の取締につき標準茶を設定するに至れるは明治四十一年九月十五日静岡縣茶業研究會主催茶業協議會を縣會議事堂に開會したる時、李家本縣知事よりの諮問事項中に

一、茶業組合規約中製茶ノ取締ハ機械又ハ製造法ヲ限定セズ毎年標準茶ヲ定メ之ヲ取締ルコトニ改マル方寧ロ便宜ニアラザル乎

理由

現行茶業組合聯合會議所規約中製造法トシテ之ヲ禁ジアルハ次ノ五箇條ニシテ要スルニ其製造ノ正不正ハ法ニアラズシテ人ニアリ殊ニ陰乾、日乾、釜熬等ノ如キハ他府縣ニ於ケル一種ノ製造法ニシテ、是等製品ハ近來續々本縣へ輸入シ、之ヲ本縣茶ト共ニ混合再製シ輸出スルモノ、如シ、故ニ以上ノ制禁ハ之ヲ本縣生産茶ニ科スルコトヲ得ルモ、他府縣茶ニ科スルコト能ハザル事情アルヲ以テ、寧ロ毎年標準茶ヲ定メ其以下ノ茶ヲ製造シ、又ハ輸入セシメザルコトニ改ムルヲ利便ト考フルニ由ル。

右の諮問に對し協議會は

本項ハ本縣茶業上最モ重要ナル問題ニシテ、頗ル時宜ニ適シタル御諮問ナリト信ズ。
今般縣廳ニ於テ標準茶ヲ設ケ、生産及賣買上ノ取締ヲ行フハ最モ必要ナリト確認ス。然レドモ該實施方法ニ付テハ慎重調査ヲ要スルニ付、

更ニ本委員會ヲ開キ審議ノ上意見ヲ陳述セントス。

左の如く答申したるも事重大なる問題にして、實施上には茶業組合聯合會議所若しくは中央會議所の規約にも更正を要する場合なきにあらざるを以て、之を聯合會議所に諮りたるに本所にては常議員を招集し、該協議會に参加することとなり、同月十七日本所樓上に於て標準茶制定取締實施方法に關して協議したる結果、左記答申書を作り更に本縣廳食堂に於て審議して之を知事に提出せり。

御諮問事項ニ對シ昨十六日御答申仕候通り、標準茶ヲ設定スル義ハ取締上極メテ必要ニ御座候得共規約中機械又ハ製造法ノ限定ヲ解除スルコトハ、猶早キニ失スルノ恐レ有之候哉ニ奉存候間、現行規約中へ左ノ條項ヲ加へ、一層取締上ノ勵行ヲ期シ申度ニ付、嚴格ノ御監督御座候様仕度此段上申仕候也

明治四十一年九月十七日

静岡縣茶業協議會代表者

尾崎 伊兵衛
中村 圓一郎

静岡縣知事 李家隆介殿

第五條ノ次へ

第 條 組合員ハ本所ニ於テ定ムル所ノ標準茶以下ノ茶ヲ賣買スルコトヲ禁ズ

第 條 標準茶ハ本所ニ於テ前年度ノ製茶ヲ以テ之ヲ定メ縣知事ノ認可ヲ得テ二月末日迄ニ發表スルモノトス

第十六條へ左ノ但書ヲ加フ

但検査ノ上若シ標準茶ニ合格セザルトキハ直チニ出荷地へ積戻サシムルモノトス

第四十三條中(第十五條)ノ下へ第十六條ノ四字ヲ加フ

第四十八條中第一項第五條ノ下へ第六條ノ三字ヲ加フ

二、標準茶に關する規約ニ設定委員

次いで明治四十二年二月本縣茶業組合聯合會議に於て標準茶に關する規約を左記の通り議決したり。

第五條ノ次へ左ノ二條ヲ加フ

第 條 本縣茶業組合員ハ本所ニ於テ定ムル所ノ標準茶以下ノ茶ヲ製造又ハ賣買スル事ヲ禁ズ

第 條 標準茶ハ本所ニ於テ前年度ノ製茶ニ於テ之ヲ定メ縣知事ノ認可ヲ得テ二月末日迄ニ發表スルモノトス

但標準茶決定ニ關スル細則ハ別ニ之レヲ定ム

第十六條へ左ノ但書ヲ加フ

但検査ノ上若シ標準茶ニ合格セザル時ハ出荷地へ積戻サシムルモノトス

而して標準茶設定細則を次の如く定めたり。

第一條 標準茶ハ委員ヲ設ケ之ヲ設定セシム

第二條 委員ハ九名トシ當業者中ヨリ左ノ割合ヲ以テ事務長之ヲ指名囑託ス

聯合會議員 三名 直輸出業者 二名

茶商 二名 生産者 二名

第三條 本所役員ハ委員會ニ參與スルモノトス

第四條 標準茶ハ本所及各郡市茶業組合所又ハ樞要ナル集産地ニ配布シ置クモノトス

第五條 委員ノ任期ハ滿一箇年トス

右細則により直ちに標準茶設定委員として議員坂三郎、大久保忠利、橋本馬吉、直輸出業者中村圓一郎、原崎源作、茶商藤田平吉、石垣長右衛門、生産者増田源作、山田繁平の九氏を選定し、該設定委員は本所に會し、審議の結果、明治四十二年度に用ふる標準茶を定め二月二十七日現品を添え、事務長尾崎伊兵衛氏より認可を申請し、三月二十三日付を以て李家本縣知事より認可せられたり。

三、標準茶の縣内外區別

明治四十三年三月本所に於ては標準茶設定委員に中村圓一郎、笹野徳次郎、原崎源作、山田繁平、増田

源作、大久保忠利氏を囑託し、同月四日委員會を開き、左記の通り標準茶を決定し、三月十日認可を上申し、四月一日李家縣知事より認可ありたり。

標準茶決定

- 一、標準茶ハ縣内茶、縣外茶ノ二種トス
- 一、縣内標準茶ハ各郡市組合へ配布シ置ク事(一斤)
- 一、縣外標準茶ハ茶業組合聯合會議所へ備へ置キ必要ノトキハ各郡市へ分配スル事
- 一、標準茶ハ昨年ヨリ二割方優等ノモノヲ選定ス

尙決定につき本縣移入茶の主なる地方即ち岐阜、九州(福岡、熊本)香川、神戸の各地新聞紙及縣内新聞紙に四月上旬より中旬迄大要左記の廣告をなしたり。

米國に於ける標準茶検査は本年より一層嚴重となりたるを以て静岡縣に於ては茶業將來の爲更らに昨年より二割方優等のものを標準茶に選定したり、故に本年の検査は従前より大に趣を異にするを以て本年の縣内入荷茶にして標準茶により入荷を拒絶せられ或は積戻しの不幸を見るが如き事ありては自他共に不利なれば製造上大に改良に注意せらるべし

更に同年六月に至り本所にては三月に設定したる標準茶につき製茶の品質を改正して、二番茶以後に適すべき標準茶設定の必要を生じ、同月九日委員會を開き品位を大要左の如く決定したり。

- 一、標準茶を従来より約二割方引上げる事
 - 一、水色及香味に重きを置くこと
 - 一、沈澱物及浮游物に注意すること
 - 一、縣内は勿論縣外移入茶と雖も此の標準を適用すること
- 斯くして生産地及市場に就て益々嚴重なる取締を勵行さるゝことゝなれり。

四、明治四十四年以降標準茶

次いで明治四十四年三月十三日本所にては例年の通り標準茶設定委員を左記諸氏に囑託し、之が委員會を開き、委員中村圓一郎、原崎源作、増田源作、橋本馬吉、織田利三郎、藤田平吉の諸氏出席協議せるが、數日前富士合資會社原崎源作氏の許に送付し來りし米國標準茶は純無色にして水色、香味、最も優秀なりしを以て、右に準じ選定することとし、前年の標準茶に比し形状は略々同様なるも水色、香味遙かに優等にして前年二十點満點として十三、四點位なるを十七點位とし價值に於て一貫匁に付參拾錢内外を高めたり、同月十四日石原本縣知事より右標準茶の認可ありたるを以て、本所は各郡茶業組合に該標準茶を配布し、尙希望者十人以上申合せて要求ありたるときは金拾錢を前納せしめ何人にも配布することゝせり。

静岡縣標準茶の儀に付廣告

米國に於て着色茶禁止の爲め本年度の同國輸入茶標準見本は前年に比して其品質大に上進したり従つて本縣標準茶も亦之に準じて設定し去る十四日本縣知事の認可を得たるが前年に比して其品質の上進したること著しきにより縣下當業者は之を知らずして萬一之より劣等品を製造賣買して規約違反に問はるゝことなからんを望む依つて當業者は各郡市茶業組合に備付ある本縣標準茶を買見あるべし且つ當業者便利の爲め本所に於て之を拂下ぐべきに付數人申合せ十個以上入用の者申出の者には三十五匁入一罐に付金拾錢づゝの實費を前納せしめ拂下げの請求に應ず

明治四十四年三月十五日

静岡縣茶業組合聯合會議所

明治四十五年 明治四十五年三月十四日本所に於て標準茶設定委員會を開會、委員は次の如くにして協議の結果大體前年通りと決定同日上申し、同月二十二日松井縣知事より認可ありたり、設定委員は次の如し。

中村榮太郎、原崎源作、杉山彦三郎、藤田平吉、笹野徳次郎、石垣長右衛門、石田兼次郎、石川良平、橋本馬吉

大正二年 大正二年度標準茶設定委員會は、同年三月十八日本所に於て開會、標準茶は甲、乙二種(甲本縣内生産品に適用)を設定し、同月二十六日上申し二十九日笠井縣知事より認可ありたり、設定委員次(乙他府縣より移入茶に適用)

の如し。

原崎源作、中村圓一郎、村松多次郎、石垣長右衛門、橋本馬吉、影山熊吉、笹野徳次郎、山田繁平、大久保忠利
大正三年 大正三年度標準茶設定委員會は三月三日本所に於て開會、決定せるが品位は前年のものに比し
價額に於て貳拾錢乃至貳拾五錢を高めたり、同月二十三日上申し二十五日笠井縣知事より認可ありたり、
設定委員次の如し。

伊藤市平、藤田平吉、杉山彦三郎、石川良平、笹野徳次郎、玉川源太郎、中村圓一郎、上田榮吉、原崎源作

大正四年 大正四年度標準茶設定委員會は同年三月十三日本所に於て開會、協議の結果前年通りと決定、
三月十一日湯淺縣知事の認可を得たり、設定委員次の如し。

中村榮太郎、原崎源作、杉山彦三郎、藤田平吉、笹野徳次郎、石垣長右衛門、石田兼次郎、石川良平、橋本馬吉

大正五年 大正五年度の標準茶設定委員會は三月十五日日本所に開會、米國に於て本年より標準茶による檢
査を嚴重になすの通報ありたるに、本邦に於ても昨年来好況に伴ひ、粗製濫造の傾向あるを以て、一層嚴
重に取締らんが爲め、大正四年の品位に對し約一割を高め、縣内貳圓、縣外貳圓拾五錢と設定し、同月十
六日認可を上申し二十日安河内縣知事より認可されたり、設定委員次の如し。

村松力太郎、藤田平吉、原崎源作、織田利三郎、上田榮吉、笹野徳次郎、遠藤彌三郎、橋本次三郎、小林清次郎

大正六年 大正六年度標準茶設定委員會は同年三月十三日本所に於て開會、昨年度輸出製茶の米國に於け
る市況に鑑み、價格は縣内一貫匁壹圓六拾五錢(前年壹圓六拾錢)縣外同壹圓參拾五錢(前年壹圓參拾錢)と
設定したるが、品質は縣内外共前年に比し幾分向上したり、設定委員次の如し。

遠藤彌三郎、笹野徳次郎、原崎源作、上田榮吉、小林清次郎、藤田平吉、中村榮太郎、大久保忠利、石川良平

大正七年 大正七年度標準茶設定委員は三月十四日より本所に於て開會左の通り設定したり。

標準茶價格一貫匁に付△甲(縣内金貳圓拾錢)△乙(縣外金貳圓)是を前年度に比較するに甲は前年より拾
錢高、乙は拾五錢高にして形狀、色澤、香味共に優良なり、斯く標準茶を高めたるは前年度の下茶輸出多
量なりしは他國茶の代用たりし爲なるも平和克復すれば斯かる下茶の賣行杜絶すべきに依り、今より是を
覺悟し日本茶の名聲を高めんとするにあり、設定委員左の如し。

笹野徳次郎、原崎源作、上田榮吉、小林清次郎、藤田平吉、石川良平、藤江勝太郎、橋本馬吉、堀有三

大正八年 大正八年度標準茶設定委員會は大正八年三月十二日本所に於て開會左の通り設定したり。

標準茶價格一貫匁の相場 △甲(縣内)金貳圓七拾錢 △乙(縣外)金貳圓

尙本年は米國の市況に鑑み木莖を尠なくし幾分品質を向上し、殊に本年は製品の検査取締を嚴重勵行す
ることゝなしたり、設定委員左の如し。

笹野徳次郎、原崎源作、平岡喜太郎、遠藤泰吉、堀有三、上田榮吉、藤田平吉、藤江勝太郎、飯田榮太郎

大正九年 大正九年度標準茶設定委員會は三月十七日、本所に於て開會、設定委員原崎源作、上田榮吉、
橋本次三郎、飯田榮太郎、藤田平吉、平岡喜太郎、笹野徳次郎、藤江勝太郎、杉山彦三郎諸氏出席、協議
の結果本年度標準茶は縣内貳圓九拾錢、縣外貳圓四拾錢の價格ある品と決したるが、右は市況に鑑み良茶
を奨勵すると共に粗茶の取締を一層嚴重にする方針なり。

大正十年 大正十年度標準茶設定委員會は三月十九日本所に於て開會、設定委員は伊藤仙太郎、笹野徳次
郎、遠藤彌三郎、原崎源作、橋本次三郎、藤江勝太郎、杉山彦三郎、上田榮吉、藤田平吉の諸氏にして、

現下海外貿易の不況に鑑み標準茶の品質も相當改善する必要を認め從來の縣外、縣内の二種を一種に改め、更に其香味に重きを置く事として其の標準を前年の縣内標準茶用に對比し、一段の上位とし實質に重きを置くことに決定し、本年は右標準茶に不合格のものは嚴重是を取締る方針なり。

第七節 茶芽摘採期間制限

一、組合規約更正

茶樹の晩芽摘採が著しく茶樹の生育を害するものなることは、既に明治十八、九年の頃より唱へられたるが如きもこれが摘採期限につき制限を設くるに至れるは明治二十九年五月本縣茶業組合聯合會議所に於て當時茶業の形勢が、製造費の騰貴と貿易市場の甚だしく不振なるが爲、收支相償はざるに至れるより、品質粗悪なる製茶を絶ち、一時生産を減じて爾後茶況の恢復を圖らんが爲、規約により三番茶以後即ち八月三十一日限り茶芽の摘採を禁止すべきを議決し、六月二日議長三橋四郎次氏より之が認可を出願し、小松原本縣知事より同月九日農第一五六號を以て認可ありて、之を實施したるを始めとす。

右に付更正規約左の如し。

第五條ノ次へ左ノ一條ヲ加フ以下條項ハ順次繰下グ

第六條 茶芽ノ摘採製造ハ八月三十一日限リトス

但シ本年ニ限リ豫メ組合ノ認可ヲ受ケテ九月十日マテ摘採製造スル事ヲ得

第三十九條ノ次へ左ノ一條ヲ加フ以下條項ハ順次繰下グ

第四十條 第六條ニ違犯シタルモノハ金壹圓九拾錢ノ違約金ヲ差出サシム

此報一たび横濱製茶市場に傳はるや内外茶商皆本年の如き不振の茶況を救済すべき方法は此外に又良策あるなしとせり。

二、再度規約更正

次いで明治三十年一月十九日本縣茶業聯合會議に於て左記副規約を議決し認可を申請したるも小松原縣知事は認可を與へざりき。

一、本所規約第六條ノ茶芽摘採期ハ組合會ノ決議ヲ以テ其地方ノ狀況ヲ具シ知事ノ認可ヲ經テ當分ノ内其期日ヲ伸縮スル事ヲ得

故に本縣茶業組合聯合會にては二月十日臨時會議に於て左の議決をなし議長三橋四郎次氏より認可を出願したり。

一、本所規約第六條中

鐵焙爐 (既製ノモノニシテ葉打採捻ニ使用スルニ限ル)

釜 熬 (蒸ニ換ル仕方ニ限ル)

茶芽摘採 (期限伸縮 採期ヲ伸延スルハ末芽ヲ摘採セザレバ茶樹ニ害アル部ヲ限ル)

右三種中一種ニ限り組合會ノ決議ヲ以テ嚴重ノ取締法ヲ設ケ其狀況ヲ具シ縣知事ノ認可ヲ得テ當分ノ内許可スルコトヲ得

但茶芽摘採期限ハ商況ノ如何ニ依リ其伸延ヲ許可セシモノト雖モ之ヲ取消ス事アル可シ
右に付三月十五日農第三八號を以て小松原縣知事より認可せられたり。

三、三十二年規約更正

翌三十二年三月十二日開會の本縣茶業組合聯合會議に於ては第六條但書削除の議決をなし同月十六日上

申し二十二日加藤縣知事より認可せられたり。

(参照) 第六條 茶芽ノ摘採製造ハ八月三十一日限リトス

但本年ニ限リ豫メ組合ノ認可ヲ受ケテ九月十日迄摘採製造スルコトヲ得

四、三十七年規約改正

更に又明治三十七年二月七日定時聯合會議に於て左の通り規約を改正すべき事を議決申請し同月十五日龜井縣知事より認可ありたり。

第七條 茶芽ノ摘採製造ハ九月十五日限リトス

五、副規約削除

明治三十九年二月八日に至り李家縣知事より副規約(明治三十年二月十日議決認可のもの)は尙之を存置するの必要あるやの諮問あり、同月十四日日本縣茶業組合聯合會議は存置するの要なきを答申し三月九日李家縣知事より認可ありて全部削除せられたり。

六、摘採期限廢止

本規約は明治四十四年迄繼續したるが明治四十五年三月五日定時聯合會議に於て茶芽摘採期限に關する規約削除を議決し三月十二日松井縣知事より認可ありて撤廢するに至れるが、此間市況により當業者は偶々晩芽摘採の弊に陥り本縣又は各郡茶業組合等に於て警告注意を發したること一再ならず、明治四十年九月二十一日李家縣知事は茶葉の濫摘粗製を戒め、本縣茶の聲價を失墜せざらんことを努むべき旨諭告を發せられたり。

大正九年九月六日日本所は組合長會を開會し其の決議により左の警告書を發せり。

警告書

製茶市況ハ目下頗ル不振ニシテ其價格ハ生産費ヲ償フ能ハザルモノアルヲ以テ往々茶業ノ將來ニ就テ悲觀スルモノアリ然レドモ此不況ハ内外財界ノ變調ヨリ來レル一時ノ變調ナレバ茶業者ハ徒ラニ悲觀スル事ナク須ラク自重シテ將來ノ發展ヲ期スベク其一方法トシテ製茶ノ生産過剩ヲ防ギ價格ノ恢復ヲ圖ランガ爲メ本年度ニ限リ九月十五日限リ嚴ニ茶ノ摘採製造ヲ停止スベシ
右各郡市組合長會ノ決議ニヨリ警告ス

大正九年九月六日

静岡縣茶業組合聯合會議所

第八節 製茶荷票

製茶荷票の貼用は明治十八年一月茶業組合取締所の制定に係る、其制定は一面收入の財源を作るを目的とすれども、他面取締の事項たり、今其變遷を左に略叙す。

一、取締所製茶荷票制定

明治十八年一月茶業組合取締所規約第五條に荷票を左の如く定めたり。

第五條 横濱其他都テ他府縣下へ輸出スル茶荷物ハ左ノ三種ノ區別ニ依リ本所ヨリ發布スル相當ノ荷票ヲ貼用ス可シ其定額ハ毎年會議ニ

於テ之ヲ定ム

概入皆掛十貫匁以上

綠色紙

同 十貫匁未満

赤色紙

丸 茶

黄色紙

但綠赤色ハ概ノ上縁へ貼付シ黄色ハ上部ノ見出シ易キ所へ貼付ス可シ

因ニ價格ハ綠色七錢 赤色五錢 黄色參錢

尙荷票取締に付き左の條項を設く

第三十三條 本所ヨリ發布スル荷票ヲ貼用セザルモノ及再貼用若シクハ之ヲ偽造シタルモノハ左ノ各項ニ依ツテ處置ス

静岡縣茶業史

第一項 荷票ヲ貼用セズシテ交易市場及其他縣外ニ出荷スルモノハ違約金トシテ其貼用スベキ荷票定價ノ二十倍ヲ差出サシム
 第二項 甲ノ荷票(綠色紙)ヲ用ヒタルモノ又ハ乙(赤色紙)丙(黃色紙)ノ荷票ヲ用ヒタルモノ又ハ乙ノ荷物ハ丙ノ荷票ヲ用ヒタルモノハ各其用ユ可キ荷票定價ノ差違ニ隨ヒ之ニ第一項ノ違約金ヲ差出サシム
 第三項 一度貼用シタル荷票ヲ再度用ヒタルモノハ其荷票定價三十倍ノ違約金ヲ差出サシム
 第四項 荷票ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタルモノハ直チニ其筋へ告訴ス
 第三十四條 前條數項ニ違背シタル荷物ヲ引受ケタル交易市場ノ賣込問屋及各地荷受人ハ之ヲ新聞紙上ニ廣告シテ我が縣下組合員ヨリハ以來該店へ宛テ荷物ノ輸送ヲナサルモノトス
 但シ荷受人ニ於テ前條數項ニ定メタル違背者ノ違約金其半額ヲ差出シタルモノ及前條第三項、第四項ノ情ヲ知ラズシテ荷物ヲ引受ケタルモノハ本文ノ限リニアラズ
 同年四月臨時聯合會に於て第三十四條を左の如く改正す。
 第三十四條中 之ヲ新聞紙上ニ廣告ノ九字ヲ削リ本所ヨリ各組合ニ報告ノ十一字ヲ加フ
 同年五月十二日本縣より規約中第五條、第三十三條を更正すべき旨達せられ、是に依りて荷票の三種を廢して一種とし、一枚金貳錢に定めたり。

(1) 明治十九年改正

明治十九年二月左の如く改正せり。

第五條 橫濱其他都テ他府縣へ輸出スル茶荷物へハ其大小ニ拘ハラズ本所ヨリ發布スル赤色ノ荷票ヲ貼付ス可シ其定價ハ毎年會議ニ於テ之ヲ定ム
 但シ荷票ハ上部ノ見出し易キ所へ貼付ス可シ

(2) 明治二十年改正

明治二十年一月左の如く改正す。

第十條 組合員ヨリ橫濱其他都テ他府縣下へ輸出スル茶荷物へハ本所ヨリ發布スル荷票赤色ヲ概茶ニ青色ヲ丸茶ニ貼付スベシ
 但荷票ハ上部ノ見易キ所へ貼付シ荷受人ニ於テハ直チニ消印ヲ爲サシム可シ
 第十一條 前條荷票ヲ貼付セザルモノ及再貼用若シクハ青色ヲ概茶ニ貼付シタルモノハ違約金トシテ定料ノ二十倍ヲ差出サシム
 但荷票ヲ偽造シ又ハ變換シテ行使シタルモノハ直チニ其筋へ告訴ス
 第十二條 第九條及第十條ニ違背シタル荷物ノ引受及消印ヲ惰リタル貿易市場ノ賣込問屋並各地荷受人ハ本所ヨリ各組合ニ報告シテ我縣下組合員ヨリハ以來該店へ宛テ荷物ノ輸送ヲ爲サルモノトス

明治二十年度は荷票料を左の如く定む。

荷票料ハ赤色一枚金四錢、青色一枚金貳錢トス

二、茶業組合聯合會議所の荷票

本所の荷票に關する規約は明治二十一年二月左の如く改正せり。

第八條 組合員ヨリ橫濱其他都テ他府縣下へ輸出スル茶荷物へハ本所ヨリ發布スル荷票赤色ヲ概茶ニ青色ヲ丸茶ニ貼付スベシ
 但荷票ハ側面(小口)ノ見出し易キ所へ貼付シ番號、月日、姓名ヲ記入スベシ
 第九條 第八條、第三十六條ニ違背シタル荷物ヲ引受ケタル貿易市場ノ賣込問屋並各地荷受人へハ本所ヨリ各組合へ報告シテ本縣下組合員ヨリハ爾後該店へ宛茶荷物ノ輸送ヲナサルモノトス
 第三十六條 縣外輸送ノ茶荷物ニ荷票ヲ貼付セザルモノ及ビ再貼用若シクハ青色ヲ概茶ニ貼付シタルモノハ違約金トシテ定料ノ二十倍ヲ差出サシム又番號、月日、姓名記入ヲ怠リタルモノハ定料ノ五倍ヲ差出サシム

(1) 明治三十年改正

明治三十年荷票料を左の如く改正す。

第四十六條へ左ノ但書ヲ加フ
 但明治三十年度ニ限り赤色一枚金五錢、青色一枚金貳錢五厘トス
 第四十七條ノ次へ左ノ一項ヲ加へ以下順次繰下グ

第五十條 各組合ニ於テ荷票ヲ取扱ヒタルトキハ其取扱ヒ高ヲ月計シ翌月十五日限り其料金を本所へ送納スルモノトス

(2) 明治三十五年改正

明治三十五年左の如く荷票を改正せり。

第九條 組合員ニシテ他府縣及海外へ輸出スル茶荷物へハ本所ヨリ發布スル左ノ荷票ヲ貼付スベシ

一、赤色荷票

本茶

一、青色荷票

粉茶、川柳

但荷票ハ側面(小口)ノ見易キ處ニ貼付スベシ

一、再製茶荷票 (輸出荷造ヲ爲シタルモノ)

第四十一條 海外又ハ他府縣輸送ノ茶荷物ニ荷票ヲ貼付セザルモノ及ビ再貼用若シクハ再製輸出茶荷票及青色ヲ本茶ニ貼用シタルモノハ

違約金トシテ定料ノ二十倍ヲ差出サシム

第四十九條中 赤色一枚四錢云々以下ヲ赤色一枚六錢、再製茶分及青色一枚參錢ト改メ但書ヲ削除ス

(3) 明治三十六年改正

明治三十六年荷票料を左の如く改正す。

第四十九條中 赤色一枚以下ヲ金七錢、再製茶分及青色一枚金四錢トスト改正ス

(4) 明治三十七年改正

明治三十七年第五十一條を左記の通り改正す。

第五十一條 各組合ニ於テ荷票ヲ取扱フトキハ其料金を本所へ納付スベシ

(5) 明治三十八年改正

明治三十八年第四十九條を左の如く改正す。

第四十九條中 赤色一枚云々以下ヲ赤色一枚金拾參錢、再製茶及青色一枚金七錢トスト改正ス

第五十條ノ但書ヲ左ノ如ク改正ス

荷票料ハ製茶賣買ノ際一貫匁ニ付壹錢ヲ買主ニ於テ受取ルモノトス

(6) 明治三十九年改正

明治三十九年第五十二條を改正す。

第五十二條 荷票料ハ赤色一枚金拾參錢、再製茶一枚金七錢、青色一枚金拾錢トス

(7) 明治四十年改正

明治四十年左の如く改正す。

第四十三條 (再製輸出茶荷票及青色ヲ本茶)ノ十三字ヲ削リ(海外輸出茶荷票ヲ他府縣輸出茶荷票)ノ十五字ヲ挿入ス

第十條ノ左記ヲ左ノ通り改ム

一、本茶ノ二字ヲ削リ(他府縣輸出茶)ノ六字ヲ加フ

二、二項ヲ左ノ通り改ム

一、再製茶荷票甲 同再製茶

三、荷票ノ下ヘ乙ノ一字及輸出ノ上ヘ海外ノ二字ヲ加フ

第五十二條中 荷票料赤色及再製甲一枚金貳拾錢、再製茶乙一枚金拾參錢ト改メ青色ヲ削除ス

第五十三條 但書ニ金壹錢トアルヲ金貳錢ト改ム

(8) 明治四十一年改正

明治四十一年第五十五條の次へ左の一條を加ふ

第 條 荷票ノ殘金を生シ買上ヲ請求スル場合ニハ翌々年度十二月末日限り申出可シ若シ此期限ヲ經過シタルトキハ買上ヲ爲サルモノトス

明治四十一年左の如く改正す。

第十一條中赤色荷票ノ次へ左ノ一項ヲ加フ

一、内國用荷票 同赤色荷票ト併セ貼付ス

第五十四條を左の通り改正す

荷票料ハ赤色及再製甲一枚金貳拾錢、再製乙一枚金拾參錢、内國用一枚金參錢トス

(9) 明治四十二年改正

明治四十二年左の如く改正す。

第五十四條中 金參錢トアルヲ金貳錢ト改ム

(10) 明治四十三年改正

明治四十三年左の如く改正す。

第十四條 内國用荷票ヲ削除ス

第五十一條中 (内國用一枚金貳錢)ノ八字ヲ削除ス

(11) 明治四十四年改正

明治四十四年左の如く改正す。

第十四條ノ左記赤色荷票ノ下「他府縣」トアルヲ開港場ト改メ末項ニ左ノ一項ヲ加フ

一、青色荷票 他府縣輸出茶(開港場ヲ除ク)

第五十一條中 赤色ノ下へ青色ノ二字ヲ挿入シ一枚金貳拾錢ヲ拾八錢、金拾參錢ヲ拾壹錢ト改ム

第五十四條中 「翌々年度十二月末日限り」トアルヲ翌年度限りト改ム

(12) 大正元年改正

大正元年左の如く改正す。

第五十一條中 赤色ノ下青色ノ二字ヲ削り甲一枚金拾八錢ヲ金拾五錢ニ乙一枚金拾壹錢トスヲ金拾錢ニ改正シ其下へ青色一枚金拾八錢ト

スノ文字ヲ加フ

(13) 大正二年改正

大正二年規約を改正する左の如し。

第十三條中 荷票種類ヲ左ノ通り改正ス

一、赤色荷票 開港場輸出茶

一、海外輸出荷票 海外輸出荷造ヲ爲シタルモノ

一、青色荷票 内國用(朝鮮滿洲共)輸出茶

第四十九條中 及再製甲ノ四字ヲ削り乙ノ一字ヲ海外輸出荷票ノ六字ニ改ム

(14) 大正三年改正

大正三年規約を改正する左の如し。

第四十九條へ左ノ但書ヲ加フ

但シ當分ノ内青色荷票ハ拾貳錢ヲ増課シ金參拾錢トス

第五十條 但書金貳錢ノ下へ括弧ニテ「當分ノ内金參錢」ノ七字ヲ加フ

(15) 大正五年改正

大正五年左の如く改正す。

第十三條へ左ノ但書ヲ附ス

但シ紅茶、磚茶ハ此限りニアラズ

(16) 大正六年改正

大正六年規約を改正する左の如し。

第四十九條中 「貳拾錢」トアルヲ四拾錢トシ「拾五錢」トアルヲ拾錢トシ「拾錢」トアルヲ八錢トシ「拾八錢」トアルヲ貳拾五錢ト改メ但書ヲ

削除ス
第五十條 但書中「金貳錢」(當分ノ内金參錢)トアルヲ金貳錢五厘ト改ム

(17) 大正九年改正

大正九年三月規約を改正する左の如し。

第十三條ノ但書へ左ノ三十一字ヲ加フ

且内地荷票ハ茶業組合中央會議所ヨリ發スル荷票ヲ兼用スルコトヲ得

同條左記ノ「青色荷票」トアルヲ内地荷票ト改ム

第四十九條中「拾錢」トアルヲ貳拾參錢「八錢」トアルヲ拾參錢青色トアルヲ内地荷票「貳拾五錢」トアルヲ參拾七錢ト改ム

第五十條 但書中「貳錢五厘」トアルヲ參錢五厘ト改ム

三、製茶荷票一覽

| 年次 | 荷票種類 | 備 | 荷票貼用方 | 荷票價額 |
|-------|------|------------------------------------|---------------|------|
| 明治十七年 | 荷票ナシ | | | |
| 同十八年 | 赤色 | 縣外輸出茶 概入皆掛十貫匁以上綠色紙丸茶黃色紙 概入十貫匁未滿赤色紙 | 一枚貳錢 | |
| 同十九年 | 赤色 | 縣外輸出茶ハ荷物大小ニ拘ハラズ赤色荷票ヲ貼布 | 同 | |
| 同二十年 | 赤色 | 赤色荷票ハ縣外輸出概茶ニ青色ハ同上丸茶ニ貼布 | 赤色一枚四錢 青色一枚貳錢 | |
| 同二十一年 | 赤色 | | 同 | |
| 同二十二年 | 赤色 | | 同 | |
| 同二十三年 | 赤色 | | 同 | |
| 同二十四年 | 赤色 | | 同 | |
| 同二十五年 | 赤色 | | 同 | |

| | | | | |
|-------|----|--|---|---|
| 同二十六年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同二十七年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同二十八年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同二十九年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同三十年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同三十一年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同三十二年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同三十三年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同三十四年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同三十五年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同三十六年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同三十七年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同三十八年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同三十九年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同四十年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同四十一年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同四十二年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同四十三年 | 赤色 | | 同 | 同 |
| 同四十四年 | 赤色 | | 同 | 同 |

| | | | | |
|--------|------|-------|--------------------|---|
| 明治四十五年 | 三、六六 | 三、四元 | 甲 二四、二三 乙 三三、八〇 | 赤色荷票六開港場行ニ青色荷票ハ他府縣移出茶(開港場ヲ除ク)トナル |
| 大正元年 | 三、三五 | 七、八元 | 三三、六一 | 赤色荷票開港場輸出茶、青色荷票内國行移出茶、海外輸出荷票輸出荷造ヲナシタルモノ |
| 同二年 | 四、三八 | 七、三七 | 三三、三元 | 同 荷票料當分ノ内一貫匁參錢トナル |
| 同三年 | 三、七三 | 八、八元 | 三九、二三 | 同 |
| 同四年 | 三、一四 | 九、二五 | 四三、四三 | 同 |
| 同五年 | 二、五八 | 九、二八 | 四四、〇九 | 同 荷票料一貫匁貳錢五厘トナル |
| 同六年 | 一、三三 | 二五、二六 | 四七、三五 | 同 |
| 同七年 | 一、一九 | 二六、〇五 | 三五、九〇 | 同 |
| 同八年 | 一、〇三 | 二六、七三 | 三六、九八 | 同 荷票料一貫匁參錢五厘トナル |
| 同九年 | 一、〇三 | 二六、七三 | 三六、九八 | 同 |
| 同十年 | 一、〇三 | 二六、七三 | 三六、九八 | 同 |

(九一八)

赤色及再製甲一枚拾五錢 青色一枚拾八錢
再製乙一枚拾錢
赤色一枚拾五錢 青色一枚拾八錢
海外輸出一枚拾錢
赤色一枚拾五錢 青色一枚參拾錢
海外輸出一枚拾錢
赤色一枚拾五錢 青色一枚貳拾五錢
海外輸出一枚八錢
赤色一枚拾錢 青色一枚貳拾五錢
海外輸出一枚八錢
赤色一枚貳拾參錢 青色一枚參拾七錢
海外輸出一枚拾參錢
同

第九節 現行取締規約ニ取締統計

一、製茶検査取締費

製茶検査取締は前記の如く請願巡查を以てせる以後各郡市茶業組合へ補助費を與へ検査員を常置し取締らしめたる外、本所専屬の検査員を常置し各郡市組合検査の状況及當業者規約違反の有無を巡廻査察せしむ、今其の經費を掲ぐれば左表の如し。

本所經費精算高及検査費對照表

| 年次 | 經費精算高 | 検査費 | 検査費ノ歩合 |
|-------|------------|-----------|--------|
| 明治十八年 | 二、三七九、四一一 | 九二、〇八〇 | 〇、〇三八 |
| 同十九年 | 二、七一〇、四〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 〇、〇〇七 |
| 同二十年 | 四、八三五、八八〇 | 一二五、〇〇〇 | 〇、〇二六 |
| 同二十一年 | 五、一五八、三四三 | 四八、〇〇〇 | 〇、〇〇九 |
| 同二十二年 | 四、七九一、七〇九 | 二五、〇〇〇 | 〇、〇〇五 |
| 同二十三年 | 四、九三八、三七六 | 二二、〇〇〇 | 〇、〇〇四 |
| 同二十四年 | 六、八四四、四九八 | 二二、〇〇〇 | 〇、〇〇三 |
| 同二十五年 | 七、七四二、七三六 | 二二、〇〇〇 | 〇、〇〇六 |
| 同二十六年 | 七、二四〇、四五七 | 四三一、〇九二 | 〇、〇五九 |
| 同二十七年 | 七、九九二、二六九 | 八二三、〇〇〇 | 〇、一〇三 |
| 同二十八年 | 九、六一四、一〇一 | 八二三、八七五 | 〇、〇八八 |
| 同二十九年 | 九、六二八、五二五 | 七九九、五四二 | 〇、〇八二 |
| 同三十年 | 九、六五〇、四三〇 | 七九五、六七六 | 〇、〇八二 |
| 同三十一年 | 九、三九四、八二二 | 九一四、八三六 | 〇、〇九七 |
| 同三十二年 | 一〇、一二四、七八六 | 一〇九三、九二九 | 〇、一七九 |
| 同三十三年 | 九、五五四、四〇九 | 一、一五四、九九九 | 〇、一二〇 |
| 同三十四年 | 一〇、一四二、九〇三 | 一、二八三、八六八 | 〇、一二六 |
| 同三十五年 | 一六、七六三、五〇二 | 一、二七五、六三五 | 〇、〇七六 |
| 同三十六年 | 二四、四六〇、八九三 | 一、四〇一、〇九三 | 〇、〇五七 |
| 同三十七年 | 三一、七七三、八七五 | 一、四七六、九六四 | 〇、〇四六 |
| 同三十八年 | 五一、〇二二、一一三 | 一、四七一、二二二 | 〇、〇二四 |
| 同三十九年 | 四八、七一一、四一〇 | 一、四六六、三一一 | 〇、〇三一 |

静岡縣茶業史

(九二〇)

| | | | |
|-------|-------------|------------|-------|
| 明治四十年 | 七二、二〇六、九八九 | 一、四七四、九五六 | 〇、〇二二 |
| 同四十二年 | 七六、九九九、三四一 | 一、七五九、四二〇 | 〇、〇二二 |
| 同四十四年 | 九一、〇五九、九二〇 | 二、〇二一、二四六 | 〇、〇六三 |
| 同四十四年 | 八八、三五八、四一三 | 五、三三二、五八七 | 〇、〇六三 |
| 大正元年 | 一〇八、五一、一三一 | 八、七七、五四六 | 〇、〇八〇 |
| 同二年 | 九一、四九五、七九〇 | 八、五三九、〇三五 | 〇、〇九三 |
| 同三年 | 七五、二二五、六四五 | 八、九九八、六八五 | 〇、一〇六 |
| 同四年 | 八五、四五九、〇二五 | 九、九七四、六六六 | 〇、一〇六 |
| 同五年 | 七一、七一六、八五四 | 一〇、一七五、九四一 | 〇、一四一 |
| 同六年 | 九〇、四七一、九九三 | 一二、三三〇、六七〇 | 〇、一三六 |
| 同七年 | 八四、八〇五、六三三 | 一二、七一八、三八八 | 〇、一四九 |
| 同八年 | 八三、八七七、五九八 | 一三、九〇〇、一二三 | 〇、一六五 |
| 同九年 | 一三四、三五三、八五五 | 一三、六九五、五四五 | 〇、一一一 |
| 同十年 | 一一三、五七五、〇二〇 | 一九、三一、八二〇 | 〇、一七〇 |
| 同十年 | 一〇八、六二三、三八五 | 二四、二六三、一七五 | 〇、二二〇 |
| 計 | | 九五、七八九、六〇五 | |
| | | 六二、〇二八、七八四 | |
| | | 一四、四七三、八五九 | |
| | | 一、五三〇、八五六 | |

主要ナル検査費

検査所及検査員費
組合囑託検査費
請願巡查費
標準茶費

| | | | |
|--------|---|----|----|
| 明治四十年度 | 三 | 六四 | 六七 |
| 年 | 一 | 一 | 一 |
| 度 | 一 | 一 | 一 |

二、茶業組合规約違反者調

| | | | | |
|--------|----|----|-----|-----|
| 同四十一年度 | 一 | 七 | 六九 | 七一 |
| 同四十二年度 | 一 | 七 | 七九 | 八六 |
| 同四十三年度 | 一八 | 一四 | 四二九 | 六二七 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|-----|----|----|----|--------|
| 違反事項 | 茂田 | 方田 | 駿東 | 富士 | 庵原 | 安倍 | 静岡 | 志太 | 榛原 | 小笠 | 磐田南部 | 同北部 | 周智 | 引佐 | 濱名 | 再別違反種類 |
| 生葉取扱 | | | | | | | | | | | | | | | | 一二 |
| 金屬助炭使用 | | | | | | | | | | | | | | | | 七 |
| 日乾並陸乾 | | | | | | | | | | | | | | | | 二 |
| 中火製造夥多 | | | | | | | | | | | | | | | | 一七 |
| 板擦製造 | | | | | | | | | | | | | | | | 一〇 |
| 直接火焔吹込器械 | | | | | | | | | | | | | | | | 九 |
| 黒炭使用 | | | | | | | | | | | | | | | | 四 |
| 禁止器械使用 | | | | | | | | | | | | | | | | 八 |
| 直接足揉 | | | | | | | | | | | | | | | | 一 |
| 古茶混入 | | | | | | | | | | | | | | | | 三 |
| 他物混入 | | | | | | | | | | | | | | | | 一 |
| 海老茶 | | | | | | | | | | | | | | | | 二 |
| 粗製 | | | | | | | | | | | | | | | | 七 |
| 腐敗茶 | | | | | | | | | | | | | | | | 六 |
| 宵越 | | | | | | | | | | | | | | | | 一 |
| 炭烟臭 | | | | | | | | | | | | | | | | 八 |
| 焦茶 | | | | | | | | | | | | | | | | 七 |
| 乾燥設備無キモノ | | | | | | | | | | | | | | | | 〇 |
| 審査器ノ設備ナシ | | | | | | | | | | | | | | | | 七 |
| 不正不真茶製造並賣買 | | | | | | | | | | | | | | | | 七 |

静岡縣茶業史

(九二一)

靜岡縣茶業史

(九二四)

| 違反事項 | 賀方 | 駿東 | 富士 | 庵原 | 安倍 | 靜岡 | 志太 | 榛原 | 小笠 | 磐田 | 同部 | 周智 | 佐引 | 濱名 | 再製 | 違反種類合計 |
|------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|
| 中火茶多量製造 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無鑑札 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 封印破棄或中火過多 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中火多量乾燥裝置忘り | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 火焔吹込使用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器械購入届忘り | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 組合費未納 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 荷票貼用違反 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 破損火爐使用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器械掃除忘り | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乾燥不備 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不良炭使用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不良器使用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 違反事項 | 賀方 | 駿東 | 富士 | 庵原 | 安倍 | 靜岡 | 志太 | 榛原 | 小笠 | 磐田 | 同部 | 周智 | 佐引 | 濱名 | 再製 | 違反種類合計 |
| 遠反事 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 炭烟臭 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 金屬助炭使用 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 生葉置場不完全 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 惡臭 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 不良茶製造及賣買 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 陰乾製茶 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 日乾製茶 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

大正三年度規約違反者

| 違反事項 | 賀方 | 駿東 | 富士 | 庵原 | 安倍 | 靜岡 | 志太 | 榛原 | 小笠 | 磐田 | 同部 | 周智 | 佐引 | 濱名 | 再製 | 違反種類合計 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|
| 組合未加入 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鐵焙爐使用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乾燥器ナシ及不備 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中火茶多量製造 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賣買無鑑札 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 直接火焔吹込火爐 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器械購入届忘り | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 荷票違反 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 破損火爐使用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乾燥不完全茶 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不良器械使用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 瀨戸引助炭使用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 著色茶 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期限後摘採 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浸水不良茶 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 標準以下ノ茶 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生葉ヤケ葉 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 夜越不良茶 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 違反事項 | 賀方 | 駿東 | 富士 | 庵原 | 安倍 | 靜岡 | 志太 | 榛原 | 小笠 | 磐田 | 同部 | 周智 | 佐引 | 濱名 | 再製 | 違反種類合計 |
| 遠反事 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 中火茶不良又ハ多量 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 夜越茶 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | |

大正四年度規約違反者

靜岡縣茶業史

(九二五)

| 郡別 | 標準茶以下ノモノ | 機械使用ノ不備及禁止ノモノ | 乾燥設備ナキモノ | 中火茶製造過多 | 組合未加入者 | 蒸葉不長茶 | 粉末混入茶 | 腐敗茶混入 | 乾燥器不使用 | 蒸葉還搬 | 同上貨揉 | 粉扱不充分 | エヒ茶 | 中火不長茶 | 腐敗茶 | 煤煙混入 | 志太組合十三條違反 | 合計 |
|-----|----------|---------------|----------|---------|--------|-------|-------|-------|--------|------|------|-------|-----|-------|-----|------|-----------|----|
| 駿東郡 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 田方郡 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 賀茂郡 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

大正五年度規約違反者處分方法

| 郡別 | 違反金ヲ徴シタルモノ | 焼却處分ヲナシタルモノ | 訓戒ニ止メタルモノ | 計 |
|-----|------------|-------------|-----------|---|
| 駿東郡 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 田方郡 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 賀茂郡 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 3 | 3 | 3 | 3 |

| 郡別 | 違反事項 | 違反者数 | 違反金 | 焼棄 | 洗滌 | 計 |
|------|----------|------|-----|----|----|---|
| 富士郡 | 日乾 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 庵原郡 | 不正茶 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 安倍郡 | 無荷粟 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 静岡市 | 生葉置揚取扱不長 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 志太郡 | 炭煙油臭茶外異臭 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 榛原郡 | カルク、晒粉附著 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 小笠原郡 | 再製組合 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 周智郡 | 引佐 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 磐田南部 | 磐田北部 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 再製組合 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

大正六年度規約違反者

| 郡別 | 違反事項 | 違反者数 | 違反金 | 焼棄 | 洗滌 | 計 |
|------|----------|------|-----|----|----|---|
| 賀茂郡 | 日乾 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 田方郡 | 不正茶 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 駿東郡 | 無荷粟 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 富士郡 | 生葉置揚取扱不長 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 庵原郡 | 炭煙油臭茶外異臭 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 安倍郡 | カルク、晒粉附著 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 志太郡 | 再製組合 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 榛原郡 | 引佐 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 小笠原郡 | 磐田南部 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 周智郡 | 磐田北部 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 再製組合 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|------|----|--------|----|------|----|----|--------|-----|--------|----|----|---|
| 駿東 | 富原 | 庵原 | 安原 | 靜岡 | 志太 | 榛原 | 小笠 | 周智 | 磐田南 | 磐田北 | 濱名、濱松 | 引佐 | 再製 | 計 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 2 | 5 | 1 | 3 | 5 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| 不正分棄却 | 肥料ニ混入 | 没收棄却 | 焼却 | カフエン原料 | 再火 | 篩下棄却 | 焼却 | 焼却 | カフエン原料 | 焼却 | カフエン原料 | 焼却 | 焼却 | 4 |
| 1 | 1 | 8 | 3 | 1 | 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 3 | 5 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(九三八)

大正十年現行の本所規約中製造及買買取締検査條項左の如し。

第二款 製造及買買

第八條 組合員ハ左ノ茶ヲ製造シ又ハ買買スルコトヲ禁ズ
一、標準茶以下ノモノ

三、現行取締規約

一、日乾(紅茶及磚茶)炭煙臭釜熬又ハ金屬助炭製
但揉捻部ヲ「アルミニウム」ニテ製作シタル精製機及完全ナル熱風火爐ヲ設置シ五十號以上ノ篩目ヲ有スル金網助炭ヲ中火迄用ヒ
製シタルモノハ此ノ限リニアラズ

一、製茶ニ直接火焔ヲ受クル機械製
一、通稱落花生熟ト稱スル圓筒形製茶葉打機及之レニ類似ノモノニテ製シタル茶
但熱風裝置ニ改メタルモノハ此限リニアラズ
一、茶精搾出後ノ茶葉

一、右ノ外人身ノ健康ヲ害シ若クハ正業者ノ妨害トナルベキ不正不真茶
第八條ノ二、蒟落茶ヲ取扱フモノハ左ノ各項ニ依ルベシ

一、蒟落茶ヲ日乾又ハ風乾シ更ニ之ヲ本茶又ハ粉茶ニ擬製スルコトヲ禁ズ
一、日乾又ハ風乾茶(茶素及磚茶原料)ヲ更ニ蒸シテ製茶ト爲スコトヲ禁ズ
一、蒟落茶ノ莖ヲ本茶ニ又ハ粉末トナシ粉茶ニ混入スルコトヲ禁ズ
一、磚茶又ハ茶素原料ノ輸送荷物ニハ必ラズ其品名ヲ表示シタル荷札ヲ附著スベシ
第九條 機械ヲ以テ茶ヲ製スルモノハ左ノ事項ニ依ルベシ

一、製茶機械使用者ハ機械購入又ハ借入ノ都度其種類及臺數ヲ所在地茶業組合ヲ經由シテ聯合會議所ニ届出ヅベシ
但使用ヲ廢シタル場合モ亦届出ヅルモノトス
二、機械ニ蒸葉投入量ハ其機械ノ有スル一定ノ定量ヲ超ユベカラズ
但其定量ハ時機ニヨリ本所ニ於テ定ムルコトアルベシ
三、粗揉機ノ揉捻部ニ鐵板又ハ瀨戸引若シクハ亞鉛板等之ニ類スルモノヲ用ヒアル機械ハ竹又ハ木ノ薄板ヲ以テ張り替ユベシ
四、揉捻部ニ焦葉ノ生ズベキ機械ハ蒸葉投入毎ニ其揉捻部ヲ拭ヒ附著物ヲ除却スベシ
五、揉捻機ノ揉板ニ鐵盤ヲ用ヒタルモノヲ使用スベカラズ
但瀨戸引ハ此限ニアラズ
六、總テ機械ノ揉捻部ハ使用中日々洗滌シ必ラズ附著物ヲ除去スベシ

七、本所ニ於テ成績不良ト認メタル製茶機械ノ使用ヲ禁ズ
第九條ノ二 志太郡東川根村、徳山村、笹間村、伊久身村、及榛原郡上川根村、中川根村、下川根村ニ於テハ當分ノ内新タニ製茶機械ノ設備ヲ禁ズ

但志太、榛原、兩郡茶業組合長會議ノ上認定シタルモノハ此限リニアラズ

第十條 生葉蒸葉揉茶ヲ土間又ハ塵埃ノ混ジ易キ路傍軒下等ニ置キ若シクハ醗酵(ヤケ葉)シタルモノヲ綠茶ニ製造スルコトヲ得ズ
第十條ノ二 生葉賣買業者ハ生葉取扱ニ關シ相當ノ設備アルニアラザレバ賣買ヲナスコトヲ得ズ

第十一條 茶製造者ハ焙爐十個ニ付三個「製茶機械一臺ニ付二個」以上ノ割合ヲ以テ乾燥爐ヲ備フベシ
但此ニ相當ノ乾燥設備ヲナシタル者ハ此ノ限ニアラズ

第十二條 古茶ヲ貯ヘテ之ヲ五月三十日以前ノ新茶ニ交ヘ又ハ不正實ノ荷造ヲ爲シ若クハ製茶ニ粉末ヲ混ズルコトヲ禁ズ

第十三條 組合員ニシテ他府縣及海外ヘ輸出スル茶荷物ヘハ本所ヨリ發行スル左ノ荷票ヲ其荷物ノ見易キ處ヘ貼附スベシ
但紅茶磚茶ハ此限リニアラズ且内地荷票ハ茶業組合中央會議所ヨリ發スル荷票ヲ兼用スルコトヲ得

一、赤色荷票 開港場輸出茶

一、海外輸出荷票 海外輸出荷造ヲ爲シタルモノ

一、内地荷票 内國用(朝鮮滿洲共)輸出茶

第十四條 製茶運搬ノ容器ハ箱、鐵葉罐、濾紙二重袋タルベシ
但粉茶ニ限リ布袋入トナスモ妨ゲナシ

第十五條 縣外輸出ノ製茶荷造ハ左ノ種類ヲ除クノ外必ラズ概詰タルベシ

一、八貫匁未満ノ走茶

一、粉茶川柳茶

一、自己ノ再製工場ニ直送スル茶

第十六條 本縣下ヨリ他府縣ヘ輸送スル茶概ノ容積ハ六立方尺五分以内トシ荷造ハ容量十六貫匁以内トス
但海外輸出茶ハ從前ノ荷造法ニ依ル

第三款 取締及検査

第十七條 製茶取締ノ爲メ必要ノ地ニ若干ノ検査所及検査員ヲ設置ス
但検査所ノ位置及検査員ノ數並ニ其任免ハ會頭之ヲ定ム

第十八條 検査員ハ常ニ組合員ノ行爲ヲ取締リ若シ違約者アリタルトキハ其事由ヲ詳記シ所在地組合ヘ申告スルモノトス
但第十三條ニ違犯シタル事項ハ本所ヘモ之ヲ申告ス

第十九條 検査員ハ茶業組合中央會議所規約第九條及本規約第八條ニ該當ノ製茶ヲ發見シタルトキハ之ヲ差押ヘ置キ直チニ現品見本相添ヘ其事由ヲ本所又ハ所在地組合ヘ申告スルモノトス
但差押品ニ付組長ト検査員ト鑑定ヲ異ニスルトキハ會頭之レヲ決定ス

第二十條 組合員ハ検査員ガ製茶ノ検査ヲナシ又ハ必要ニ應ジ製造場若クハ藏置所等ニ立入ルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十一條 検査員ガ差押ヘタル製茶ニ關シ保管料又ハ荷傷ミ相場變動等ニヨリ損害ヲ生ズルコトアルモノモ本所ハ其賠償ノ責任ヲセザルモノトス

第七款 違約者處分

第三十八條 組合員ニシテ第二條ヲ犯シタル者ハ金五拾錢ノ違約金ヲ差出サシム

第三十九條 組合員ニシテ第八條及第八條ノ二ヲ犯シタル者又ハ雇人ヲシテ之レヲ爲サシメタル者ハ其情ヲ知ルト否トニ拘ラズ金壹圓以上金貳拾圓以下ノ違約金ヲ差出サシメ且現品ハ之ヲ取上ケ燒棄又ハ相當處分スベシ

第四十條 第九條、第十條、第十條ノ二、第十一條、第十四條乃至第十六條ニ違背シタル者ハ金貳拾錢以上金壹圓九拾錢以下ノ違約金ヲ差出サシム
但第九條ノ二ニ違背シタル機械ハ直ニ之ヲ取毀タシムルモノトス

第四十一條 組合員ニシテ謂レナク組合費ヲ納メザルモノハ其額ニ對スル五倍ノ違約金ヲ差出サシム

第四十二條 第十三條ニ違背シタルモノハ違約金トシテ定料ノ二十倍ヲ差出サシム

第四十三條 第十二條ニ示ス所ノ所爲ヲナシタルモノハ金壹圓九拾錢ノ違約金ヲ差出サシメ且古茶ヲ交ヘタルモノハ五月三十日前ノ賣買ヲ差止メ粉末ヲ混ジタルモノハ之ヲ除却セシム

第四十四條 前各條ニ依ル處分ニ應ゼザル者ハ其筋ヘ告發ス

第四十五條 他府縣輸入茶ニシテ第八條及茶業組合中央會議所規約第九條ニ該當スル製茶アルトキハ之レヲ取上ケ燒棄シ又ハ出荷地ヘ積

戻サシムルモノトス

副規約

本所規約第十條ノ二ニヨリ規定シタル相當ノ設備トハ左ノ設備アルモノヲ指稱ス

- 一、生葉ノ取扱ハ竹籠簀子等ニテ作りタル貯葉器ノ設備アルモノ
- 但平面ニ置クトキハ厚サ五寸以下山形ハ一尺以下トス
- 二、生葉運搬用容器トシテ竹籠ノ設備アルモノ
- 但鐵道又ハ荷馬車等ニテ遠距離運搬ニ付竹籠ヲ使用シ難キ場合ハ必ラズ醗酵ヲ防グノ包裝ヲ爲スベシ
- 三、生葉賣買業者ハ其住所氏名及店舖ヲ有スルモノハ其位置ヲ所在地ノ茶業組合ヘ豫メ届出ヅベキモノトス
- 四、生葉ヲ買入レ製造ニ從事スルモノニモ亦前記各項ヲ準用ス

臨時規約

- 第一條 霜落茶ヲ精揉機(仕上機)及揉捻機ヲ使用シテ製造スルコトヲ禁ズ
- 第二條 茶芽ノ摘採ハ三番茶限リトス
- 第三條 前二箇條ニ違背シタルモノハ本所規約第三十九條ヲ適用ス
- 第四條 本規約ハ大正十年度限り施行スルモノトス

四、製茶取締事項年表

| 年次 | 本縣ヨリ通達其他 | 本縣茶業聯合會規約禁止決議事項 | 違反者處分方法 |
|------|---|-----------------|---------|
| 明治五年 | 不正茶、惡葉取交賣込等ノ所爲取締ニ付本縣ヨリ諭達ヲ發ス(二月) | | |
| 同六年 | 不正茶種賣捌ニツキ嚴重取締ルベキ旨戸長總代(本縣ヨリ諭達ヲ發ス(九月)) 茶苗木ノ賣買ヲ禁ジ實時トナスベキ旨本縣ヨリ布達ヲ發ス() | | |

| | | | |
|------|---|--|---|
| 同八年 | 濫惡茶取扱防止ノ爲メ營業人ニ對シ製茶免許鑑札渡方ニツキ本縣ヨリ布達ヲ發ス(二月) | | |
| 同十年 | 日干ハ一切廢止スベキコト本縣ヨリ諭達ヲ發ス() | | |
| 同十二年 | 惡製ニツキ注意スベキ旨本縣ヨリ通達アリ(五月) | | |
| 同十三年 | 製造ノ際餽純粉ニ灰墨ヲ混和セシモノヲ茶葉ニ塗抹シ強葉ヲ嫩芽ニ紛ラシ或ハ黃色ヲ青黑色ニ添布スル等ノ惡製又ハ眩賣スルモノ等ニツキ注意スベキ旨本縣ヨリ諭達ヲ發ス(七月) | | |
| 同十六年 | 米國製茶輸入禁止條令發布アリ(七月) 米國製茶輸入禁止條令發布ニツキ今後培養摘葉ニ注意シ日干製ヲ廢シ仕上乾燥ヲ十分ナラシメ貯藏ヲ精密ニシ荷造ヲ完全ナラシメ變質ヲ防グベキ旨本縣ヨリ諭達ヲ發ス(四月) | | |
| 同十七年 | 茶業組合準則發布サル(二月) | 一、他物若クハ惡品ヲ混淆、或ハ著色等人身ノ健康ニ關スル不正茶及正業者ノ妨害トナルベキ日乾等ノ不正茶ヲ製造若クハ賣買(第二十八條) | (第二十八條)其筋ニ告發 |
| 同十八年 | 茶業組合規則ニ違背シタルモノヲ違警罪トナスベキ旨本縣ヨリ布達ヲ發ス(一月) | 一、謂ハレナク分頭費ヲ納メザルモノ(第三十二條中) 製茶荷票ヲ貼用セザルモノ及再貼用若クハ偽造、増減、變換シタルモノ(第三十三條) | 一、(第三十二條)違約金分頭費ノ五倍 二、(第三十三條)貼用セザルモノノ荷票定價二十倍、再貼用荷票定價ノ三十倍、荷票偽造、増減、變換ハ其筋ヘ告訴而シテ第三十三條違反茶荷受人ヘハ組合員ヘ通知シ向後荷物ヲ輸送セザルコト 三、不正不良茶ハ所分濟ノ上燒棄 |
| 同十九年 | 中央會議所ニテ始メテ不良茶検査法ヲ設ク(二月) | 一、製造者ハ門戸ノ見易キ所ヘ標札ヲ揭示スベシ(第七條) | |

| | | | |
|--------|--|---|---|
| 同 二十一年 | 農商務省令第四號ヲ以テ茶業組合規則發布サル(十二月) | 一、日乾、青揉、炭煙臭其他腐敗等總テ人身ノ健康ヲ害スルモノ、製造賣買(第十四條)潮入其他人身ノ健康ヲ害スルモノ(第五條中) 一、古茶ヲ貯ヘ之ヲ五月十日ノ新茶ニ交ヘ又ハ製茶ニ粉未ヲ混ズルコト(第六條) 一、荷葉ハ荷物ノ側面ニ貼布シ番號、月日、姓名ヲ記入スベシ(第七條) 一、縣外輸出茶荷造リハ粉茶川柳ヲ除ク外必ラズ概詰タルベシ(第九條) 一、他府縣輸送茶ノ茶櫃ノ寸法ヲ定ム(第十條) | 一、(第十四條)其筋ハ告發ス、而シテ不正不良茶ハ取揚ケ燒棄 一、組合員證票ヲ受ケザルモノハ違約金壹圓(第六條)古茶混入ハ五月十日以前ノ賣買ヲ差止メ粉未混入ハ粉未ヲ除去セシム、違約金壹圓五拾錢 一、荷葉無貼用及再貼用等ハ定價ノ二十倍、又番號、月日、姓名ノ記入ヲ怠リタルモノハ定料ノ五倍ノ違約金 一、荷造違反(第九條)ハ金參拾錢 一、證票ヲ携帶セズシテ賣買シタルモノハ雙方ヨリ違約金五拾錢 一、各違反事項ニシテ自首シタルモノハ違約金半額トス 一、古茶ヲ五月三十日以前ノ新茶ニ交ヘタルモノハ五月三十日以前ノ賣買ヲ差止メ而シテ違約金壹圓五拾錢、不正賣荷造(第六條)及粉未混入亦同シ(粉未ハ除去) 一、第九條以下違約金 一、第六條違反ハ金壹圓九拾錢ノ違約金トシ茶芽及製茶茶ハ取揚ケ燒棄 |
| 同 二十二年 | | 一、不正賣ノ概詰(第六條中) 一、縣内運搬容器ハ箱、鐵葉板、濾紙、ダイヤモンドペーパー、厚紙二重袋タルモノトス(第九條) 一、既製茶ヲ日乾シ及乾燥不充分ノ茶ヲ製造又ハ賣買(第十條) 一、釜蒸、鐵焙爐製(第五條) 一、茶芽ノ摘採製造ヲ八月三十一日限リトス(第六條)但組合ノ許可ヲ得テ九月十日迄摘採製造ヲナスコトヲ得 一、鐵焙爐(既製ノモノニシテ葉打揉捻ニ使用スルモノニ限ル) 一、釜蒸(蒸ニ換ル仕方ニ限ル) 一、茶芽摘採(期間ノ伸縮ハ摘採ヲ伸延スルハ末芽ヲ摘採セザレバ茶樹ニ害アル部落ニ限ル) 一、右三種中一種ニ限リ組合會ノ決議ニヨリ知事ノ認可ヲ得テ當分ノ内許可スルコトヲ得(副規約) | 一、第六條及第十三條(既製茶日乾、乾燥不充分茶製造賣買)違反ハ貳拾錢以上壹圓九拾錢以下違約金 一、第七條(摘採製造期間)違反ハ金壹圓九拾錢、第八條(第六條ニ同シ)違反ハ金壹圓九拾錢ノ違約金 一、不正不良茶告發ノ責任ハ雇主トス 一、第六條(三十二年)違反ハ告發ノ上現品ハ取揚燒棄 |
| 同 二十九年 | | 一、茶芽ノ摘採製造ハ九月十五日限リトス(第七條改正) 一、再製ニツキ從來使用セル器具藥品ノ外新規ノモノヲ使用セントスルトキハ届出テ許可ヲ受クベシ(追加規約) 一、製茶機械使用木炭ハ必ラズ白炭ニ限ル、但シ直接火焔ヲ受ケザル機械ハ此限ニ非ズ(第六條) | 一、第六條ハ其筋ニ告發シ取揚ノ上棄却 一、追加規約第二條違反ハ金貳圓五拾錢以上金貳拾五圓以下ノ違約金 |
| 同 三十年 | | 一、蒸葉及揉揉茶ヲ塵埃ノ混シ易キ路傍又ハ軒下ニ排列スルコト(第六條) | |
| 同 三十二年 | 製造ニ際シ清潔ヲ旨トシ厭フベキ醜體ヲ外人ノ耳目ニ顯レザル様注意スベキ旨本縣ニテ訓令ヲ發ス(六月) | | |
| 同 三十三年 | | 一、茶芽ノ摘採製造ハ九月十五日限リトス(第七條改正) 一、再製ニツキ從來使用セル器具藥品ノ外新規ノモノヲ使用セントスルトキハ届出テ許可ヲ受クベシ(追加規約) 一、製茶機械使用木炭ハ必ラズ白炭ニ限ル、但シ直接火焔ヲ受ケザル機械ハ此限ニ非ズ(第六條) | 一、不正不良茶告發ノ責任ハ雇主トス 一、第六條(三十二年)違反ハ告發ノ上現品ハ取揚燒棄 |
| 同 三十七年 | | 一、明治三十年副規約全部削除(二月) | |
| 同 三十九年 | | 一、生葉ヲ土間ニ置クコト(第七條中) 一、製造者ハ焙爐十個ニ付三個以上ノ割合ニテ乾燥爐ヲ備フベシ(第八條) 一、紅茶磚茶ノ製造販賣ヲ爲サントスルモノハ届出ベシ(第九條中) 一、製茶荷造ニ厚紙ヲ廢ス(第十三條中) 一、標準茶以下ノ茶ヲ製造又ハ賣買スルコト(第九條中) 一、製茶機械使用者及購入、借入等ノモノハ届出ベシ(第十條中) 一、著色茶(再製茶ヲ除ク)(第九條中) 一、他物ヲ混濁シタルモノ(同上) 一、蒸葉投入量ハ一定ノ定量ヲ超エザルコト(第十條中) 一、揉揉機ノ揉捻部ニ鐵板又ハ瀧戸引、亞鉛 | 一、不正不良茶告發處分ニツキ雇主其責ニ任ズトアルヲ削除ス 一、第七條、第八條違反ハ金貳拾錢以上金壹圓九拾錢以下ノ違約金 |
| 同 四十二年 | 茶業組合規約更正(五月) (農商務省令第十六、十七號) | | 一、第十條違反ハ金貳拾錢以上壹圓九拾錢以下ノ違約金 一、第九條ハ現品ヲ差押ヘ其筋ハ告發シ取揚ノ上燒棄 |

| | | | |
|--------|--|---|---|
| 同 二十一年 | 農商務省令第四號ヲ以テ茶業組合規則發布サル(十二月) | 一、日乾、青揉、炭煙臭其他腐敗等總テ人身ノ健康ヲ害スルモノ、製造賣買(第十四條)潮入其他人身ノ健康ヲ害スルモノ(第五條中) 一、古茶ヲ貯ヘ之ヲ五月十日ノ新茶ニ交ヘ又ハ製茶ニ粉未ヲ混ズルコト(第六條) 一、荷葉ハ荷物ノ側面ニ貼布シ番號、月日、姓名ヲ記入スベシ(第七條) 一、縣外輸出茶荷造リハ粉茶川柳ヲ除ク外必ラズ概詰タルベシ(第九條) 一、他府縣輸送茶ノ茶櫃ノ寸法ヲ定ム(第十條) | 一、(第十四條)其筋ハ告發ス、而シテ不正不良茶ハ取揚ケ燒棄 一、組合員證票ヲ受ケザルモノハ違約金壹圓(第六條)古茶混入ハ五月十日以前ノ賣買ヲ差止メ粉未混入ハ粉未ヲ除去セシム、違約金壹圓五拾錢 一、荷葉無貼用及再貼用等ハ定價ノ二十倍、又番號、月日、姓名ノ記入ヲ怠リタルモノハ定料ノ五倍ノ違約金 一、荷造違反(第九條)ハ金參拾錢 一、證票ヲ携帶セズシテ賣買シタルモノハ雙方ヨリ違約金五拾錢 一、各違反事項ニシテ自首シタルモノハ違約金半額トス 一、古茶ヲ五月三十日以前ノ新茶ニ交ヘタルモノハ五月三十日以前ノ賣買ヲ差止メ而シテ違約金壹圓五拾錢、不正賣荷造(第六條)及粉未混入亦同シ(粉未ハ除去) 一、第九條以下違約金 一、第六條違反ハ金壹圓九拾錢ノ違約金トシ茶芽及製茶茶ハ取揚ケ燒棄 |
| 同 二十二年 | | 一、不正賣ノ概詰(第六條中) 一、縣内運搬容器ハ箱、鐵葉板、濾紙、ダイヤモンドペーパー、厚紙二重袋タルモノトス(第九條) 一、既製茶ヲ日乾シ及乾燥不充分ノ茶ヲ製造又ハ賣買(第十條) 一、釜蒸、鐵焙爐製(第五條) 一、茶芽ノ摘採製造ヲ八月三十一日限リトス(第六條)但組合ノ許可ヲ得テ九月十日迄摘採製造ヲナスコトヲ得 一、鐵焙爐(既製ノモノニシテ葉打揉捻ニ使用スルモノニ限ル) 一、釜蒸(蒸ニ換ル仕方ニ限ル) 一、茶芽摘採(期間ノ伸縮ハ摘採ヲ伸延スルハ末芽ヲ摘採セザレバ茶樹ニ害アル部落ニ限ル) 一、右三種中一種ニ限リ組合會ノ決議ニヨリ知事ノ認可ヲ得テ當分ノ内許可スルコトヲ得(副規約) | 一、第六條及第十三條(既製茶日乾、乾燥不充分茶製造賣買)違反ハ貳拾錢以上壹圓九拾錢以下違約金 一、第七條(摘採製造期間)違反ハ金壹圓九拾錢、第八條(第六條ニ同シ)違反ハ金壹圓九拾錢ノ違約金 一、不正不良茶告發ノ責任ハ雇主トス 一、第六條(三十二年)違反ハ告發ノ上現品ハ取揚燒棄 |
| 同 二十九年 | | 一、茶芽ノ摘採製造ハ九月十五日限リトス(第七條改正) 一、再製ニツキ從來使用セル器具藥品ノ外新規ノモノヲ使用セントスルトキハ届出テ許可ヲ受クベシ(追加規約) 一、製茶機械使用木炭ハ必ラズ白炭ニ限ル、但シ直接火焔ヲ受ケザル機械ハ此限ニ非ズ(第六條) | 一、第六條ハ其筋ニ告發シ取揚ノ上棄却 一、追加規約第二條違反ハ金貳圓五拾錢以上金貳拾五圓以下ノ違約金 |
| 同 三十年 | | 一、蒸葉及揉揉茶ヲ塵埃ノ混シ易キ路傍又ハ軒下ニ排列スルコト(第六條) | |
| 同 三十二年 | 製造ニ際シ清潔ヲ旨トシ厭フベキ醜體ヲ外人ノ耳目ニ顯レザル様注意スベキ旨本縣ニテ訓令ヲ發ス(六月) | | |
| 同 三十三年 | | 一、茶芽ノ摘採製造ハ九月十五日限リトス(第七條改正) 一、再製ニツキ從來使用セル器具藥品ノ外新規ノモノヲ使用セントスルトキハ届出テ許可ヲ受クベシ(追加規約) 一、製茶機械使用木炭ハ必ラズ白炭ニ限ル、但シ直接火焔ヲ受ケザル機械ハ此限ニ非ズ(第六條) | 一、不正不良茶告發ノ責任ハ雇主トス 一、第六條(三十二年)違反ハ告發ノ上現品ハ取揚燒棄 |
| 同 三十七年 | | 一、明治三十年副規約全部削除(二月) | |
| 同 三十九年 | | 一、生葉ヲ土間ニ置クコト(第七條中) 一、製造者ハ焙爐十個ニ付三個以上ノ割合ニテ乾燥爐ヲ備フベシ(第八條) 一、紅茶磚茶ノ製造販賣ヲ爲サントスルモノハ届出ベシ(第九條中) 一、製茶荷造ニ厚紙ヲ廢ス(第十三條中) 一、標準茶以下ノ茶ヲ製造又ハ賣買スルコト(第九條中) 一、製茶機械使用者及購入、借入等ノモノハ届出ベシ(第十條中) 一、著色茶(再製茶ヲ除ク)(第九條中) 一、他物ヲ混濁シタルモノ(同上) 一、蒸葉投入量ハ一定ノ定量ヲ超エザルコト(第十條中) 一、揉揉機ノ揉捻部ニ鐵板又ハ瀧戸引、亞鉛 | 一、不正不良茶告發處分ニツキ雇主其責ニ任ズトアルヲ削除ス 一、第七條、第八條違反ハ金貳拾錢以上金壹圓九拾錢以下ノ違約金 |
| 同 四十二年 | 茶業組合規約更正(五月) (農商務省令第十六、十七號) | | 一、第十條違反ハ金貳拾錢以上壹圓九拾錢以下ノ違約金 一、第九條ハ現品ヲ差押ヘ其筋ハ告發シ取揚ノ上燒棄 |

| | | | |
|---------------|-------------------|---|--|
| | | <p>板等之ニ類スルモノヲ用ヒアルモノハ竹又ハ木ノ薄板ニ張り替フベシ(同上)</p> <p>製茶機械中本所ニテ成績不良ト認めタルモノ、使用(同上)</p> <p>一、陰乾(第八條中)</p> <p>一、竇採ヲ宵越トシ、鐵焙爐ヲ金屬助炭トス(同上)</p> <p>一、製茶ニ直接火焔ヲ受クル機械製(同上)</p> <p>一、通稱落花生熟ト稱スル圓筒形製茶葉打機及之ニ類似ノモノニテ製シタル茶(同上)</p> <p>一、揉採部ニ焦葉ヲ生ズベキ器械ハ蒸葉投入毎ニ其揉採部ヲ拭ヒ附著物ヲ除去スベシ(第九條中)</p> <p>一、移入茶ハ検査ヲ受クルコト(第十八條)</p> <p>一、直接火焔裝置製茶機械ニシテ年内ニ改造シ難キモノハ四十五年九月十五日迄使用ヲ認容(規約施行延期件)</p> <p>一、金屬助炭ヲ紙助炭ニ改造シ難キ地方ハ申合改良組合ヲ作り之ニ加入者ニハ當分ノ内使用ヲ許可(組合具備) (同上)</p> <p>一、検査員ガ検査ヲナシ又ハ必要ニ應ジ製造場若クハ藏置場等ニ立入ルコトヲ拒ムコトヲ得ズ(第二十條)</p> <p>一、曉芽摘採期ヲ撤廢ス</p> <p>一、通稱落花生熟(以下略)モ熱風火焔ニ改メタルモノハ此限リニアラズ(第八條中)</p> <p>一、(三月)他物混淆、著色茶(再製茶ヲ除ク)陰乾、宵越、腐敗、潮入茶削除(第八條ヨリ削除)</p> <p>一、茶概寸法ヲ廢シ容積ヲ六立方尺五分以内トシ其他ハ容量十六貫匁以内トシ海外輸出茶ハ從前ノ荷造法ニ依ル(第十六條中)</p> | <p>一、検査事務ハ各組合ノ組長ニ委嘱シ又ハ本所自ラ施行ス</p> <p>一、規約中ニ掲グル不正不良茶處置違約者處分ハ其地組合長之ヲ施行ス</p> <p>一、第八條違反ハ現品ヲ差押ヘ其筋ヘ告發シ現品ハ取揚燒棄</p> <p>一、第九條違反ハ金貳拾錢以上壹圓九拾錢以下ノ違約金</p> <p>一、第十條違反ハ検査ノ上本縣禁止茶ニ該當ノモノハ取揚燒棄又ハ出荷地ヘ積戻ス</p> |
| <p>明治四十三年</p> | <p>米國ニテ茶分析法發布</p> | <p>米國ニ於テ著色茶輸入禁止(一月)五月一日ヨリ實施</p> <p>製茶ノ改善ト組織茶輸出ニツキ注意方本縣ヨリ第一號(三月)及第二號(十月)ヲ以テ諭告ヲ發ス</p> | <p>一、第八條(禁止茶ノ製造及賣買)ヲ犯シタルモノ及雇人チシテナサシメタルモノハ情ヲ知ルト否トニ拘ハラズ壹圓以上貳拾圓以下ノ違約金又ハ現品取揚燒却又ハ相當處分ノコト</p> <p>一、第二條(組合員ハ證票又ハ代人票ヲ受ケ他賣買ノ節ハ携帶ノコト)違反ハ金五拾錢ノ違約金</p> <p>一、本所ノ處分ニ應ゼザルモノハ其筋ヘ告發ス</p> |
| <p>同 四十四年</p> | | <p>一、検査員ガ検査ヲナシ又ハ必要ニ應ジ製造場若クハ藏置場等ニ立入ルコトヲ拒ムコトヲ得ズ(第二十條)</p> <p>一、曉芽摘採期ヲ撤廢ス</p> | <p>一、第八條(禁止茶ノ製造及賣買)ヲ犯シタルモノ及雇人チシテナサシメタルモノハ情ヲ知ルト否トニ拘ハラズ壹圓以上貳拾圓以下ノ違約金又ハ現品取揚燒却又ハ相當處分ノコト</p> |
| <p>同 四十五年</p> | | <p>一、通稱落花生熟(以下略)モ熱風火焔ニ改メタルモノハ此限リニアラズ(第八條中)</p> <p>一、(三月)他物混淆、著色茶(再製茶ヲ除ク)陰乾、宵越、腐敗、潮入茶削除(第八條ヨリ削除)</p> <p>一、茶概寸法ヲ廢シ容積ヲ六立方尺五分以内トシ其他ハ容量十六貫匁以内トシ海外輸出茶ハ從前ノ荷造法ニ依ル(第十六條中)</p> | <p>一、第八條(禁止茶ノ製造及賣買)ヲ犯シタルモノ及雇人チシテナサシメタルモノハ情ヲ知ルト否トニ拘ハラズ壹圓以上貳拾圓以下ノ違約金又ハ現品取揚燒却又ハ相當處分ノコト</p> |

| | | | |
|--------------|--|---|--------------------------------|
| <p>大正 二年</p> | | <p>一、運輸容器ハ粉茶ニ限リ布袋入トナスモ妨ゲナシ(第十四條但書)</p> <p>一、底部テアルミニウムニテ製作シタル粗製器及熱風火焔ヲ裝置シ五十號以上ノ篩目ヲ有スル金屬助炭ヲ中火迄用ヒ製シタルモノハ此限リニアラズ(第八條但書)</p> <p>一、總テ器械ノ揉採部ハ使用中日々洗滌シ必ラス附著物ヲ除去スベシ(第九條中)</p> <p>一、志太、榛原兩川根ノ内新タニ製茶機械ノ設備ヲ禁ズ(第九條中)</p> <p>一、紅茶、磚茶原料ニハ日乾ヲ許ス(第八條中)</p> <p>一、志太、榛原兩川根ニ製茶機械ヲ設備スルニハ兩郡組合長合議ノ上認定ヲ要ス(第九條中)</p> <p>一、生葉蒸葉揉採茶ヲ土間又ハ塵埃ノ混ジ易キ路傍軒下等ニ置キ若クハ醗酵(ヤケ葉)シタルモノヲ綠茶ニ製造スルコトヲ得ズ(第十條)</p> <p>一、紅茶、磚茶輸出ニハ荷票貼布ノ要ナシ(第十二條中)</p> <p>一、生葉賣買業者ハ生葉取扱ニ關シ相當ノ設備アルニアラザレバ賣買ヲナスコトヲ得ズ(第十條中)</p> <p>一、相當ノ設備トハ左ノ設備アルモノヲ指稱ス(副規約)</p> <p>一、生葉取扱ハ竹籠箕子等ニテ作りタル貯葉器ノ設備アルモノ但シ平面ニ置クトキハ厚サ五寸以下山形一尺以下</p> <p>一、運輸用容器トシテ竹籠ノ設備アルモノ但シ鐵道荷馬車等ニテ遠距離運搬ニ竹籠ヲ使用シ難キ場合ハ必ラズ醗酵ヲ防グ包裝ヲ爲スベシ</p> <p>一、賣買業者ハ其住所、氏名及店舖ヲ有スルモノハ其位置ヲ所在地茶業組合ヘ豫メ届出ヅルコト</p> <p>一、生葉ヲ買入レ製造ニ従事スルモノモ前記各項ヲ準用</p> | <p>一、第十條違反ハ金貳拾錢以上壹圓九拾錢ノ違約金</p> |
| <p>同 五年</p> | | <p>一、生葉賣買業者ハ生葉取扱ニ關シ相當ノ設備アルニアラザレバ賣買ヲナスコトヲ得ズ(第十條中)</p> <p>一、相當ノ設備トハ左ノ設備アルモノヲ指稱ス(副規約)</p> <p>一、生葉取扱ハ竹籠箕子等ニテ作りタル貯葉器ノ設備アルモノ但シ平面ニ置クトキハ厚サ五寸以下山形一尺以下</p> <p>一、運輸用容器トシテ竹籠ノ設備アルモノ但シ鐵道荷馬車等ニテ遠距離運搬ニ竹籠ヲ使用シ難キ場合ハ必ラズ醗酵ヲ防グ包裝ヲ爲スベシ</p> <p>一、賣買業者ハ其住所、氏名及店舖ヲ有スルモノハ其位置ヲ所在地茶業組合ヘ豫メ届出ヅルコト</p> <p>一、生葉ヲ買入レ製造ニ従事スルモノモ前記各項ヲ準用</p> | <p>一、第十條違反ハ金貳拾錢以上壹圓九拾錢ノ違約金</p> |
| <p>同 六年</p> | | <p>一、生葉賣買業者ハ生葉取扱ニ關シ相當ノ設備アルニアラザレバ賣買ヲナスコトヲ得ズ(第十條中)</p> <p>一、相當ノ設備トハ左ノ設備アルモノヲ指稱ス(副規約)</p> <p>一、生葉取扱ハ竹籠箕子等ニテ作りタル貯葉器ノ設備アルモノ但シ平面ニ置クトキハ厚サ五寸以下山形一尺以下</p> <p>一、運輸用容器トシテ竹籠ノ設備アルモノ但シ鐵道荷馬車等ニテ遠距離運搬ニ竹籠ヲ使用シ難キ場合ハ必ラズ醗酵ヲ防グ包裝ヲ爲スベシ</p> <p>一、賣買業者ハ其住所、氏名及店舖ヲ有スルモノハ其位置ヲ所在地茶業組合ヘ豫メ届出ヅルコト</p> <p>一、生葉ヲ買入レ製造ニ従事スルモノモ前記各項ヲ準用</p> | <p>一、第十條違反ハ金貳拾錢以上壹圓九拾錢ノ違約金</p> |

| | | |
|------|--|---|
| 大正七年 | | 一、刈落茶ヲ取扱フモノハ左ノ各項ニ依ルベシ(第八條ノ二) 一、刈落茶ニ擬製スルコトヲ禁ズ 一、日乾又ハ風乾茶(茶葉及磚茶原料)ヲ更ニ蒸シテ製茶ト爲スコトヲ禁ズ 一、刈落茶ノ莖ヲ本茶ニ又ハ粉末トナシ粉末ニ混入スルコトヲ禁ズ 一、磚茶又ハ茶素原料ノ輸送荷物ニハ必ラズ其品名ヲ表示シタル荷札ヲ附著スベシ 一、茶精推出後ノ茶葉ノ製造又ハ賣買(第八條追加) 一、揉捻機ノ揉板ニ鐵盤ヲ用ヒタルモノヲ使用スベカラズ 一、但シ瀨戸引ハ此限ニアラズ(第九條追加) 一、明治四十三年決議規約施行延期ノ件廢止臨時規約(大正十年度限) 一、刈落茶ヲ揉捻機(仕揚機)及揉捻機ヲ使用シテ製造スルコトヲ禁ズ 一、茶芽ノ摘採ハ三番茶限トス |
| 同十年 | | |
| | 一、第八條ノ二違反ハ金壹圓以上貳拾圓以下ノ違約金ヲ徴シ現品ハ取上ケ燒棄又ハ相當處分 一、第八條違反ハ金壹圓以上貳拾圓以下ノ違約金ヲ徴シ現品ハ取上ケ燒棄又ハ相當處分 一、第九條違反ハ金貳拾錢以上壹圓九拾錢以下ノ違約金 一、臨時規約違反ハ第八條違反ニ同シ處分 | |

第十二章 製茶共同製造及販賣

第一節 共同製造販賣起源沿革

一、共同製造並販賣組合の沿革

茶業は成る可く齊一なる優品を多産して之を廉價に提供するに在り、是を爲さんには先づ生産費の低減を計るは其急務とす、殊に近年製造原料たる薪炭等著しく騰貴し、加ふるに米價の高きは延ひて勞銀の高騰を促がし、茶業の經營困難を加へたるが故に、之が對策として生産家相團結し、資本勞力を合し、以て茶業生産上資金の流通に、又各種原料の購入に、製法の改善或は製茶の賣却等に優勢なる爲、共同組織を應用するは最も得策なりとす、幸に我が茶業は共同の適用せらるゝ範圍廣く肥料、薪、炭、藥劑の共同購入、共同蒸し或は製造場設置、共同販賣等悉く之を包含し又機械小組合の如きも大に有利なり、本縣下にありては從來茶業上の組合事業に就きては多少の頓挫ありしが如きも、組合員相互に組合の信用利益を保障し、責任を以て之が經營に當らば、永遠に効果を擧げんこと疑ひを容れず、明治三十三年三月産業組合法發布以來共同組合を適法にして其組織を改善せり。

二、共同製造及販賣の起源

共同製造及共同販賣の起源は詳かならずと雖も、明治十二年小笠郡上内田村小林源四郎氏が益集社を創

設し、一二の先進者を誘ひ、製茶の改良及販賣を講せしに、賛意を表し速かに數十名の同志者を得しを以て、試験的に茶を製造して横濱に輸送販賣せしが創始なるが如し、同社は開設以來日尙淺く經驗に乏しく、販賣方法其他不備の點多くして、數度の失敗を受けしが辛酸困苦の結果、明治十六年に至りて豫定の好成績を得るに至れり、茲に於て氏は好機逸す可からざるを確認し、村内有力者と相謀り村の中央に公會堂を建設し、製茶季には専ら製茶の販賣取扱をなせり、氏の歿後其子太三郎氏遺志を嗣ぎ現時の上内田販賣購買組合の基礎を作れり。

共同製造並共同販賣に付きては左記淺羽平九郎氏の實歴談を擧げて當時の状況を窺はんごす。

私の居村は小笠郡中内田村小字を森組と言ひ、六十戸許りの集合部落であります、明治十六年始めて勸農會を組織して必らず月一回は村民が一堂に集まり、農業談を爲し報徳の教を守ること、相互の和樂を圖りましたのは共同販賣の事業を起す前提として、餘程力になりました。明治二十二、三年は茶價の暴落の時、貫多八、九拾錢となりました、當時は諸物價も其れに比例して低廉なりと爲に、收支償はざる場合となり、殊に他に代る産物なき土地なれば大に困難を感じました、當時の製造法は至つて粗製の弊がありまして、釜煎を行ひ爐製を成すも形状を装ふにのみ偏し、製造中爐外に出し濕布で被ひ、只形状を伸すのみに傾きし故、其色は赤く變り茶の味は皆無で、値段の廉きも當然で、此儘放任すれば茶の樹を抜き取るかの堺となり、茶が廉き故粗製をする事は際限の無き事でありまして、茲に製造の改良を爲すべきを發心し、純良の製法の誠を表はす事は、共同販賣を組織するに他なきを感じ、最初前述の部落相集り共同販賣共益社を設立したのは明治二十四年でした、社員の出荷茶中不良茶は拒絶し、性吉物を一纏めとして横濱に送りました處、意外の効果もありました、茶は品位を揃へる事が最も必要で、製造方針を一定にする必要を感じました、元來茶は飲むべきもので、目を樂しましむものに非らず、香味を主とせざるべからずとなし、其製法は採切製に限ると主張したので、非常の粗製の時に斯様の變化の激しき製法に移つたのであつたが、幸に社員も協力一致して創立當時の趣旨を貫徹せん意氣込で、自然出荷茶に其意が顯はれた爲か、貫當り五拾錢以上の差があり、社員も申込も續々増加したので、教師の必要を認め製茶法研究會を開き其内の熟練者栗田、宮毛、丸山、村松の四氏を教師に選び、漸次増加して十數名に及びまして、常に傳習の依頼に應じ、社員各家を巡廻して其製法を指導したのも亦茶園の肥培に付ては肥料の共同購入を思立ち、之を爲すには資本を要するので先づ一株貳拾圓出資の信用組合を設け、肥料の買入は東京三井物産岩出に交渉して良品を廉價

に渡す事にし紙、生紙に至る迄便利を圖りました、組合員出荷茶の取扱方法は、先づ受付た荷物は始め荷に検査を行ふ、其現茶の鑑定でヒバエ風ハエ蒸不足或は異臭あるものは出荷を斷るものと、凡て出荷茶は運搬大海を用ゆる事なく、鉄力の容器とする等、注意事項は凡て通帳に記載して一般に判る様にした、先づ受取つた荷物は名寄帳に記入し、日計簿日付と暗號を付けて、見本茶を審査場に送り、水見茶碗で香りや味を審判附點し、現茶等級係に廻送し、等級係は標準茶を備へて、等差は參圓以上五錢の差參圓以下四錢の等級を付し、之を精算係に送る、賣却仕切により等差金を設けて勘定を成し、社費を控除して等級に應じて割賦するのであります。組合經營に付き必要の事は審査で、其信用と經驗の二つが必要で審査員は皆一定の方針を持つ事を主とする事、毎年一月より四月迄閑散の時期に審査研究會を行ひました、本社は毎年共進會と名付けて、組合員より一貫以上出荷の品評會を設け、其他毎年茶園の巡視を行ひ夫々獎勵し、其他毎年一、二回は各村に講話を設け組合法、製造法に付組合と相互の氣脈を通ずること、組合員は共同一致の精神で飽くまで正直に良い茶を出荷する心得とし、社長淺羽平八は遠州産採切製[㊦]の登録商標を得、横濱の堀商店の田口氏、及三十六番館「エーブル」氏と特約を結んで純採切製に則り製造したものを再製して、之れに布袋印の蘭字を附して米國に廣告しました、布袋は日本の福の神で「ふきころが」何れ程良いか判らないと云ふ意味で、[㊦]の採切茶も此蘭字の如く形状は兎に角「ふきころ」の香味を完備してあると云ふのだが、一度此の廣告を出した以上、是れに相違ない品を送る様に努めなければならず、外國人は殊の外廣告に信用を重んじ、金よりも信用が第一であるに至極最ももの事と思はる、茶の如きは僅少の見本を以て何萬圓と云ふ莫大なる商談を行ふものだから、見本と荷口の相違しない様、即ち廣告に偽りの無き様、目先に迷はず永遠の利益を期し事に當らなければならぬから餘程注意して經營しました、明治二十四年より取扱高左の通りである。

| 年次 | 數量 | 代金 | 一貫多價格 |
|--------|-----------|------------|-------|
| 明治二十四年 | 五六三、一〇〇 | 八一二、二二五 | 一、四七〇 |
| 同 二十五年 | 一、五一〇、三〇〇 | 二、三九〇、九六三 | 一、五一三 |
| 同 二十六年 | 二、八二一、七〇〇 | 五、四七八、二一九 | 一、九四一 |
| 同 二十七年 | 五九〇、八二〇 | 一、二九四、四六五 | 二、一四九 |
| 同 二十八年 | 四、三六五、〇二〇 | 八、五二八、九三七 | 一、九〇七 |
| | 七、八三四、八五〇 | 一七、六〇六、一五五 | 二、一四七 |

(以下省略)

三、共同製造並販賣に付諮問

其後明治二十九年六月一日小松原縣知事は左の事項につき本縣茶業組合聯合會議所に諮問せられたり。
農第一二一號

静岡縣茶業組合聯合會議所

製茶ノ品位ヲ一定ナラシメ且ツ製造ノ費用ヲ省キ其價格ヲ上進セシムルノ方法ヲ講究スルハ目下ノ急務ト
ス依テ左記方法諮問候條條討議ノ上詳細答申セラルベシ

明治二十九年六月一日

静岡縣知事 小松原英太郎

記

一、共同製茶場設立ノ方法如何

説明 茶園所有者ハ便宜數名若クハ數十名共同シ各自ノ生葉ヲ一場ニ集メ製造スルトキハ生葉ノ蒸度、製造ノ程度等一定シ加フルニ製造
費ヲ省キ且ツ其價格ヲシテ上進セシムルハ必然ナラン果シテ然リトセバ之レガ設備ヲ促スノ方法如何

一、製茶共同販賣場設立ノ方法如何

説明 各自ノ製茶ヲ一場ニ集メ其品位ヲ鑑別シテ賣却スルハ彼我ノ費用ヲ省キ且ツ其價格ヲ騰貴セシムルノ便法ナラン果シテ然リトセバ
之レガ設置ヲ促スノ方法如何

本所は右諮問に對しては組長會を開き意見を開陳すべく答申せり。

明治四十一年二月李家本縣知事は茶業者を縣廳に招集して諮問會を開催せし時左の諮問をなせり。

一、茶ノ共同製造法ヲ容易ニ普及セシムル方法如何

一、生産者ニ於テ茶ヲ販賣シ又ハ茶ノ生産ニ必要ナル助成品ヲ購買スル最モ利便ナル共同方法ニシテ現行成績ヲ擧ゲ居ルモノ、狀況如何

一、販賣方法

一、購買方法

第二節 共同製造

一、共同製造の獎勵

製茶共同製造の利益は漸次茶業者の認むる所となりて、各地に其設立を見んとするの形勢なりしと雖も
未だ足らざるものあるを以て、本所は明治四十年二月定時聯合會に於て、共同製造事業を獎勵せんが爲に
補助を與ふべく左の如く規定したり。

製茶共同製造補助規定

第一條 製茶共同製造事業ヲ獎勵スル爲メ本規定ニ依リ補助金ヲ交付ス

第二條 製茶共同製造者ハ左ノ事項ヲ詳記シ其組合組長ノ證明ヲ經タル補助申請書ヲ當會議所へ差出スベキモノトス

一、共同ノ地區

一、共同者ノ數及焙爐數

一、共同製造場ノ位置及構造設備

一、管理者ノ姓名

第三條 共同製造所ニハ鶴鴿釜及之ト同等以上ノ蒸釜ヲ用ヒ改良蒸裝置ヲナスベシ

第四條 補助ノ申請アリタルトキハ其事實ヲ調査シ五名以上共同製造スル者ニ限り左ノ割合ヲ以テ補助ス

一、焙爐十個以上ノ者 一個ニ付金壹圓

一、鶴鴿釜及之ト同等以上ノ者 一個ニ付金參圓

第五條 補助ヲ受ケタル者ハ其年ノ製造高竝ニ成績等ヲ詳記シ其組合ヲ經テ本所へ届出ツベシ

第六條 補助金ハ共同製造場設置ノ補助申請アリタルトキハ本所ニ於テ検査ノ上其年十月迄ニ交付スルモノトス

明治四十五年三月定時會ニ於テ第四條ノ左記ニ左ノ一項ヲ加フ

一、製茶機械(熱風爐裝置)一臺二付金五圓

二、共同製造補助數及金額

明治四十一年以來、本所補助規定により共同製造の補助をなしたる個數、金額左の如し。

| 年次 | 場所 | 金額 | 備考 |
|--------|----|---------|----|
| 明治四十一年 | 五〇 | 八一七、〇〇〇 | |
| 同 四十二年 | 一四 | 三三八、〇〇〇 | |
| 同 四十四年 | 一七 | 二六一、〇〇〇 | |
| 大正元年 | 二九 | 八七九、〇〇〇 | |
| 同 二年 | 二五 | 四〇四、〇〇〇 | |
| 同 三年 | 八 | 一三二、〇〇〇 | |
| 同 四年 | 一二 | 一七三、〇〇〇 | |
| 同 五年 | 五 | 七二、〇〇〇 | |
| 同 六年 | 四 | 一一〇、〇〇〇 | |
| 同 七年 | 一 | 二四、〇〇〇 | |
| 同 八年 | 一 | 四〇、〇〇〇 | |
| 同 九年 | 一 | 六三、〇〇〇 | |
| 同 十年 | 三 | 六三、〇〇〇 | |

三、共同製造研究

明治四十二年榛原郡に於ては左の研究をなせり。

製茶共同製造經營方法

(一) 共同製造の必要

近來茶の栽培製造上の諸費用増加し來り而も茶業の將來は廉價にして品質良好なる製茶を産出する方針を執り益々學理の應用を計り銳意之が改良を施すの必要なるは殆んど一般の認むる定論なるが如し、生産費を節して純美なる一定の製品を産出せんと欲せば共同製造を行ふに若くものなからん。

(二) 共同製造の利益

- 一、資本及勞力の經濟上有利にして一定したる製品を産出し得ること
- 二、共同者は貧富に拘はらず改良したる設備と進歩したる技術を利用し得ること
- 三、木炭紙其他の助成品は格安に購入し製品販賣の手數を省き而も割合高價に販賣し得べきこと
- 四、有資本者と無資本者との間に共同の力により信用組合の融通行はれ得ること

(三) 組織

- 一、地理及茶業状態同一なる一部落の同志を以て組織する事
- 二、事業を經營する爲め理事を置き設備整理及事業施行の統理をなす事

(四) 經營方法の大別

共同製造經營方法を左の二種とす

(甲) 共同製造場を設け助成品を購入し共同者は茶業を提供し茶業の優劣に依り評價を附し代金の分配率を定め之を合同して凡て同一作業を以て之を製造し販賣するもの

(乙) 共同製造場を設け共同して助成品を購入し蒸は共同作業とし各自に之を製造し販賣するもの

(五) 設備

- 一、最も便利なる位置に製茶場を設け左の設備を爲す事
- 二、工場の建築

- (イ) 場内の設備は左の要件を具備すべき事
 - 一、生葉置場 一、蒸葉場 一、審査場 一、焙爐場 一、乾燥器置場 一、器械据付場 一、助成品及器具置場
 - 一、既成品の取扱に關する設備及器具
- (ロ) 建築方法は左の條件を具備せしむる事
 - 一、屋根を高くし空氣抜を設くること
 - 一、裾窓を設けて換氣装置をなすこと
 - 一、明り窓は助炭面上より七寸位の所より高さ三尺とし光線は各爐面に均一に受けしむること

二、器械器具の整頓及助成品の準備

(イ) 整頓すべき器具器械

- 一、底部より通氣する生葉容器
- 一、生葉容器を挿入し置く棚
- 一、改良蒸装置
- 一、蒸葉取扱に要する器具
- 一、焙爐に附隨せる諸器具
- 一、換氣裝置充分にして火氣應用佳良なる乾燥器
- 一、製品貯藏器 一、仕上用器具
- 一、審査器具其他作業上必要なる器具器械
- 一、木炭、薪、藁、紙、糊等の品質佳良なるもの

(六) 作業

一、作業方法は左の如くならず事

(イ) 製造期以前の作業

- 一、事業の豫算を立つる事
- 一、所要の薪炭其他の助成品を購入する事

一、技術者其他人夫、雇人の契約を爲し置く事

(ロ) 製造期中の作業

- 一、生葉の評價員を設け生葉を審査し價格の標準を定むる事
- 一、技術長を置き製造の指導をなさしむる事
- 一、蒸葉擔當者を置き一定の蒸をなす事
- 一、一部共同の場合には共同員相互提出生葉の錯雜せざる様の取扱方法を設くること
- 一、製品は確實なる再製茶業者又は茶商に販賣する事

(七) 計算

- 一、計算は一番、二番、三番毎製造時期の終りに之を爲す事
- 一、共同事業の強固を計り基本金として多少の積立金をなすべき事

四、共同製造販賣表彰

本所は大正四年度に於て茶業經營法共進會を開き共同事業を表彰せり、表彰者左の如し。

| | | | |
|----|---------|-------------|------------|
| 優等 | 共同販賣購買 | 小笠郡上内田村 | 上内田販賣購買組合 |
| 同 | 同 | 富士郡須津村中里 | 丸中製茶共同販賣組合 |
| 同 | 共同製造販賣 | 志太郡東川根村青野 | 澤間組製茶所 |
| 同 | 共同販賣 | 榛原郡中川根村 | 誘益社 |
| 同 | 共同小組合事業 | 同 郡勝岡田村勝田 | 製茶改良組合誘進社 |
| 一等 | 共同製造販賣 | 周智郡森町天宮 | 共盛社 |
| 同 | 共同販賣 | 榛原郡上川根村千頭 | 千頭共同販賣所 |
| 同 | 共同小組合事業 | 同 郡地頭方村堀野新田 | 堀野製茶改良小組合 |
| 同 | 共同製造 | 同 郡上川根村千頭 | 大間共同製茶組合 |

| | | | |
|----|---------|------------|-------------|
| 一等 | 共同小組合事業 | 樽原郡坂部村 | 坂部村實業獎勵會 |
| 同 | 共同販賣購買 | 小笠郡佐東村中方 | 佐東販賣購買組合 |
| 同 | 同 | 同 郡川野村丹野 | 川野製茶組合 |
| 同 | 同 | 富士郡今泉村 | 今泉村積正信用組合 |
| 二等 | 共同販賣 | 磐田郡上淺羽村 | 共進社 |
| 同 | 同 | 志太郡徳山村地名 | ◎製茶改良組合 |
| 同 | 共同製造 | 庵原郡西奈村瀨名 | 共同製茶工場 |
| 同 | 共同販賣 | 富士郡原田村 | 原田村製茶共同販賣組合 |
| 同 | 同 | 小笠郡笠原村岡崎 | 笠原農産製茶販賣組合 |
| 同 | 同 | 同 郡土方村上土方 | 土方製茶販賣組合 |
| 三等 | 共同小組合事業 | 樽原郡坂部村 | 坂部村茶業同志會 |
| 同 | 同 | 同 郡勝岡田村 | 改良小組合上庄内茶友會 |
| 同 | 同 | 同 郡川崎町細江 | 細江◎組合 |
| 同 | 共同製造 | 小笠郡中内田村中内田 | 四平尾綠茶共同製造所 |
| 同 | 同 | 同 郡南山村河東 | 南山製茶共同製造所 |
| 同 | 同 | 同 郡河城村友田 | 河東製茶共同製造所 |
| 同 | 同 | 同 郡新野村長谷 | 友田共同製造所 |
| | | | 製茶共同製茶所 |

第三節 各郡の共同製造

一、駿 東 郡

(1) 共同製造の沿革

駿東郡に於ける製茶の共同製造をなせるものは、近年の事に屬し手揉製茶の減少して機械製造に變る時に於て稍々規模を大にし原動機を應用するの時代となり、茲に資本金の必要あり設備費の嵩むより同志者は合同して製茶工場を設立するに到れり。

大正四年に至る迄は共同製造するもの無かりしが、此の期に至り先づ浮島村、鷹根村に各一箇所の設立あり、次第に變遷して或は解散し或は規模を大にし更に又新設するものあるに至れり、今共同製造場を左に掲げん。

| 所在地 | 名 稱 | 設立年次 | 共同人員 |
|-----|---------|--------|------|
| 浮島村 | 平沼共同製造所 | 大正四年 | 五 |
| 同 | 舟津秋山共同 | 同 五年 | 三 |
| 同 | 根古屋◎共同 | 同 六年 | 八 |
| 鷹根村 | 東原共同 | 同上 | 三 |
| 同 | 東椎路◎共同 | 大正七年 | 四 |
| 浮島村 | 境◎共同 | 同上 | 四 |
| 同 | 石川◎共同 | 同上 | 三 |
| 同 | 平沼旭共同 | 大正八年五月 | 七 |
| 鷹根村 | 青野共同製茶所 | 同上 | 四七 |
| 浮島村 | 石川製茶共同 | 大正十年五月 | 二 |

(3) 浮島村平沼旭製茶共同製造場

一、一般的事項

(イ) 設立動機 浮島村字平沼區には製茶工場二箇所生葉買入人数ありて製茶時機は至つて多忙なり夕方生葉を荷ひて工場若くは仲買人の所へ行けば安値を付けられ止むなく荷ひ廻りたる後安く賣渡すのみならず又時間を浪費すること多き故同志相謀り製茶場を建てたに安くとも時の相場を以て引取り生葉處分の便宜を圖りたく設立するに至れり

設立年次 大正八年五月

區域 浮島村平沼

(ホ)(ニ)(ハ)(ロ) 組合員 杉山貞作、伊山作藏、松井雄平、成島啓作、伊山金太郎、高田龜吉、成島清吉
設立に要したる経費及負擔方法

建物代 機械代 動力据付代 雜費 參千貳百圓

組合員一名分出资额貳百五十圓宛 壹千七百五十圓

差引不足額壹千四百五十圓 全部借用(毎年の利益により割賦償還す)

(ヘ) 帳簿の種類

金錢出納臺帳 生葉買入臺帳 製茶賣場代帳 製茶受渡控帳 生葉買入支拂日計簿 職工出勤簿

二、製造方法

(イ) 浮島村平沼 敷地百五十坪 建物機械場二十四坪 葉置場二十七坪 事務所三坪

旭式葉打機大機 三臺 再乾機 一臺

臼井式揉捻機大器 二臺 栗田式仕上大機 二臺

乾燥機 一臺 寺田式自動蒸機 一臺

臺秤 一臺 テーブル 一脚

(ロ) 製造法

組合員は生葉の摘採を丁寧にし其の以外の生葉は善良なるもの、みを買入れ親切を旨として製造し一晝夜の製造高は製茶八、九十貫匁に過ぎず

(ハ) 生葉及製茶取扱法

生葉は板の間及アンペラムシロ等の上に置き土の着かざる様注意し時々ムレざる様手入をなす

製茶は箱及袋へ容れて事務所に置く

(ニ) 販賣方法

原町及浮島村の仲買人に賣却し賣買契約等は主任者之を行ふ

(ホ) 代金配當

組合員は生葉代を受取り經營に於ける益金は資本金借入償還及機械修繕等の費用に充つ(未だ配當なし)

三、共同事業の効果

工場設置以來組合員は勿論近隣の茶業者は生葉賣却の便益至大にして生葉代の如きも收受の都合よし製茶は概して良品を産出し得

四、職工獎勵

職工は組合中より一名宛出仕夜間交替等の場合は他より雇入る此の場合優等のものには賃金割増及印絆天を與ふ

五、經營收支概算

大正九年度

収入金 六千九百六圓參拾錢 製茶賣上高

支出金 六千貳百參拾貳圓參拾八錢

内譯 生葉代 四千參百五拾壹圓〇五錢

石炭、職工、薪炭、動力其他 壹千八百八拾壹圓參拾參錢

差引益金 六百七拾參圓九拾貳錢

大正十年度

収入金 參千五百八拾五圓參拾八錢 製茶賣上高

支出金 參千參百八拾圓九拾壹錢

内譯 生葉代 千八百六拾五圓七拾參錢

石炭代其他 千五百拾五圓拾八錢

差引益金 貳百四圓四拾七錢

組合員茶樹栽培面積
本茶園 二町二反歩
見積茶園 八反歩

二、富士郡

(1) 共同製造の沿革

富士郡に於ける製茶共同製造は僅かに今泉村今宮に於て大正二年機械製茶工場を作り、同部落四十七戸に於ける生葉生産に對し生葉一貫匁に付七錢乃至八錢づゝの料金にて中火迄製造し、其の後は各自自宅に於て手揉み仕上げをなし居りしも、仕上機使用流行に伴ひ、大正五年より仕上機を應用するに至りしも、從來よりの賃採業者及生葉賣り、其他經營者を得ること等至難なる事由多々ありて持續困難なる模様なり、又須津村江尾區に於ては大正四年より生葉を持寄り等級を付し、半機械製となしたるが、同五年度よりは全部仕上機を使用して製造し更に共同販賣をなせり。

(2) 富士郡製茶共同製造所

(大正十年現在)

| 所在地 | 名稱 | 設立年次 | 共同人員 |
|-----|--------|-----------|------|
| 大淵村 | 上原製茶共同 | 明治四十三年十一月 | 六 |
| 須津村 | 増川同上 | 大正六年四月 | 一六 |
| 同 | 中里◎同上 | 同 | 三七 |
| 同 | 大坪同上 | 同 | 五 |
| 同 | 宮組同上 | 同 | 四 |

| | | | |
|-----|---------|--------|----|
| 吉永村 | 入同上 | 同 | 一九 |
| 同 | 比奈同上 | 同 | 一六 |
| 今泉村 | 積正會 | 同 | 二三 |
| 同 | 秋山同上 | 同 | 四 |
| 岩松村 | 岩本同上 | 同 | 四 |
| 吉永村 | 比奈◎同上 | 大正七年四月 | 五 |
| 須津村 | ◎同上 | 同 | 五 |
| 同 | 西増川同上 | 同 | 二九 |
| 鷹岡村 | 島田同上 | 同 | 五 |
| 須津村 | 天ヶ澤同上 | 同 | 六 |
| 同 | 中里◎同上 | 大正八年四月 | 三五 |
| 芝富村 | 羽緒同上 | 同 | 三 |
| 吉永村 | 富士岡◎同上 | 同 | 九 |
| 須津村 | 中里◎同上 | 同 | 三一 |
| 吉永村 | 富士岡◎同上 | 同 | 三三 |
| 鷹岡村 | 原泉同上 | 同 | 三 |
| 須津村 | 中里◎同上 | 同 | 三五 |
| 同 | 遠藤千代松工場 | 大正十年五月 | 三 |

(3) 須津村中里◎製茶共同製造所

一、一般的事項

(1) 位置及設立年月日
富士郡須津村中里字幸久保
大正六年五月

(ロ) 設立の動機

從來中里區は製造家少なく生葉賣が又は賃採を他村に委託するかの二途なりし爲茶園の衰頹は勿論製茶は品質不良に陥ち入り易きを虞れ同區茶業者は之が改善は目下の急務なりと茲に其方法研究の必要を認めたる折柄郡茶業組合に於て同區鈴木重太郎氏を郡外茶業視察に囑託せられたるを幸ひ氏は共同製造上に付き詳細なる調査をなし之が必要を説きたるに區民一般的に大に賛成し設置するに至りたるものなり

(ハ) 團體の區域及組合員數

富士郡須津村中里の一部〔小字芋久保、長澤、下地〕

組合員三十七名

(ニ) 設備

葉打機四臺 揉捻機三臺 再乾一臺 精揉機二臺 電力三馬力 蒸器二尺鶴釜丸田式 籠百五十個 筵二十枚 製茶乾燥器一臺
工場坪數四十八坪 茶園反別十二町歩

二、製造に關する事項

該共同は中火迄製造を仕上げ製造の二種にして何れも生葉持寄りの製造なり

一番茶時期は中火迄製造最も多く組合員は各自所有の生葉量を定め中火迄製造の上直ちに自宅に持ち行き手揉仕上げをなす而して仕上げ製造のものは仕上げ次第製品を自宅に持ち歸るものなり

右は何れも中火又は仕上げにより夫々生葉一貫匁、製茶一貫匁に對し賃採料を支拂ふ

職工は期間中組合員中より雇入れ役員中二、三名が出勤して事務に従事す其他の役員は出勤日を定め時々出勤監督す

三、販賣に關する事項

組合員三十七名は毎日同村惣製茶共同販賣に搬出し販賣す

四、資本及利益配當

資本金貳千五百圓を静岡農工銀行より五箇年賦にて借入れ固定資本金とす

利益配當はせず其利益金により農工銀行及一時借入金其他に當て現在に於て配當なし

五、大正九、十年の經營收支概算

| 年次 | 收入金 | 支出金 | 差引益金 |
|------|-----------|-----------|---------|
| 大正九年 | 三、二九八、三一〇 | 二、三三四、六〇〇 | 九六三、七一〇 |
| 同 十年 | 二、八六五、七〇〇 | 二、二五六、一三〇 | 六〇九、五七〇 |

六、定款

- 一、名稱ハ芋久保長澤、下地㊟茶製茶共同組合ト稱ス
- 二、本組合工場ハ中里芋久保ニ設置ス
- 三、本組合ハ製茶工場ヲ設ケ製茶ノ改良ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 四、本工場建築及ビ器械据付費ノ資金ハ静岡農工銀行ヨリ借入ルコト
- 五、生葉採料ハ他工場ト同一ノ採賃ヲ申受クルコト
- 六、利益配當ハ建物、器械、器具其他總テノ費用ヲ償還シタル後ニ於テ配分スルコト
- 七、利益ノ配當歩合ハ生葉ノ多少ニヨリ配分スルコト
- 八、本工場ニシテ萬一不幸ニ遭遇セシ場合ハ其損害金ハ生葉ノ歩合ニテ支出スルコト
- 九、組合員外ノモノニシテ該組合ニ加入セントスルモノハ相當ノ歩合金ヲ支出スルコト
- 十、本組合ヲ脱退セントスルモノハ償還金ノ歩合ヲ支出スルコト
- 十一、本組合員ニシテ他ノ採場エ生葉ヲ持チ行ク者ハ總會ノ協議ニヨリ處罰スルコト

三、安倍郡

(1) 共同製造の沿革

安倍郡に於ける製茶共同製造は明治四十年二月豊田村小鹿に小鹿製茶共同社の設立を始めとし、引き続き明治四十四年十一月池田共同製茶所の設立あり、其後逐年増加し大正十年の現在に左記の如し。

(2) 安倍郡製茶共同製造

(大正十年現在)

| 所在地 | 名 稱 | 設立年次 | 共同人員 |
|------|------------|--------|------|
| 麻機村 | 羽高共同機械製茶工場 | 大正六年四月 | 八 |
| 豊田村 | 柚木中央共同 | 同 七年五月 | 八 |
| 賤機村 | 和田製茶共同 | 同 八年五月 | 三 |
| 不二見村 | 南矢部第一共同 | 同 年六月 | 二七 |
| 同 | 同 第二共同 | 同 九年五月 | 一七 |
| 長田村 | 用宗農進社 | 同 上 | 四六 |
| 大谷村 | 東大谷共同 | 同 上 | 四五 |
| 有度村 | 澁川生産共同 | 同 九年六月 | 四〇 |
| 賤機村 | 福田製茶共同 | 同 十年三月 | 一一 |
| 同 | 鯨ヶ池同上 | 同 年五月 | 九 |
| 有度村 | 吉川共同 | 同 上 | 三 |

(3) 羽高共同機械製茶工場事業概要

一、一般的事項

- (イ) 位置及設立年月日
安倍郡麻機村羽高
大正六年四月一日
- (ロ) 設立の動機
製茶は農業經營上重要な副業にして之が盛衰は該地方の農家經濟に及ぼす事極めて大なり然るに時恰も歐洲大戰亂の影響を受け諸物價は上騰し勞銀亦之に伴ひ貴重なる茶業も收支償はざるの憾あるのみならず諸工業は各所に勃興して之が爲め勞力は吸收せられ農業に要する勞力の如きは遂に意の如くならざること多し故に之等勞力の補給は機械に依る外なきを覺悟せり時恰も電力供給ありしを以て有

(ハ) 志者共同して機械製茶工場を經營し以て勞力を省き一般の農業に補充せんとするにあり
團體の區域及共同員數
共同者は麻機村羽高に住居する茶業者なり員數は八名なり

- (ニ) 設備
 - 製茶工場 平家建瓦葺 建坪四十六坪一棟
 - 動力 芝浦製作所製 二馬力モートル
 - 蒸機 白井式自動蒸器 一臺
 - 葉打機 白井式中機 一臺
 - 粗揉機 高林式最大機 一臺
 - 同 竹田式最大機 一臺
 - 揉捻機 白井式大機 一臺
 - 精揉機 高林式改良 一臺
 - 同 第二白井式 一臺
 - 乾燥機 白井式 一臺
 - 外に貯藏器 二十五個

(ホ) 經營方針
一般器械製茶は粗製濫造に流れ易く市場に於て兎角の非難少なからざるは誠に遺憾とする處なるが故に本工場は勉めて之を防護し製茶の改善發展を圖らんが爲め各自の生産する茶葉は製造するを以て本旨とし稀に買葉製造を爲すことあるも懇切を旨として製造し以て品質を向上し信用を得んとするにあり

二、製造に関する事項

- (イ) 製造人は組合交互に出勤し従業者不足の場合には組合員督勵の下に雇人を使用す
- (ロ) 原料及其收集法
原料は組合員各自生産のものを交互に搬入し實業の必要ある場合は出勤者協議して買込を爲す

(ハ) 製造方法

組合員各自の茶葉を各別に製造し籠向、釜向の別は其原葉に則り良品の製造を圖り仕上乾燥は最も注意する處なり

(ニ) 貯蔵方法

組合員各自にて貯蔵するを以て工場として貯蔵せず又買葉ある場合は組合員に貯蔵を託し組合所有の貯蔵箱トタン櫃に入れ置くものミ

三、販賣に關する事項

信用ある静岡市中の商人に販賣し又時としては仲買商人にも販賣す

四、資本金及利益金處分

勸業銀行静岡支店(其當時静岡農工銀行)より十箇年賦償還を以て低利資金千五百圓を借受け各自製茶量に對して賃金を徴收して償却金に

充つ 事業より生じたる利益は目下預金として積立あり

五、大正十年度收入決算

收 入

一金壹千五百八拾圓五拾錢 採 賃

内 譯

- 一金七百四拾八圓拾貳錢 一番茶 生葉二千九百九十二貫四百匁 製茶一貫匁に付金壹圓
 - 一金貳百七拾貳圓拾四錢 一番茶貨採 製茶一貫匁に付金壹圓五拾錢より金壹圓四拾錢
 - 一金貳百七拾五圓七拾九錢 二番茶 生葉一千三百十三貫匁 製茶一貫匁に付金八拾四錢
 - 一金貳百貳拾八圓七錢 三番茶 同 千二百六十七貫匁 同 金七拾貳錢
 - 一金五拾六圓參拾八錢 四番茶 同 二百八十一貫九百匁 同 金八拾錢
- 買葉製茶賣上
一金八百七拾四圓〇九錢

内 譯

- 一金百六拾四圓參拾壹錢 一番茶 五十九貫四百二十匁 一貫匁平均金貳圓七拾六錢六厘
 - 一金九拾壹圓四拾壹錢 二番茶 四十二貫百六十匁 同 金貳圓拾七錢
 - 一金六百拾八圓參拾七錢 三番茶 二百六十一貫二百八十匁 同 金貳圓參拾六錢九厘
 - 一金貳拾圓五拾錢 驅除劑調製所貸付料 層茶代等
- 收入總計 金貳千四百七拾五圓九錢也

支 出

- 一金貳百八圓八拾錢 銀行償還金二回分
- 一金六圓參拾錢 機械證票料
- 一金七圓貳拾錢 自轉車稅 前後期二回分
- 一金拾六圓 宅地料
- 一金百九拾貳圓 動力費 五月より十月迄三箇月金參拾圓づゝ、十一月より四月迄一箇月金貳圓づゝ、
- 一金七圓拾九錢 電燈料及休燈料
- 一金六圓四拾錢 送電準備料、動力電燈休止工料、電動機掃除料等
- 一金四百六拾六圓貳拾錢 石炭二萬二千二百斤 百斤に付金貳圓拾錢
- 一金貳百參拾六圓四拾參錢 木炭代七百四十四貫九百七十匁 壹圓に付三貫七百匁より三貫五百五十匁
- 一金八圓 薪代

買入生葉

一金五百九拾七圓七拾五錢

内 譯

- 一金七拾五圓六拾四錢 一番茶 二百三十七貫六百八十匁 一貫匁に付金參拾壹錢五厘
- 一金拾參圓五拾錢 一、二、三番茶入札分 百貫匁
- 一金五拾圓拾五錢 二番茶 百六十八貫六百四十匁 同 金參拾錢

一金四百五拾八圓四拾六錢 三番茶 千〇四十九貫二百五十匁 一貫匁に付金四拾四錢

一金四百拾九圓五拾貳錢 日當

内譯

一番茶 六十二人六分 金貳圓五拾錢
 同 雇人三十四人 金貳圓貳拾錢
 二番茶 三十一人六分 金壹圓六拾錢—食費は別
 同 雇人十一人 金貳圓
 三番茶 四十四人 金壹圓四拾錢
 同 雇人二十五人 金壹圓六拾錢、賞與あり
 四番茶 十五人 金壹圓

機械修繕費
 備品費 自轉車交換費、筵、茶器、紙代等
 雜費 茶仕舞諸費、慰勞海水浴諸費等

支出總計 一金貳千參百貳拾參圓九拾六錢也
收支差引利益 金百五拾壹圓拾參錢也

六、規定

第一條 本工場ハ共同經營者ノ茶葉ヲ製造スルヲ以テ目的トス、但シ餘力アルトキハ買葉製造ヲ爲スコトアルヘシ
 第二條 本工場ハ各共同者ノ茶葉ヲ製造シ規定ノ賃金ヲ徵收シテ工場ノ建築費及諸機械器具購入費ノ償却ニ充ツルモノトス
 賃金ノ協定ハ其季節ニ於ケル一般ノ情勢ニ鑑ミ共同者協議ノ上定ムルモノトス
 第三條 共同者ハ製造中ハ日々必要ナル人夫ヲ交互平均ニ出勤セシムルコト
 第四條 人夫ニハ共同者協議ノ上其都度日給ヲ定メテ給與ス

四、志太郡

(1) 共同製造の沿革

志太郡の共同製造は明治三十三年東川根澤間製茶共同社を始めとし、爾來其數を増加し大正十年現在は左記の如し。

(2) 志太郡製茶共同組合 (大正十年現在)

| 所在地 | 名稱 | 設立年次 | 共同人員 |
|------|----------|----------|------|
| 東川根村 | 澤間製茶共同組合 | 明治三十三年一月 | 七 |
| 和田村 | 田尻同上 | 同 四十五年六月 | 一二 |
| 稻葉村 | 寺島同上 | 同上 | 五 |
| 德山村 | 下泉同上 | 同上 | 七 |
| 稻葉村 | 稻堀同上 | 大正二年四月 | 八 |
| 伊久身村 | 伊久美同上 | 同 三年四月 | 五 |
| 和田村 | 田代同上 | 同 一年七月 | 五 |
| 大富村 | 一色同上 | 同 六年二月 | 六 |
| 東川根村 | 上小田同上 | 同 七年七月 | 五 |
| 同 | 文澤同上 | 同 八年五月 | 五 |
| 同 | 藤川同上 | | |

第五條 本工場ハ製造中ハ當番ヲ定メテ毎夜宿直ヲ置ク
 第六條 本工場ハ製造ニ著手ノ際抽籤ヲ以テ順序ヲ定メ日々順位ヲ換ヘテ公平ヲ保ツコト
 第七條 機械器具及火氣ノ取締ニ就テハ出勤當番ハ責任ヲ以テ十分ニ注意スルモノトス

東川根村
東益津村

青部製茶共同組合
關方同上

大正九年七月
同 十年十月

七
一〇三

(3) 東川根村澤間製茶共同社事業概要

一、一般的事項

(イ) 設立動機 製茶は川根に於ける第一の主産物にして川根農家一歳の家計の大半は此製茶の利潤に仰ぐ然るに我國經濟界の膨脹は比年諸物價の暴騰を來し爲めに製茶は多額の生産費を要し收支相償はざるの悲運に陥り一時増殖せし茶園は忽ち桑園に變せんす元來川根は製茶本場の名ありて數百年來栽培に勉めたる適産地なり然るに何ぞや驟に他の製茶に倣ふて蠶業に代ゆるを用ひんや須らく其製造法を改め多額の生産費を省き製造に於ける技術を研磨して精巧の優品を製出せば製茶は永く川根の主産として其利潤に浴するを得ん宜しく徐々に其方法を策するは是茶業に忠實にして國産を増殖し富源を固ふするの道ならんと言等茲に感あり互に力を新業に致し一は以て川根の爲め一は以て國産増殖の爲め大に盡す處あらんと言先改良の策を講じ著々其效を奏せんと言乃ち生産費を減じて收支相償はざるの愁眉を開き製法を研究して精巧の良品を出し以て茶價を向上せん事を圖る然るに從來の各自戸別の家族的製造法は製法研鑽の便を缺き又生産費を省略するの道に合はず寧ろ團體的共同製造は二者共に便益あるを想ひ茲に共同製造所を建設せんことを決す時に明治三十二年十月なりき

(ロ) 設立年月日 明治三十三年一月四日起工、同年二月十一日上棟式を行ふ

(ハ) 區域及組合員 東川根村藤川通稱澤間と稱する一部落
井澤類吉、前畑作五郎、井澤敏郎、山岸徳次郎、原田凱次郎、山本平五郎、久保儀三郎

(ニ) 設立に要したる經費及負擔方法 一金四百拾五圓八拾八錢參厘、一人夫四百十五人、以上の經費は組合社員の出勤する處なり

(ホ) 帳簿の種類 基本金臺帳、沿革誌、生葉請取帳、製茶入貫帳、製茶各自貫數帳、製茶合組帳、製茶賣上帳、製茶人工帳、諸物品仕入帳

二、製造方法

(イ) 設置 間口六間、奥行三間一尺の工場を有し焙爐二十八個、乾燥機一個及び製造上必要の器具一切を有す

(ロ) 製造法 川根固有の揉切製法を行ふ而して職工一人一日の製造高は生葉一貫宛宛一番茶に於て六焙爐、二番茶に於て五焙爐を製造す但時機によりて増減する事あり又製造の指導及監督は傳習教師認定證書を有する山岸徳次郎に當る

(ハ) 製茶取扱方法 各組合員自宅に摘採しある生葉を當製茶共同社蒸人夫にて取集め一貫宛宛計り分け其實數を生葉受取帳に記入す、而して組合社員各自の印ある札を一焙爐(一貫宛)に一枚宛入れ此札は生葉より揉み上げ乾燥するに至る迄附け置く、既に乾燥したる時豫て設備しある同印の箱へ投入す、斯くして二日或は三日間製造したる時は各社員立會の上各自の製茶を合すべく貫數を檢して受取り、製茶審査入貫帳に貫數及番號を記入し各社員の製造高に違算なきやを檢す、受取済の上は能く攪拌して見本を取り、既に全社員の製茶を受取済の上其優劣を査定し一貫宛當り評價を附す(此方法は本組合規約による)評價を附したる上は此の評價代金を算出して各自貫數帳に記入す、此處に至り始めて合組を始め依つて各自製茶貫數は合組帳に記入し置く、仕上済となりたる茶は概詰さなき貫數を改め製茶賣上帳に記入す、但し柳及粉の類は別口帳に記入す

(ニ) 販賣方法 當社より出張員を派遣し静岡市内各商店へ販賣す、但しによりては地方に於て販賣する事あり、販賣前に在りては貯藏の必要ある時は亞鉛箱に貯藏す、荷作りは前述の如く概詰さなき商號に竹の輪廓を附したるペーパーを貼附す、(イ)は組合社員七戸の數に取り竹の輪廓を附するは晋の七賢人竹林の七遊に擬するなり、園名を澤間園と稱す、而して之等の製茶には次の如き銘稱を附す

竹之華、園之華、曙之友、夜半之友、溪香園、薄露園

(ホ) 代金配當法 製茶賣上代金を組合社員に配當するには各自製茶の數量に依るも雖も評價代金の高低によりて其差異を生ず、賣上代金の配當は評價代金と賣上代金と對照して賣上代金多額なる時は其多額の分は賣増金として評價代金に割賦す、例へば評價代金は資本金の如くなるべく賣上を得たる賣増金は利益金の如くなるが故なり故に評價代金に對し金幾何の賣増金として計算し配當す若し評價代金に對する賣上代金減額の時と同様の計算にて評價金壹圓に對する幾何の賣減として配當減額す

三、共同事業の効果

(イ) 蒸人夫省除 各戸家族的製造法を行ふ時は毎戸一人宛の蒸人夫を要したりしが共同製造を經營するに至り三人を以て七戸分の生葉の取扱蒸等を充分に行ひ得て尙餘事を手傳ふこと少なからず、例へば炊事當番の手傳、食料運搬、仕上所の手傳、製造工場の掃除

をなすことを得故に個々單獨の昔日に比し優に四人の工夫を省き左表の利益あり

| 種別 | 個人經營 人夫(一日分) | 共同經營 人夫(一日分) | 一日間省除 人夫 | 製茶期間 | 省除總人夫 | 貸金利益 |
|-----|-----------------|-----------------|-------------|------|-------|--------|
| 一番茶 | 七人 | 三人 | 四人 | 二〇人 | 八〇人 | 四八、〇〇〇 |
| 二番茶 | 七 | 二 | 五 | 一五 | 七五 | 四五、〇〇〇 |

(ロ) 薪炭費節減 薪は鶴鶴釜を設置し共同蒸をなすが故に其減額多大なり、従前個人經營の時代に比し優に七分の一にて尙餘りあり木炭も亦各職工一人分一貫五百匁、乾燥爐用五百匁、計二貫匁を計り渡し濫用を制するが故に個人經營に比し製茶期間を平均して三分の二を以て足る但乾燥器使用職工は一貫五百匁を分與す

| 種別 | 個人經營七戸分 | 共同經營七戸分 | 差 | 引 | 利益 |
|----|-----------|---------|---------|---|--------|
| 薪 | 六三、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 一 | 五四、〇〇〇 |
| 炭 | 一、二五七、〇〇〇 | 九七九、八〇〇 | 二七七、〇〇〇 | 一 | 一七、三二五 |

(ハ) 製造費節減 前述の如く蒸人夫を省き薪炭を節減する事を得尙食料、茶、紙、箱、薪、炭等苟くも茶業經營上必要の物品は悉皆共同購入をなし代價低廉にして且節約を行ふことを得るが故に製造費及仕上費を大に節減す

(ニ) 製品向上 工場内の監督宜しきを得且つ當社所定の職工獎勵法を行ふが故に各々競技的に製造し製品は優良にして一定の製品を出し、製茶合組の際審査上大に便なり

四、職工獎勵法の施設

當共同社は工場内規第十六條により業務に精勵し品行方正のものには賞品を授與して之を獎勵す

五、組合社員及職工茶業上の智識技術發達に關する施設

職工競争的に製造を勵み又製茶期中三回乃至五回の審査研究をなす爲茶業上の智識技能共に發達す尙此審査研究は職工の賃金支拂上優劣を定むるに至便なり

六、不良茶製造の場合に於ける損失負擔法

製茶合組の際各自評價の安きを願ふ爲め競ふて優良茶の産出に勉む且つ當共同社規定により組合社員の茶にしてヒバエ、若蒸、コゲ茶、炭煙臭附著等苟くも(五)の商號を以て賣捌するに能はざる不良の茶出來せし時は組合社員中何人の物なるを問はず損害を社員全部にて負

擔するが故に各自生葉の貯藏、人夫の蒸方、職工の製造、乾燥、炭火の起し方等一切の取扱を精神的に注意す故に最近に於ては斯くの如き過失不注意的損害を認めず

七、組合財産

| 宅地五畝十二歩 | 建物木造平屋四棟 |
|-------------------------------------|----------|
| 製造工場 間口六間奥行三間一尺(同工場間口五間奥行二間一棟増築設計中) | |
| 蒸場仕上所 間口六間奥行三間半 | |
| 木炭置場 間口二間奥行二間(位置變更設計中) | |
| 炊事場 寢室 間口四間奥行二間半 | |
| 製造工場用器具、仕上所器具、炊事場用器具及寢具 | |
| 基本金 百參拾參圓九拾五錢四厘 | |

内譯
 一金貳拾八圓 本縣聯合會議所より補助金
 一金參圓 同上鶴鶴釜に關する補助金
 一金拾圓 組合社員井澤敏郎、井澤類吉兩氏寄附金
 一金九拾貳圓九拾五錢四厘 荒粉代金を貯蓄し修繕費に使用したる殘額

八、收支計算

大正九年度一番茶收支計算表

| 種類 | 數量 | 代價 | 備考 |
|------|---------|-----------|----------------|
| 仕上本茶 | 三六〇、二八〇 | 三、三一四、五七六 | 平均一貫匁 九、二〇〇 |
| 柳 | 六五、三二〇 | 二四八、二一六 | 三、八〇〇 |
| 摺粉 | 二五、五二〇 | 八一、六六四 | 三、二〇〇 |
| 荒粉 | 二二、一四〇 | 三三、二一〇 | 一、五〇〇 |
| 計 | 四七三、二六〇 | 三、六七七、六六六 | 原茶平均一貫匁 七、七七〇強 |

收入合計金參千六百七拾七圓六拾六錢六厘

支出之部

| 種類 | 數量 | 代金 | 備考 |
|-------|---------|---------|----------------------------|
| 種類 | 四十五個 | 八〇、一〇〇 | 一個平均壹圓八拾七錢 |
| 茶櫃 | 八百〇四貫匁 | 二〇一、〇〇〇 | 一貫匁貳拾五錢 |
| 薪炭 | 七十五帖 | 三〇、〇〇〇 | 焙爐用七十帖 一帖參拾錢 箱用五帖 一帖參拾錢 |
| 茶紙 | 二百九十五人分 | 五〇、五〇〇 | 一人平均壹圓五拾錢 |
| 茶揉日當 | 一百〇五人六分 | 四四三、七〇〇 | 一人平均壹圓貳拾錢 |
| 仕上日當 | 四十九人分 | 一二七、七二〇 | 同 |
| 蒸日當 | 二十五人分 | 五八、八〇〇 | 炊事人夫其他一人平均壹圓貳拾錢 |
| 雜給 | 三石九斗九升 | 三〇、〇〇〇 | 一俵に付貳拾參圓八拾錢 |
| 米 | 十一貫匁 | 二三八、〇〇〇 | 一貫匁に付壹圓〇八錢九厘運賃共 |
| 味噌 | 一斗五升 | 一二、七八〇 | 一升に付五拾五錢六厘運賃共 |
| 醬油 | 四斗五升 | 七、二四〇 | 一斗樽一本に付拾圓五拾錢 |
| 酒 | 三回分 | 四七、二五〇 | |
| 販賣實費 | 四個 | 一六、五二〇 | |
| 蒸器修理費 | | 一一、五〇〇 | |
| 雜費 | | 一七、三四〇 | |

支出合計金壹千參百七拾貳圓四拾五錢四厘 (原茶一貫匁に付金貳圓九拾錢の支出)

收支差引金貳千參百〇五圓貳拾壹錢貳厘

內金參拾參圓貳拾壹錢 荒粉代金、建物修繕費として貯蓄す

差引金貳千貳百七拾貳圓〇〇貳厘 (配當金)

大正九年二番茶收支計算表

收入之部

| 種類 | 數量 | 代金 | 備考 |
|------|---------|---------|----------------|
| 種類 | 一二五、四〇〇 | 八四六、九三〇 | 平均一貫匁 五、四五〇 |
| 仕上本茶 | 六六、八〇〇 | 一〇六、八八〇 | 一、六〇〇 |
| 柳粉 | 九、六〇〇 | 一五、三六〇 | 一、六〇〇 |
| 荒粉 | 七、六〇〇 | 四、五二〇 | 〇、六〇〇 |
| 計 | 二三九、四〇〇 | 九七三、七二〇 | 原茶一貫匁平均 四、〇七〇弱 |

收入合計金九百七拾參圓七拾參錢

支出之部

| 種類 | 數量 | 代金 | 備考 |
|------|---------|---------|-----------|
| 種類 | 四百十六貫匁 | 一〇四、〇〇〇 | 一貫匁貳拾五錢 |
| 木炭 | 十六帖 | 一四、四〇〇 | 一帖九拾錢 |
| 薪紙 | 百六十九人二分 | 一六九、二〇〇 | 一人平均壹圓 |
| 茶揉日當 | 五十一人 | 四〇、八〇〇 | 同 八拾錢 |
| 仕上日當 | 三十八人四分 | 二一、二八〇 | 同 七拾錢 |
| 蒸日當 | 十六人 | 一一、八〇〇 | 同 八拾錢 |
| 雜給 | 二石四斗 | 一一九、四〇〇 | 一俵拾九圓九拾錢 |
| 米 | 六貫匁 | 五、一六六 | 一貫匁八拾六錢壹厘 |
| 味噌 | 七升五合 | 四、五〇〇 | 一升六拾錢 |
| 醬油 | 二斗七升二合 | 二九、一九〇 | 一升壹圓〇五錢 |
| 雜費 | | 一五、〇九六 | |

支出合計金五百四拾五圓八拾參錢貳厘 (原茶一貫匁に付貳圓貳拾八錢の支出)

收支差引金四百貳拾七圓八拾九錢八厘
内金四圓五拾六錢 荒粉代 修繕費として貯蓄す
差引金四百貳拾參圓參拾參錢八厘 (配當金)

澤間製茶共同社規程

- 第一條 當共同社ハ澤間組合七戸ノ共有建物ニシテ七戸ノ生葉ヲ共同製造販賣スル所トシ名稱ヲ澤間製茶共同社ト稱ス
- 第二條 當共同社ハ建物十九坪一棟、二十一坪一棟、十坪一棟、四坪一棟ノ四棟ニシテ志太郡東川根村青部千番地ノ二ニ建設ス
- 第三條 當社ハ製茶及茶園ノ改良ヲ圖リ斯業ノ實益ヲ増進スルヲ以テ目的トス
- 第四條 當共同社ニ左ノ役員ヲ置ク
社長 一名 副社長 一名 幹事 一名
- 第五條 役員ハ組合員中ヨリ互選シ任期ヲ一箇年トス
- 第六條 役員ノ互選ハ四月トシ再選ヲ妨ケズ
- 第七條 社長ハ當社必要ノ諸帳簿整理ヲシ當社一切ノ事務ヲ總理ス
- 第八條 副社長ハ生葉製造上ノ注意及製茶ノ共同仕上等總テ製茶ノ管理ヲナシ社長事故アル時ハ之ヲ代理ス、幹事ハ會計ヲ專務トシ金錢出入ヲ掌ル
- 第九條 役員ノ事務分擔前條ノ如ク定ムト雖モ互ニ相補佐シ協力同心事務ノ進捗ヲ圖ルモノトス
- 第十條 當共同社ニ關スル諸般ノ契約及製茶ノ販賣等ハ總テ社長ノ名義ヲ以テス
- 第十一條 生葉ハ組合社員各自摘採ノ上一日一回或ハ二回一貫匁以下端數ナキ樣當社ニ持參スベシ
- 第十二條 組合社員持參ノ生葉ハ當社ニ於テ更ニ貫數ヲ改メ請取モノトス
- 第十三條 組合社員持參ノ生葉ハ順次ニ一戸分ヅ、製造シ製茶ハ各別個ニ納メ置キ同日或ハ翌日相當ノ評價ヲ定メ貫數ヲ檢シテ後製茶ヲ混合ス
- 第十四條 製茶ノ評價ハ役員立會ノ上評定ス若シ組合中評價ニ異議アル時ハ更ニ役員組合員一同及職工長立會ノ上再審査評定ス此評決ニ對シテハ異議ノ申立ヲナス事ヲ得ズ
- 第十五條 製茶ニ關スル諸般ノ費用ハ總テ各自生産ノ製茶貫數ニ分賦ス

- 第十六條 製茶終了後ハ收支精算ノ上純益金ハ前條ノ評定價格ニ分賦ス
- 第十七條 製茶賣上總代金評定價額ニ對シ増減アル時ハ其増減ヲ評定價額ニ割賦シ貫數ニ増減アル時ハ貫數ニ割賦スルモノトス
- 第十八條 當社ノ糞尿木灰等總テノ掃除料ハ當社基本金ニ加工修繕費其他ノ費用ニ充ツ
- 第十九條 役員ニハ出勤日數ニヨリ相當ノ日當ヲ給ス
- 第二十條 製茶中ハ役員中ヨリ一名乃至二名ノ宿直ヲ置ク
- 第二十一條 職工取締法及製造上ノ規定ハ別ニ是ヲ定ム
- 第二十二條 當社記録ハ㊦トシ竹ノ輪廓ヲ用ユ
- 第二十三條 當社規定ノ一部或ハ全部ヲ變更スル必要アル時ハ社員三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス明治三十四年四月左ノ三條ヲ加フ
- 第二十四條 製茶中ノ荒粉代金ヲ貯蓄シテ當共同社ノ修繕費ニ充ツ
- 第二十五條 組合社員ノ製茶ニシテ諸種ノ惡性(ヒバエ、若蒸、コゲ、炭煙臭附著等ノ類)ヲ生ジ當社ノ名義ヲ以テ販賣スルコト能ハザル場合ノ損害ハ全社員ニテ負擔スルモノトス
- 第二十六條 前條ノ如キ粗惡ノ製茶ヲ生ズルハ社員各自ノ不注意ニ歸スル事多クシテ共同思想ニ反スルモノナレバ精神的ニ注意スルモノトス

澤間製茶共同社工場内規程

- 第一條 當社ニ出勤スルモノハ雇主被雇者ノ別ナク協同一致業務ニ精勵スベシ
- 第二條 當社製造所ニ左ノ役員ヲ置ク
職工長 一名 職工次長 一名
- 第三條 製造場役員ハ別ニ定ムル所ノ當社役員ニ於テ職工中ヨリ技術精練ニシテ品行方正ナルモノヲ選任ス
- 第四條 製茶ノ時期ヲ分チテ一番茶、二番茶ノ二期トシ製造場役員ノ任期ハ各一期間トス、但シ期間内ト雖モ不適任ト認ムル時ハ改選ス
- 第五條 職工長ハ當社役員ノ指揮ヲ受ケ生葉製造上ノ注意及職工ノ監督ヲナシ製造場内ノ取締ヲナス
- 第六條 職工次長ハ職工長ノ事務ヲ輔ケ或ハ代理スルモノトス
- 第七條 當社被雇主ノ職工ハ萬事職工長同次長ノ指揮ヲ受クベシ
- 第八條 生葉製造貫數ハ一回分(一焙爐)ヲ一貫匁ト定メ通常一日六回即チ生葉六貫匁ヲ職工一人一日ノ業務トス

- 第九條 職工中若シ豫定ノ焙爐回數ヲ製造スル能ハザルモノハ其由職工長ニ申出ヅベシ
- 第十條 生葉製造ヲ前條ノ如ク定ムト雖モ時機ニヨリ回數ヲ増減スルコトアルベシ
- 第十一條 木炭ハ一日一人ノ使用高ヲ二貫匁ト定メ翌日使用分ヲ配當ス、但シ製造回數ニ増減アル時ハ木炭モ亦増減ス
- 第十二條 始業時間ヲ毎朝午前四時ト定ム
- 第十三條 終業後ハ町噂ニ焙爐内ノ炭火ヲ鎮メ粗忽ノ取扱ヲナスベカラズ
- 第十四條 門戸閉鎖時限ヲ午後八時ト定ム故ニ外出者ハ必ラズ閉鎖時限前ニ歸所スベシ
- 第十五條 職工賃金ハ平常技術ノ巧拙及勤怠ヲ精査シ置キ相當ノ日當ヲ支拂フモノトス
- 第十六條 職工中業務ニ精勵シ品行方正ナルモノハ役員協議ノ上賞與スルモノトス
- 第十七條 職工中當社役員及工場内役員ノ命ニ從ハズ品行ヲ亂シ他人ノ業務ヲ妨害スルガ如キ行爲アルモノハ退場セシムルコトアルベシ
- 第十八條 製茶ハ清潔ヲ旨トシ足採其他不潔ノ製法ヲ嚴禁ス

五、榛原郡

(1) 共同製造の沿革

榛原郡に於ける製茶共同製造は其起源極めて新しく、明治三十九年以降に屬し、五和村横岡に於て永井惠助外七名は共同製茶場建設の協議を遂げ、明治三十九年五月興行四間餘間口八間の共同茶部屋を建築し、焙爐二十五個を具へ、各四坪の蒸場及審査室を設け、以て共同蒸及共同製造を行ひたるを始めとし、同三十九年上川根村奥泉西本福吉外四人にて共同製茶場を開設し、同四十年に吉田村神戸浅井壽美外七人は同じく共同茶部屋を設け、更に四十一年上川根村奥泉岩田文吉外四人にて共同製茶場を開始し、爾來年々共に其數を増加せり。而して共同製造の利益なるは明らかなりと雖も、其設立には相當の經費を要し、其實行容易ならざるを以て、榛原郡茶業組合は製造費の節減と製法の發達を促すを以て目的とし、明治四十年

度より補助規定を設け之が獎勵を爲したり。

(2) 共同製造補助

明治四十年より榛原郡茶業組合に於て製茶共同製造規定を定むること左の如し。
製茶共同製造補助規定

- 第一條 製茶共同製造事業ヲ獎勵スル爲メ本規定ニヨリ補助金ヲ交付ス
- 第二條 製茶共同製造者ハ左ノ事項ヲ詳記シ茶業委員又ハ總代人ヲ經テ補助申請書ヲ差出スベシ
 - 一、共同ノ地區
 - 二、共同者ノ數
 - 三、共同製造場ノ位置及設備
- 第三條 補助ノ申請アリタルトキハ其實情ヲ調査シ組合員五名以上共同シ焙爐數十五個以上ノモノニ限リ補助金ヲ交付スベシ
- 第四條 本規定ニ依リ補助ヲ受ケタル共同製造事業ヲ中止シ若シクハ廢止セント欲スル時ハ其ノ理由ヲ豫メ本組合事務所ニ報告スベシ
- 第五條 本規定ニ依リ補助ヲ受ケタル共同製造者ハ其ノ事業ノ狀況ヲ本組合ノ事務所ニ報告ス可キモノトス

附 則

第六條 本規定ハ明治四十年度ヨリ施行ス

(3) 共同蒸葉事業

榛原郡茶業組合は夙に蒸葉装置改良の最も緊要なるを認め、明治三十八年以來鶴鴿釜の普及を計り、同時に竈の築造改良を促し技術者を巡廻せしめ、直接指導したる結果幸ひに好成绩を得たるは別項の如し。而して該装置の比較的迅速に普及したるは、明治三十六年五月郡費補助に依り鶴鴿釜を試用したる川崎町細江共同蒸葉事業の成績頗る良好なりしに基けり、續いて其翌明治三十七年四月金谷町金谷河原に共同蒸場の設立を見るに至れり、明治四十二年左の規定を設けたり。

製茶共同蒸葉事業補助規定

- 第一條 本組合五名以上共同シテ左ノ設備ヲナシ蒸葉場ヲ設ケタルモノニハ本規定ニ依リ補助金ヲ交付ス
- 一、釜ハ鶴鶴釜(口徑尺八寸以上)ヲ用ヒ總テ改良蒸葉装置ヲナス事
 - 一、専任蒸夫ヲ置ク事
- 第二條 共同蒸葉場ノ位置
- 一、共同蒸葉場ノ位置
 - 一、共同者ノ數及製造高ノ概算
 - 一、共同蒸葉場ノ設備
- 第三條 補助ノ申請アリタルトキハ其事實ヲ調査シ補助金ヲ交付スベシ
- 第四條 本規定ニヨリ補助ヲ受ケタルモノニシテ其事業ヲ中止若シクハ廢止セント欲スルトキハ其事由ヲ豫メ本組合ニ報告スベシ
- 第五條 本規定ニ依リ補助ヲ受ケタル者ハ其事業ノ成績ヲ本組合事務所ニ報告スベキモノトス
- 附 則
- 第六條 本規定ハ明治四十二年度ヨリ施行ス

(4) 川崎町細江共同蒸葉組合

位置 川崎町細江四百八十三番地

共同人員 十二名

管理者 飯田浦太郎、飯田和作

創設 明治三十六年五月

設備 家屋瓦葺一棟間口四間奥行二間但シ三尺ノ軒付、電改良日本形釜鶴鶴釜口徑一尺八寸
蒸器直徑一尺七寸深サ七寸三分二個、生葉容器直徑三尺二寸深サ六寸、籠十個

蒸葉成績

| 年 次 | 一 番 茶 | | 二 番 茶 | | 三 番 茶 | |
|--------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 共同者數 | 共同者蒸葉量 有志ノ分同上 | 共同者蒸葉量 有志ノ分同上 | 共同者蒸葉量 有志ノ分同上 | 共同者蒸葉量 有志ノ分同上 | 共同者蒸葉量 有志ノ分同上 |
| 明治三十六年 | 六 | 一、三五五、〇〇〇 | 七九二、〇〇〇 | 一、五八、八〇〇 | 一、三三、五〇〇 | 一、三三、五〇〇 |
| 同 三十七年 | 一〇 | 二、〇六八、〇〇〇 | 一、五八、八〇〇 | 一、五八、八〇〇 | 一、三三、五〇〇 | 一、三三、五〇〇 |
| 同 三十八年 | 一一 | 二、四四〇、〇〇〇 | 一、五八、八〇〇 | 一、五八、八〇〇 | 一、三三、五〇〇 | 一、三三、五〇〇 |
| 同 三十九年 | 一二 | 二、八八九、〇〇〇 | 一、七二、〇〇〇 | 一、七二、〇〇〇 | 一、三三、五〇〇 | 一、三三、五〇〇 |

明治三十八年度に於ては更に四箇所ノ共同蒸を開設し尙同三十九年度に於て五箇所ノ設置を見るに至れり、次いで榛原郡茶業組合に於て明治四十二年度より共同蒸事業補助規定を設け之が開設を促したる結果上川根、中川根、初倉、白羽の諸村に於て共同者五人以上の共同蒸を行ふものを見るに至れり。

(5) 勝間田村切山製茶共同組合

- (イ) 位置及設立年月日 静岡縣榛原郡勝間田村切山 大正八年二月設立
- (ロ) 設立の動機及經過 上切山部落全戸數六十八中製茶に従事せざるもの五戸にして小字本田(四十八戸)新田(二十戸)の二部落より成り大正五年頃には製茶の總産額年一萬七千貫内外ありて家内の手採を以て經營し來れり然るに勞銀騰貴の結果約八割は家内製茶を廢し生葉賣の方針を採るに至れり而して從來本部落は茶を以て本業とし次に普通農事冬期は製炭出稼をなす而して本部落中に於て三、四馬力を有し年額五千貫乃至七、八千貫の生産力有する個人經營者九戸ありて一般農家の生産は殆んど之等の製造家の買占むる處となり爲めに之等の爲めに生葉の市價を左右せられ居たるを以て深く之を遺憾とし之に對抗する爲め共同製造設立の機運を醸成せり
- (ハ) 團體の區域及現況 上切山部落全戸數六十八戸の内組合加入戸數二十三戸なり而して組合員外に動力を有し一日平均乾茶四百貫宛を生産するもの九戸組合中には動力を有するものなし然れども家内手間にて乾茶二、三十貫を自製するものもあるも概して飛芽位に止まる組合員外に生葉問屋二軒(各々買収最大限一日百五十貫位)にして其他は僅少(乾茶四、五十貫)の原料園所有者なり
- (ニ) 組合員所有原料見込 供給總量生葉六百貫以上のもの六、七戸最小三百貫のもの二、三戸平均五百貫内外にして供給原料數量

大正八年總原料供給高
 一茶 六、〇〇〇 計 八、五〇〇貫
 二茶 二、五〇〇
 大正九年度
 一茶 七、八〇〇
 二茶 三、九七八 計 一四、六九一貫
 三茶 二、九一三
 年々供給原料見込高 一五、〇〇〇貫
 供給距離 最遠隔のものにて約十町以内

(ホ) 組合の性質 匿名組合

出資方法 二百五十株 一株五拾圓 拂込四回

(ト) 運用方法

第一回拂込總金額參千百貳拾五圓を以て器械器具購入及家屋建築の内金拂を爲す三月二十八日の役員の連帶責任を以て普通銀行より金六千圓借入前記の設備資本に支拂内五百圓流動資金とす

第二回拂込金參千百貳拾五圓器械器具及建築の支拂をなす完了す而して千五百圓を借入金返却に充つ

(チ) 設備

方針一晝夜の製造能力は生葉六百貫乃至八百貫なり

(1) 建築 製造工場四十四坪 生葉貯藏場十五坪 仕上場九坪 事務室八坪

動力室四坪 トラック建物四坪一合

建物總坪數八十坪 外にトラック建物四坪一合 建築費一坪參拾圓總瓦葺とす

(2) 動力 伏田式 六馬力半

精揉機 三臺 内譯 八木式最大 一 二

粗揉機 四臺 高林式大 四

揉捻機 二臺 白井式大 二

再乾機 三臺 白井式大 三

乾燥器 二臺 内譯 高林式大 一 一

蒸器 一臺

器具 蒸籠二〇〇個 秤其他

(3) 設備方法 器械一切は据付費其機械商に約す

(リ) 經營方針

組合員の原料を主とし不足量を買葉とす(但原料價格標準査定)流動資本は事業に必要な諸消耗品に充て原料購入は延拂又は内金拂の方針とす該資本不足の時は組合員原料代延拂とし缺損の場合は組合員の原料評價を低下す

原料は可成貯藏せず其日摘のもの製造す事業經營方法は責任者に一任す

二、製造に關する事項

(イ) 責任者及分擔

理事長監督 日勤にて常詰にあらず(林竹一) 専務理事一人日勤常詰とし帳簿及管理萬般に當る(紅林金作) 傭員一人 組合員にして生葉掛及販賣掛を擔任す常詰とす 理事一人 常詰にあらず日勤するも朝夕の補助をなす

(ロ) 原料供給方法

持寄勝手なるを以て一時に多量集積殊に芽立良く値段の高き時は尤も多量に集積す故に一時に多量の生葉集積の場合翌日の摘採中止を組合員に通告す此場合強いて摘採するものあるも組合が摘採中止の時は生葉問屋は安値に買収するを以て勢ひ不利なれば延摘をなす又生葉の供給量は時期により一定せざるも最大一日の生葉八百貫、六百貫最少百貫平均四百貫内外なり而して若し

會員よりの供給生葉不足の場合は問屋より買入して製造を行ひ成るべく動力及機械の利用をなして十分ならしめつゝあり

(ハ) 原料の査定及評價

(1) 査定 良否共査定せず

不良なるものは注意をなし多人の前に供覽す然るときは漸次改良す

(2) 評價 生葉市場問屋標準に基き日々の相場に依る普通問屋の價格より一割乃至二割高に買収す而して人により多少其原料に良否あるも組合員のものに差等を附せず全部平均價格とす

(3) 平均値段買入の利害 利を認むる點 肥料を多く施用す(貫數を増す爲)良き原料を問屋に持參するも問屋は組合より高く買入れず惡しき原料を共同に持來するも相場に關係なきを以て持來するも他人より品落の場合は耻を知り改良せらる歩止りの上より見るときは良

芽は少なく硬葉は歩止り多きを以て大差なし
不利と認むる點 良質の原料を得難き傾向あり而して一般は利とする點多きを以て利益あり硬葉は樹を害する結果故意に硬葉をなすものなし

(ニ) 製造方針

六期間

大正八年 一茶 十九日 二茶 十日 三茶 十四日
大正九年 一茶 十八日 二茶 十二日 三茶 十日

生葉の消費量 一茶 八、八五〇貫 二茶 四、八〇〇貫 三茶 四、六五〇貫

(ホ) 労働組織

分勞の部

機械使用は順番に廻持として専屬させず

一、交代勤務分擔左の如し

生葉係 一人
製茶係 一人
蒸機 一人
製造機械 四人

粗採 二臺 一人
粗採 一臺 一人
粗採 一臺 一人
精採 一臺 一人
再乾 一臺 一人
再乾 一臺 一人
精採 一臺 一人
製造機械四人

(ハ) 能率増進法

懸賞金額は左の如し

原料過多の場合晝夜の交代を二組とし懸賞の方法に依り之が能率の増進を圖る

一等金拾圓 二等金六圓 三等金四圓
受賞金は其組従業者全部に分配す

(ト) 従業者の待遇

辨當持參

一茶 一八〇—二〇〇 平均 一九〇
二茶 一七〇—一八〇 同 一七五
三茶 一七〇 同 一七〇

日常は普通茶に雇はるゝより勤務時間二、三時間短く且拾錢高の待遇をなす(普通雇人の勤務は十四時間位當場は十二時間)又決算期に於て一番茶には甲、乙に分ち全員を賞與し二茶は印紳天一枚宛但利益多き時は更に賞與金を與ふることあり

(チ) 非常處理法

茶價低落の時損失に拘はらず組合員の分は製造の方針にて一期貳、參百圓位の損失は繼續す之れ茶價低落すれば原料低下す依つて收支償ふものごとす

原料過多のとき 組合に摘採中止を通告し買葉をなさず

動力故障のとき 已むを得ざる場合は郡下南部製茶工場懇談會(年二回開會)の決議により非常互助法に基き大工場又は會社に託するものごとす

(リ) 製茶取扱法

仕上室に貯藏し前日の品を適當に配合し販賣係は見本を市場に持ち出し(金谷、川崎)豫め組合にて評價の後係員の見込に任せ即時販賣す昨年は貯藏して損失を見れば本年は品質を區分せず一日分を配合し見本を採取す再製は行はず一番茶及二番茶は居賣をなすも三番茶は見本持出し賣をなす

三、販賣に關する事項

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)

- 評價 時價を察し理事及監督にて見込評價を附す
- 品質査定 品質を査定せず一日分を適宜に配合す
- 取引法 見本により即時賣さし貯藏設備なし
- 代金建方 正味賣買なるも歩引として見本料及歩引一貫匁に付廿匁、粉引一貫匁に付廿匁を引去り代金を支拂ふが故に正味一貫匁

に付九百五十匁建さなる而して此の上更に荷票料一貫匁參錢五厘(榛原)四錢(小笠)を減す

(ホ) 仕向地 紙袋に入れ附近に販賣す(仲買商及商店會社)

(ヘ) 代金受渡 延拂又は内金拂ミす代金の回收は良好なり即金拂は稍安し

四、資本増加及利益配當

定款による

(イ) 増加方法 未支拂二回を徴收す

(ロ) 利益配當法 積立金益金の一〇〇分の五以上(大正八年參百五拾圓)實與百分の十以上生葉に對する配當なし但利益多きときは買

入價格を高め配當に充つ次年繰越金大正八年百七拾貳圓

器械償却金は製茶一貫匁に付拾錢一拾五錢を見込み昨年度償却金參百圓、積立金百五拾圓大正九年度は一茶利益金より借入金貳千圓拂込

をなす

損失に對する規定なし

五、大正九年經營收支概算

一金壹萬六千〇九拾六圓五拾錢

總收入金

内 譯

乾茶 四、七一六貫

一茶 二、三三〇貫

二茶 一、二〇四貫

三茶 一、一八二貫

計 四、七一六貫

一金壹萬參千七百拾五圓

收支差引貳千參百八拾壹圓五拾錢

出資拂込に對する約四割の利右の外層茶其他の雜收入ある見込

支出内譯明細

金千參百貳拾八圓七拾錢 工賃 一茶 七二五、六〇〇
二茶 三四五、〇〇〇
三茶 二五八、〇〇〇

金五百五拾九圓 薪代 一茶 三三三、〇〇〇
二茶 一三六、〇〇〇
三茶 〇〇〇、〇〇〇 坪八、五〇〇

金四百六拾七圓 石油 一茶 二五〇、〇〇〇
二茶 一三〇、〇〇〇
三茶 八七、〇〇〇 一罐四、五〇〇
一晝夜に付二本を要す

金四百六拾九圓 木炭 一茶 二一八、〇〇〇
二茶 一三五、〇〇〇
三茶 一六、〇〇〇 三貫匁替

金參百參拾四圓 石炭 一茶 一三五、〇〇〇
二茶 一一九、〇〇〇
三茶 〇〇〇、〇〇〇 七貫匁替

金貳百八拾圓 雜費 一茶 一五〇、〇〇〇
二茶 七二、〇〇〇
三茶 五八、〇〇〇 運賃及特別賄其他

小計參千四百參拾七圓六拾錢

原料代

金壹萬貳百七拾七圓四拾錢

内 譯

期別 數量

一茶 八、八五〇

二茶 四、八五〇

三茶 四、六五〇

計 一八、三五〇

金額 單價

六、六二八、〇〇〇 七四、八〇

二、一五六、四〇〇 四五、〇〇弱

一、四九三、〇〇〇 三二、八〇

一〇、二七七、四〇〇

切山製茶共同定款

第一章 總則

- 第一條 當組合ハ切山製茶共同組合ト稱ス
- 第二條 當組合ノ出資總額ハ壹萬貳千五百圓トス
- 第三條 當組合ハ左ノ事業ヲ經營スルヲ以テ目的トス
 - 一、製茶ノ製造
 - 一、農産物及林産物ノ共同販賣
 - 一、組合員日常必要ナル物品ノ共同購入
- 第四條 當組合ハ事務所ヲ榛原郡勝間田村切山二千六十一番地ノ一ニ之ヲ設置ス但事務ノ都合ニヨリ便宜組合員ノ住所ニ設置スルコトヲ得

第二章 出資

- 第五條 當組合ノ出資口數ハ二百五十口トシ一口ノ金額ヲ金五拾圓トス
- 第六條 當組合ノ加入證ハ別ニ差支ヘノアラザル限り之ヲ發行セズ
- 第七條 當組合ノ加入者ハ他人ニ讓渡スコトヲ得但止不得場合ハ理由ヲ具シ組合ノ承諾ヲ經ルニアラザレバ之ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得ズ

第三章 役員

- 第八條 當組合ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一、理事 三名
 - 一、監事 二名
- 第九條 當組合ノ理事ハ組合員ノ總會ニ於テ出資口數十口以上ヲ所有スル組合員ヨリ選任ス
- 第十條 理事ハ互選ヲ以テ理事長一名ヲ選任シ常ニ業務ヲ主宰セシム
- 第十一條 當組合ノ監事ハ組合員ノ總會ニ於テ出資口數五口以上ヲ所有スル組合員中ヨリ選任ス
- 第十二條 理事ノ任期ヲ三箇年、監事ノ任期ヲ二箇年トス、但再選ヲ妨ゲズ
- 第十三條 理事、監事ニ缺員ヲ生ジタルトキハ臨時組合員總會ヲ招集シ補缺選任ス但都合ニヨリ次ノ改選期迄選任ヲ延期スルコトヲ得補缺ノ場合ハ何レモ任期ヲ繼承ス

第十四條 組合員ノ總會ハ左ノ二種トス

- 一、定時組合員總會
- 一、臨時組合員總會
- 第十五條 定時組合員總會ハ毎年十二月之ヲ開ク、臨時組合員總會ハ理事ノ必要ト認ムル場合ニ限り之ヲ招集ス
- 第十六條 總會ノ決議ハ出席シタル組合員ノ議決權ノ過半數ニ依ル可否同數ナルトキハ會長之ヲ定ム
- 第十七條 總會ノ會長ハ理事長之ニ當リ理事長事故アルトキハ他ノ理事之ニ代ル
- 第十八條 議事及採決ノ順序方法ハ會長ノ意見ニ依ル若シ異議アルトキハ議決權ノ多數ニヨリ之ヲ定ム
- 第十九條 總會ノ決議ハ決議録ニ記載シ理事及監事記名捺印シテ之ヲ保管ス

第四章 計算

- 第二十條 當組合ハ毎年十一月三十日ヲ以テ決算ノ期日トス
- 第二十一條 當組合ノ利益金ハ左ノ割合ヲ以テ之ヲ分配ス
 - 一、積立金 百分ノ五以上
 - 一、役員賞與金 百分ノ十以内
 - 一、組合員分配
 - 一、次年度繰越金

第五章 附則

- 第二十二條 當組合ノ定款變更ノ場合ハ組合員總數ノ三分ノ二以上ノ承諾ヲ得ルニアラザレバ行フコトヲ得ズ
- 第二十三條 創立總會ニ於テ選任シタル理事ノ任期ハ大正十年十一月迄、監事ノ任期ハ大正九年十一月迄トシ何レモ定時總會ノ日ヲ以テ改選スルモノトス

(6) 榛原郡製茶共同製造所 (大正十年現在)

| 所在地 | 名 稱 | 設立年次 | 共同人員 |
|-----|--------|--------|------|
| 坂部村 | 製茶共同組合 | 大正八年九月 | 二六 |
| 吉田村 | 住田製茶工場 | 同上 | 四一 |

| | | | |
|------|--------------|----------|----|
| 吉田村 | 片岡製茶工場 | 大正八年九月 | 三 |
| 初倉村 | ①南原製茶工場 | 同上 | 六 |
| 同 | ②南原共同場 | 明治四十三年三月 | 九 |
| 金谷町 | ③菊川共同製茶工場 | 大正八年九月 | 四四 |
| 下川根村 | 拔里共同製茶工場 | 同 七年七月 | 五 |
| 同 | 家山製茶工場 | 同上 | 六 |
| 中川根村 | ④原山製茶共同製造販賣所 | 大正七年五月 | 二七 |
| 勝間田村 | 切山製茶共同組合 | 同 八年二月 | 二二 |
| 坂部村 | 靜遠製茶共同組合 | 同上 | 三四 |

六、小笠郡

(1) 共同製造の沿革

小笠郡茶業組合は大正二年より大正四年迄繼續事業として共同製造の獎勵補助をなせり、當時助製品たる薪炭其他の物品騰貴し、加ふるに米價の高騰は従事する職工の勞銀を高め來り、一般生産難の聲を聞くに至れり、之を救済する途は製茶共同製造を盛んならしめ、其經營方法を改善するにあらざれば當業の前途甚だ寒心すべきものあるを以て、小生産者を保護し製品の向上と相待ちて、圓滑なる副業たらしむる目的にて、毎町村産額及地勢狀況により一箇所の設置をなさしむる計畫にて、壹千貳百圓の豫算を置き、其設備經營の如何により壹百圓以上百五十拾圓以内の補助規定を設け、其設立を獎勵したり、規定等左の如し。

共同製造所補助規定

第一條 綠茶共同製造所ヲ設置シタルモノハ本規定ニヨリ一町村一箇所ニ限り百五十拾圓以内ノ補助金ヲ交付ス

但シ地勢ノ狀況ニヨリ組合員二百名以上ニシテ生産高八千貫以上ノ町村ニアリテハ二箇所、三百名以上一萬五千貫以上ノ町村ニアリテハ特ニ三箇所ニ補助金ノ交付ヲ爲スコトヲ得

第二條 共同製造所ハ相當ノ建物ヲ有シ左ノ設備ヲ要ス

- 一、手揉製ニアリテハ揉焙爐二十個以上
 - 二、同上二箇年ノ製造高五百貫以上
 - 三、機械ヲ併用スルモノハ揉焙爐十五個以上
 - 四、同上二箇年製造高六百貫以上
 - 五、前項ノ製品ヲ乾燥シ得ベキ乾燥裝置ヲナス事
 - 六、蒸器ハ鶴鴿釜又ハ同等以上ノ蒸裝置ヲナス事
 - 七、共同者ハ五名以上タル事
 - 八、共同者ノ生産狀況ニ據リ焙爐數ニ限り五個以内ヲ減ズル事ヲ得
- 第三條 共同製造所ニハ之ヲ管理スベキ理事二名以上ヲ置キ一般ノ事務ヲ整理シ且ツ指導ノ任ニ當ルモノトス其氏名ヲ本組合ニ届出ツベシ

第四條 共同製造所ヲ設立シテ補助ヲ受ケントスルモノハ建物ノ設計書並ニ目論見書ヲ作成シ本組合ニ提出シ豫メ承認ヲ受クベシ

第五條 補助金ノ交付金額ハ本組合ニ於テ實地検査ノ上當置委員會之ヲ決ス

第六條 共同製造所ノ經營又ハ設備ニ不完全ナル點アルトキハ本組合ハ之ガ改善ヲ命ジ若シ之ニ應セザル時ハ補助金額ヲ減ジ又ハ交付セザル事

第七條 共同製造所理事ハ毎茶期ニ於テ其製造高及事業ノ概要ヲ本組合ニ報告スベシ

第八條 本規定ニヨリ補助金ヲ受ケタル共同製造所ハ五箇年以上事業ヲ繼續スベシ

前項期間内ニ之ヲ中止シタルトキハ補助金ヲ返付セシムルコトアルベシ

大正三年三月更正

小笠郡茶業組合

確守事項

一、製造

- (1) 原葉ノ取扱ヲ完全ニナス事
 - (2) 蒸葉ヲ完全ナラシムル事
 - (3) 製茶製造ヲ改善シ品位ノ向上ニ努メ當業者ニ範ヲ示スベキ製造ヲナス事
- 二、共同製造所補助規定(大正二年三月更正)第二條ノ各項ニ背反セザル事
- 三、共同製造ヲ管理スベキ理事ニ異動ヲ生ジタル時ハ直ニ本組合ニ届出テヲナス事
- 四、共同製造所ノ經營又ハ設備不完全ナリト認ムルトキハ之ガ改善ヲ指示スルモ違背セザル事
- 五、共同製造理事ハ毎茶期ニ於テ其製造高及事業ノ概要ヲ本組合ニ報告スル事
- 六、五箇年以上共同製造ノ事業ヲ繼續スベキ事
- 七、前各項ヲ遵守シ得ザル時ハ受領ノ補助金ニ付テハ組合ノ指示ニ從フ事

右各項無相違遵守可仕候也

製茶共同製造所理事 氏

名

小笠郡茶業組合長殿

製茶共同製造所申合規約

- 一、本共同製造ハ生産ノ開發並ニ共同者相互ノ利益ヲ圖ランガ爲メコレヲ組織ス
- 一、本共同製造所ハ生産費ヲ節減シ技術ヲ練磨シ優品ヲ產出シ製造生産ノ基礎ヲ確立スルヲ以テ目的トス
- 一、本共同ノ存立期間ハ大正 年 月 日ヨリ向フ滿五箇年トス
- 但共同者ノ協議ニヨリ之ヲ延長スルコトヲ得
- 一、本共同ニ理事 名ヲ置キ會計其他諸般ノ事務ヲ一切處理スルモノトス
- 但事業執行上必要アルトキハ理事ヲ増加シ又ハ補助員ヲ設クル等關係者ノ協議ニヨリ之ヲ定ム
- 一、本共同ニ關スル家屋建設其他設備等ハ關係者ノ協議者ニ據リ定ムルモノトス
- 一、本共同ニ加入セントスルモノアルトキハ關係者ノ協議ニ據リ之ヲ許否スルモノトス
- 但加入者ニ對スル家屋設備費其他ノ負擔ハ承認ノ際協議スルモノトス

(2) 雨櫻村上垂木製茶共同製造所概要

一、事業の概況

本共同組合は當字に於ける原葉により自家自製主義により専ら品質の改良と経費の節減を企圖し本年の計畫をたてたるも期節前即ち四月二十二日に至り従來種に見る霜害を蒙り殆んど收穫皆無に近く漸く末期に至り一番茶として三百貫餘を製造せる狀況なり

然して品質は(3)の商標は良質を以て市場に迎へらるゝに至れり二、三番茶に至りては物價の暴落に逢ひ然も茶業界一般の批評は品質粗惡なりとの理由を以て殆んど低落を重ね且金融の硬塞は茶代金の回收に少なからず遅延を見遂に賣掛け次年度に於て收入するの止むを得ざるに至れるは遺憾なりとす

製造高及経費の細別

| 數量 | 代 金 | 製茶一貫匁に對する費用 | | | | | | |
|-----|--------|-------------|-----|----|----|----|-------|----|
| | | 給料 | 薪 | 木炭 | 石炭 | 石油 | 生葉代 | 雜費 |
| 一番茶 | 三八、五〇〇 | 一、六八、二五〇 | 五三、 | 一七 | 一六 | 一六 | 三、二六五 | 〇三 |
| 二番茶 | 七九、三六〇 | 一、九七、九五〇 | 二四三 | 同 | 同 | 同 | 一、四九 | 〇三 |

事業の成績

| 年度別 | 前年度末現在 | | 前年度増加口數 | | 本年度末現在 | |
|-----|--------|-----|---------|----|--------|-----|
| | 人員 | 口數 | 人員 | 口數 | 人員 | 口數 |
| 農 業 | 四六 | 二〇〇 | 六 | 七 | 五二 | 二〇七 |

出資拂込

| | | | |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 前年度末現在 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 本年度拂込高 | 二、〇七〇、〇〇〇 |
| 本年度末現在 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 本年度末現在高 | 四、〇七〇、〇〇〇 |

借入金及償還

| | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 前年度借入高 | 二〇八、八〇〇 | 本年度借入高 | 一、二〇〇、〇〇〇 |
| 本年度借入高 | 二〇八、八〇〇 | 本年度償還高 | 一、〇〇八、八〇〇 |
| 本年度末現在 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 本年度末現在 | 一、〇〇八、八〇〇 |

損益計算

| 利益 | |
|--------|-----------|
| 種目 | 金額 |
| 製茶代金 | 三、七四七、四〇〇 |
| 雜收入 | 五三、一九〇 |
| 製茶貸採代 | 三一六、五九〇 |
| 收入利息 | 一一、〇七〇 |
| 動力貸付料 | 四八、〇〇〇 |
| 假拂金 | 五〇、〇〇〇 |
| 前年度繰越金 | 五七、五八五 |

| 損失 | |
|-------|-----------|
| 種目 | 金額 |
| 生葉代 | 二、二四七、〇六〇 |
| 石炭代 | 二〇八、八〇〇 |
| 木炭代 | 二五〇、六三〇 |
| 薪代 | 二二七、五〇〇 |
| 石油代 | 二六五、四五〇 |
| 給料 | 五〇三、五二〇 |
| 借入金利拂 | 一〇八、三八〇 |
| 公課 | 二三、九〇〇 |
| 運搬代 | 七四、八一〇 |
| 消耗品代 | 一一、四二〇 |
| 食費 | 二〇、二六〇 |
| 荷造代 | 一、四三〇 |
| 修繕代 | 四六、五四〇 |
| 雜費 | 一四、八六〇 |
| 計 | 四、〇〇四、五七〇 |

計 四、二八四、八三五
 差引利益金貳百八拾圓貳拾六錢五厘

製茶共同製造所設置申合規約

第一章 總則

- 第一條 本共同製造所ハ製茶ノ製造販賣及之ニ附隨スル事業ヲ營ムテ以テ目的トス
- 第二條 製造所ハ兩櫻村上垂木有限責任製茶共同製造所ト稱ス
- 第三條 本共同ノ組織ハ有限責任トス

第二章 出資及準備金

- 第四條 出資一口ノ金額ヲ金貳拾圓トス
- 第五條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金拾圓トス
但シ第一回拂込日ハ總會ノ決議ニヨリ決定ス
- 第六條 第一回拂込ノ剩餘金ハ總會ノ決議ニヨリ必要ト認ムル時ハ何時ニテモ適宜拂込ヲ要ス
- 第七條 前條出資拂込ヲ怠リタル時ハ其期日後一日ニ付其拂込ムベキ金額ノ百分一二當ル過怠金ヲ徴收ス
- 第八條 事業資金出資拂込額ニテ不足ヲ生ズル場合アルトキハ役員會ノ評決ヲ以テ借入金ヲ爲スコトヲ得
- 第九條 準備金ノ額ハ出資總額ニ同額トシ其額ニ達スル迄毎年事業年度剩餘金ノ四分一ヲ積立ツルモノトス
- 第十條 剩餘金ヲ準備金ニ積立ベキ金額共同員ニ配當又ハ分配スベキ金額ヲ控除シ尙殘餘アル時ハ之ヲ特別積立金又ハ次年度へ繰越金トナスモノトス
- 第十一條 特別積立金及準備積立金ハ損失填補ニ充ツル外總會ノ決議ニヨリ之ヲ臨時ノ支出ニ使用スル事ヲ得

第三章 組合機關

- 第十二條 本共同ニ總務一名、理事五名、監事三名ヲ置ク理事ノ内一名ノ專務ヲ互選ス
- 第十三條 理事及監事ノ選任ハ共同員半數以上出席シ其決議權ノ半數ヲ以テ之ヲ決ス
- 第十四條 理事、監事ノ任期ハ二箇年トス
但シ再選スルモ妨ゲナシ
- 第十五條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス
通常總會ハ毎年一回之ヲ開キ臨時總會ハ必要ノ都度之ヲ開ク
- 第十六條 本共同ニ技術員 名ヲ置キ理事ノ合議ニ依リ總務之ヲ任命ス
技術員ハ理事ノ指揮ヲ受ケ技術上ノ事務ニ従事ス
- 第十七條 本共同ニ顧問 名ヲ置ク顧問ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ推薦ス

第四章 事業施行

- 第十八條 本共同ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ル

第十九條 共同員ハ毎年一月二十日迄ニ其年ノ一番、二番、三番ノ各製茶期別ニ原葉收穫量ノ豫想ヲ理事ニ申出ル事
但シ届出テタル原葉數量ハ自然ノ増減ノ外限リニ加減スルコトヲ得ズ

第二十條 理事ハ必要ト認ムル設備ヲナスニハ豫算案ヲ作り共同員ニ協議スル事

第二十一條 共同員ハ各自ヨリ持出シタル生葉ノ査定及評價ハ係員ニ一任シ其ノ日ノ買入相場ニ異議ヲ唱フル事ヲ得ズ

第五章 剰餘金分配及損失分擔

第二十二條 剰餘金ハ準備金ニ積立ツベキ金額ヲ控除シタル後ニアラザレバ之ヲ配當又ハ分配スル事ヲ得ズ

剰餘金ノ配當又ハ分配ハ共同員ノ持分額 分生葉價格ヘ 分トス

第二十三條 本共同ノ財産ガ共同ノ債務ヲ完済スルニ足ラザル時ハ共同員ハ出資額ニ對スル損失ヲ分擔スルモノトス脱退シタル共同員ハ
損失分擔ノ割合亦同シ

第二十四條 損失ノ填補ハ先ヅ準備積立金ヲ以テシ次ニ特別積立金ヲ以テス

第六章 支給及手當

第二十五條 本共同ノ總務、理事、監事ハ名譽職トシ實務ハ日數ニ應ジ相當ノ報酬ヲ給シ其他ハ手當又ハ日當ヲ給ス

第七章 加入脱退

第二十六條 新ニ加入シタル共同員ハ加入金ヲ差出スヲ要ス

但シ加入金額ハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第二十七條 共同員持分ヲ讓渡サントスルモノアル場合ニハ理事ハ讓渡人ガ共同員タルト否トニ係ラズ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ決スベシ

第二十八條 死亡ニヨリ脱退シタル共同員ノ相續人ガ直チニ加入手續ヲ爲シタルトキハ共同ハ被相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲナサズ
シテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト見做ス此ノ場合ニ於テハ加入金ヲ差出ス事ヲ要セズ

第二十九條 共同員左ノ事項ニ當ル時ハ總會ノ決議ニヨリ之ヲ除名ス
一、出資加入ノ拂込又ハ使用料實費ノ支拂ヲ怠リ期限後一箇月以内ニ其義務ヲ實行セザルモノ
一、共同ノ事業ヲ妨グル所爲アル時

第三十條 前條ニヨリ除名シタル者ハ拂込済出資金額ヲ過意金トシテ拂戻サズ

第三十一條 共同員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其拂込出資ノ額ニ止ムルモノトス

附 則

第三十二條 共同ノ取扱ニ係ル製茶又ハ生葉ノ内水火盜難災ニ罹リ不時ノ損害ヲ生ジタル時ハ共同總取扱金高ノ内ヨリ支辨ス
右規約ヲ遵守スル爲共同者左ニ署名捺印ス

(3) 小笠郡製茶共同製造所 (大正十年現在)

| 所在地 | 名 稱 | 設立年次 | 共同人員 |
|------|-------|------|------|
| 原泉村 | 大和田共同 | 大正十年 | 五 |
| 雨櫻村 | 山中共同 | 同 八年 | 五 |
| 原田村 | 寺嶋共同 | 同 十年 | 一〇 |
| 西山口村 | 葛川共同 | 同 八年 | 六 |
| 佐東村 | 小貫共同 | 同 十年 | 一五 |
| 同 | 中村共同 | 同 上 | 一〇 |
| 大淵村 | 野賀共同 | 同 上 | 一〇 |
| 笠原村 | 清ヶ谷共同 | 同 二年 | 五 |
| 朝比奈村 | 共同小組合 | 同 八年 | 一五 |
| 比木村 | 南原共同 | 同 九年 | 八 |
| 横地村 | 奥横地共同 | 同 十年 | 八 |
| 和田岡村 | 高田共同 | 同 上 | 一 |
| 雨櫻村 | 上垂木共同 | 同 八年 | 二 |
| 大池村 | 長谷共同 | 同 七年 | 四 |
| 西山口村 | 横垂共同 | 同 十年 | 五 |
| 上内田村 | 板澤共同 | 同 九年 | 八 |
| 佐東村 | 中方共同 | 同 十年 | 三〇 |
| 大坂村 | 寺田共同 | 同 八年 | 五〇 |

| | | | |
|------|-------|------|---|
| 大淵村 | 西大谷共同 | 大正九年 | 九 |
| 笠原村 | 三輪共同 | 同十年 | 六 |
| 比木村 | 鳩尾共同 | 同九年 | 五 |
| 新野村 | 長谷共同 | 同二年 | 五 |
| 河城村 | 友田共同 | 同上 | 五 |
| 中内田村 | 西平尾共同 | 同上 | 三 |
| 笠原村 | 東部共同 | 同上 | 五 |

七、磐田郡南部

(1) 共同製造補助

明治三十二年より磐田郡南部茶業組合は其事業として共同製造及販賣組合に補助金を支給して之が奨励に努めたり。

製茶共同製造所共同販賣所補助規程

- 第一條 製茶共同販賣所、共同製造所ヲ開設シ左ノ各項ニ該當スルモノハ補助金ヲ支給ス
- 共同製造所
- 一、七名以上ノ共同ニシテ製造額百五十貫以上ヲ製造スルモノ
- 共同販賣所
- 一、十名以上共同シテ輸出港ノ茶商店及各地再製會社ト直接販賣スルモノ
- 二、十名以上共同シテ地方商人へ販賣スルモノ
- 第二條 共同製造所、共同販賣所ヲ開設シタルトキハ該所理事ヨリ所在地及共同者ノ氏名ヲ届出ヅベシ
- 第三條 補助金ハ證書類ヲ添付毎年十月末日迄ニ請求スベシ

第四條 補助金支給法ハ量目及金額ヲ標準トシ共同製造所ハ五圓以内、共同販賣所ハ拾圓以内ヲ補助ス

(2) 磐田郡田原村西島益盛社事業概要

一、一般事項

- (イ) 位置及設立年月日 大正六年十二月六日製茶共同製造組合組織を協議確定し位置は西島地内四百七十九ノ一番地とす
- (ハ) 團體の組織區域及團體員數 西島區以外の住民は凡て本團體員たることを許さず團體員數三十九名
- (ロ) 團體設立の動機 近來製茶製造に關する資料即ち薪炭及其他の諸物價殊の外騰貴し各戸別に於て蒸釜其他の製茶機械等をも具備せざるべからざるが不經濟極まれる故に團體製造の得策なることを覺り設立するの機運に向ひたるものなり
- (ニ) 出資額及其の方法 株式法に形どり一口の出資金を拾圓とす最多口數十口、最小一口とす

二、製造に關する事項

- (イ) 製造設備及其能力 製造設備は家屋に於ては四間に九間の二階家一棟、二間半に八間の機械家一棟、三間に六間の焙爐部屋一棟にして焙爐數十九個、製造機械は高林式粗揉機最大機三臺、揉捻機日井式二臺、再乾機二臺、高林式精揉機五手揉二臺、同式精揉機最大一臺、乾燥機一臺、蒸に於ては鶴鶴釜寺田式蒸機一臺其他小道具各種
- 製造能力は機械製なれば一日百貫、手揉改良製なれば一日六十貫の豫定なり
- (ハ) 製造の方法 手揉製及機械製の二種とす
- (ロ) 原料受入の方法 生葉は組合員自作の物に限る受入は上中下の三種に別ち毎日價額を附し受入る
- (ニ) 製品引渡方法 製品は組合員各自に引渡さず組合に於て販賣し組合員各自の供給せる生葉代を支拂ふ
- (ホ) 製造勞力の供給方法 重に組合員を使用す勞銀は其年の組合總會に於て定む

三、經營に關する事項

- (イ) 經營に要する固定資本流通資本調達償却方法 經營に要する總資本金は六千五百圓内固定資本金五千四百五拾圓、流通資本金壹千五百圓
- 拾圓右の内貳千八百八拾圓は各自の出資金に依り残りの參千六百貳拾圓は借入金を以て調達せり償還方法は十箇年均等償還の方法に依る

(ロ) 収益又は損分擔分配方法 収益金は目下の處主として負債償還の資に充つ製造上生じたる損失は製茶代より償はしむ其他の損失に於ては方法未だ定まらず

四、製茶改良に関する施設

別に特記すべきものなきも年々傳習教師を聘して茶師に傳習を受けしめ以つて製造の改良に努めつ、あり又本年度は主として手揉製實行の爲一棟の焙爐部屋を築造し焙爐十九個を設けたり

五、共同製茶事業の茶業に及ぼしたる影響

別に悪影響を及ぼしたることを認めず好影響としては茶樹栽培上競争心を起せるが故に從來に比し善良なる生葉を受入ることを得るに至れり

六、共同製茶事業を經營上特に注意すべき事項

- (イ) 創設に際しては各自自己一人の利益を犠牲に供し組合員全體の利益を圖ること、するの思想を喚起せしむるを要す若し一、二の利己的主義の者他の商人に賣渡して不當の利を得たりとて之を吹聴するが如き事ありては組織の支障となり又既成組合としては他の組合員の共同心を鈍からしめ遂には共同組織を破壊するの虞あり當社の如き既往嘗て此の苦しき經驗を有す故に再興に當り特に各人の諒解を求め考慮を費し熟議に熟議を重ね一區の喜憂を共にするを以て組織の精神をなし敢て之に背反することなきを期したり
- (ロ) 共同經營に付ては其理事者を選択すること必要なり即ち茶業上に精通したるもの、經驗を有する者、製茶の技術ある者、會計に熟練する者等を特に組合員中より選擇して其事業を當らしむること必要なりとす
- (ハ) 製茶に必要な物資即ち薪炭等の類は理事者前以て市場の相場等に注意し製茶期の切迫せざる時期に於て價格の廉否を考へ購入し置くことを要す特に薪材の如きは附近の當業者に就き實地を取調べ材の良否運賃の多寡等を考量して購入すること經濟上最も必要の事なり

七、製茶期以外に於て動力又は家屋を他の事業に利用する場合にありては其概要

製茶期以外は精米麥機三臺及豆粕粉碎機一臺を据付け組合員の勞力を省かしむる爲めに食料の精白、肥料の粉砕を行ひ餘暇あれば機械損

料手間賃の實費にて他の需めに應ず組合の内外を問はず一定の料金は申受く

八、事業經營上特に困難を感じ又は便宜を得たる事項

- (イ) 製茶上の能力は大體定まり居れども年々としては摘採力にして製茶の能力以上に滞ることあり可成り晝夜兼行以て摘採の續行をなすに努むるも時としては中止せしむるの已むを得ざる場合あり斯くの如き時は一方生葉の硬剛を來すの虞ありて製茶及經濟上至大の關係あり生葉係は毎日の摘採力及び現在の生葉等を考慮し製造能力と比較し以て其の緩急を圖らざるべからず
- (ロ) 一般の生産家は從來硬葉摘採の慣習を蟬脱すること能はず故に組合理事者は摘採前茶園の實況を視察し發芽の狀況を考へ豫め摘採期日を定め當業者に注意すれども從來の關係上兎角茶芽の尚ほミルキに藉口して自然期に遅るゝの憾なきもせず従つて茶價に及ぼす影響少なからず又摘採の如き摘採時期遅るゝ程不經濟に至るものなり故に理事者としては之等の點に付き特に十二分の注意を要するも年々事業全く意の如くならざるの感あり
- (ハ) 從來毎戸に於ては製茶上何れも同様の設備を爲し且時間の徒費せらるゝもの少なからざりしが共同製茶實施以來生産家としては婦人以外の男子等は全く業務に就くことを得るが故に副業の爲に本業の等閑に附せらるゝ憂ひなきも但製茶上に従事する者は此の限りにあらず從來の如きは家族の殆んど全部之に従事せしが現今に於ては男子一人の外は全く關係なきを以て他の農業に従事するを得るの便利あり又從來製茶家にして養蠶を兼ねるが如きは非常に多忙な極め經濟上、衛生上憂ふべきものなきにあらざりしが業務に區劃付きたるに依り大に其の緩和を見るに至れり

九、其他必要なる事項

- 一、現在の組織及實況よりすれば生産家は只生葉賣の姿に在りし雖も或る期間を経過すれば現在の建物、機械、器具は其の所有財産なるが故に現に償還費に充て居る収益金の如きは自然生葉に割付け各生産家に分配せらるゝを以て結局個々別々の勞費を節約し別に共同の財産を造成することを得るものなり
- 二、製茶に關係せる組合員に對しては相當の勞銀を支拂ふが故に自家の製造に於けるさ大差なきものなり
- 三、会社の副業として精米、麥、豆粕粉碎等の事業を營み組合員の勞力を省き他に之を應用せしむるの利あり又之等に對し相當の料金を支拂はしむるも会社の利益は再び之を組合員に配當するが故に結局組合員の利益となるものなり

大正十年度收支計算

收入の部

- 一金九圓
- 一金貳圓五拾錢
- 一金貳圓五拾錢
- 一金參圓四拾錢
- 一金參千七百參圓六拾壹錢
- 一金千八拾六圓參拾九錢
- 一金七百貳拾壹圓拾貳錢
- 一金百九拾貳圓
- 一金八百參拾五圓參拾壹錢
- 一金貳拾圓
- 一金壹圓九拾五錢
- 一金四百四拾五圓拾八錢
- 計金七千〇貳拾貳圓九拾六錢

磐田郡南部茶業組合補助

田原村農會補助

益盛社精米部より受入

使用済炭賣拂代

一番茶代(粉茶共)

二番茶代(粉茶共)

三番茶代(粉茶共)

出資拂込金

大正九年度より越高

一時貸付金利子

大正九年薪賣却代

借入金

支出の部

- 薪購入費
- 同上運送費
- 炭購入費
- 同上運送費
- 生葉代
- 製茶人夫賃
- 機械費
- 機械修繕費

薪購入費

同上運送費

炭購入費

同上運送費

生葉代

製茶人夫賃

機械費

機械修繕費

- 一金八拾貳圓參拾貳錢
- 一金六百五拾九圓九拾貳錢
- 一金參拾圓
- 一金壹圓參拾錢
- 一金拾七圓九拾四錢五厘
- 一金貳圓貳拾六錢
- 一金五拾五錢
- 一金壹圓四拾七錢
- 一金五圓貳拾錢
- 一金六圓八拾六錢
- 一金七圓參拾錢
- 一金壹圓〇六錢
- 一金貳圓九拾錢
- 一金參圓五拾四錢五厘
- 一金貳拾四圓六錢
- 一金五圓
- 一金壹圓七拾錢
- 一金拾八圓六拾錢
- 一金貳拾貳圓八拾七錢
- 一金八拾四圓
- 一金參百圓
- 一金拾八圓
- 一金百四拾八圓七拾錢

電氣動力使用料

茶部屋建設費

工場敷地賃貸料

家宅使用料及生葉置場借地料

用紙代

生葉代

通信費

葉代

葉代

竈口、煉瓦及石灰代

茶入罐代

竹代

箒、竹箕代

繩代

油、蠟燭、マッチ其他雜品代

鉢力板、鍋バケツ、石綿類

賞與費

社員日待會補助其他

製茶其他運送費

借入金利子

償還金

組合費

理事以下報酬

一金貳拾四圓四拾六錢

汽車貸並賃費

一金貳圓

小使手當

計金六千九百八拾貳圓拾壹錢五厘

借入金現在高

一金參千貳百九拾五圓拾八錢

大正十年十一月調

出資金調

一金貳千百拾貳圓

大正十年十一月調

社員三十九名 出資口數百九十二口 一口に付金拾圓 此金壹千九百貳拾圓 大正十年に於て資金の必要を生じ一口に付金壹圓づゝを出資せしむ

(3) 磐田南部製茶共同製造及販賣組合 (大正十年現在)

| 所在地 | 名 | 稱 | 設立年次 | 共同人員 |
|------|---------|---|----------|------|
| 上淺羽村 | 中遠社 | | 明治二十一年五月 | 六四 |
| 久努村 | 國本製茶共同 | | 同 三十一年八月 | 三一 |
| 田原村 | 明ヶ島同上 | | 同 三十三年五月 | 一五 |
| 富岡村 | ⑤ 氣賀西同上 | | 大正三年九月 | 七 |
| 同 | ⑥ 製茶同上 | | 同 四年五月 | 三六 |
| 田原村 | 益盛社 | | 同 六年十二月 | 四二 |
| 笠西村 | ⑦ 賀野同上 | | 同 九年二月 | 三三 |
| 御厨村 | 東貝塚同上 | | 同 年六月 | 三一 |
| 袋井町 | 土橋同上 | | 同 十年五月 | 八 |

八、周 智 郡

(1) 共同製造の沿革

周智郡の共同製造は明治三十三年森町天宮川久保共同製造所を始めとし漸次其數を増加し大正十年度現在左記の如し。

(2) 森町天宮川久保共同製造所共盛社

一、共同方法の施設及其效果

(イ) 開設の時期 明治三十三年十一月の建築にして三十四年一番茶より開始す
開設の動機 明治三十三年吉筋治平氏初めて自園より生産せしものを製造して天下一なる製品の一概を天方村出身の茶商にて當時横濱に茶問屋並に輸出商をなせし寺田房太郎氏の手を経て米國に直輸をなしたるに形狀品質共に優良にして銀盃(三ッ組)を贈與せられ頗る賞讃を得爾後同品の注文續々増加するより前記寺田氏は金八百圓を投じ天宮川久保に間口五間奥行二間半の瓦葺製造舎を明治三十三年十一月建て吉筋治平、渡邊耕太郎、野口喜平、鈴木勘平、鈴木仲藏、鈴木勘六、市藤万吉、吉筋作太郎の八名をして共同製造をなさしめ天下一の生産と製造法改良の途を講ぜり爾後三十七年十二月金四拾參圓參拾錢を出して二間に二間半の十疊座敷一間を設け製品の整理と審査室に充て不用の時期には村民の集會所として協議或は報德會所となして有益事業に使用せり

明治四十年五月米國三番館に開催の天下一共進會に五百斤(一概百斤にして九拾圓位)を出品せしに甲第一等賞として金貳拾五圓の賞金を授與せられたり

明治四十四年金參拾五圓にて二間に二間半の蒸葉室を設け次いで翌明治四十五年二月金四拾六圓を以て二間、三間の機械置場を建築したり而して自今二十一疊の焙爐及三臺の粗採機を使用して製造に従事し専ら茶業の改良と費用の經濟を計れり

(ハ) 製造所の位置 周智郡森町天宮川久保七百九十八番地にして天宮町市外を西に距ること二町森町大洞院道に接し交通便なり
共同の規約 別に定款を存することなしと雖も共同人は各自専心共同を遂行し加入或は脱除は隨意にして毎年各自生葉を持參し五月十六日迄は各々製造に著手して天下一を製し之を合同して商人に入札販賣をなす勿論製品には多少の差異あるを以て合同以前に審査を施し各自の製品に等級を附し之に依り金額を定む而して五月十六日以後或は二番、三番茶は精採機に掛け普通焙爐を使用して製造す其製品は各自の隨意販賣をなせり

二、毎年共同人員、製茶量、價額其他 (但し一番茶のみをす)

| 年次 | 製造高 | 價額 | 一貫代金 | 共同人員 |
|--------|---------|---------|-----------|------|
| 明治三十四年 | 一四一、九〇〇 | 七七一、一〇〇 | 五、〇五〇 | 一〇 |
| 同 三十五年 | 一三五、七〇〇 | 六一三、四〇〇 | 四、五二〇 | 八 |
| 同 三十六年 | 一五六、六〇〇 | 八五七、五六〇 | 五、四八〇 | 八 |
| 同 三十七年 | 一二七、三〇〇 | 六二六、三一〇 | 四、九二〇 | 一二 |
| 同 三十八年 | 一四五、七八〇 | 六一六、五六〇 | 四、二三〇 | 一〇 |
| 同 三十九年 | 一五五、二〇〇 | 六一〇、八〇〇 | 四、〇〇〇 | 八 |
| 同 四十年 | 一五六、九五〇 | 八一六、一四〇 | 五、二〇〇 | 七 |
| 同 四十一年 | 一五三、三〇〇 | 七三五、八四〇 | 四、八〇〇 | 八 |
| 同 四十二年 | 一三四、九〇〇 | 五三九、六〇〇 | 四、〇〇〇 | 〇 |
| 同 四十三年 | 一五一、二五〇 | 六三五、二五〇 | 四、二〇〇 | 九 |
| 同 四十四年 | 六四、七五〇 | 三五五、六〇〇 | 五、四九〇 | 五 |
| 大正元年 | 七九、六〇〇 | 三〇二、六三〇 | 三、八〇〇 | 七 |
| 同 二年 | 一〇九、四〇〇 | 四〇七、二〇〇 | 五、〇〇〇 | 六 |
| 同 三年 | 一八三、九〇〇 | 三九四、三八〇 | 四、七〇〇 | 七 |
| 同 四年 | 一三九、八〇〇 | 四一九、四〇〇 | 三、〇〇〇 | 七 |
| 同 五年 | 一七三、五五〇 | 三四四、六三〇 | 四、六九〇 | 七 |
| 同 六年 | 一三二、三〇〇 | 四四九、八〇〇 | 三、四〇〇 | 七 |
| 同 七年 | 一〇三、九五〇 | 二八二、二八〇 | 三、九六〇 | 七 |
| 同 八年 | 七〇、三二〇 | 一三〇、九七五 | 二、六〇〇 | 七 |
| 同 九年 | 五〇、三四〇 | | | 七 |
| 計 | | | 一、〇一八、三四七 | |

三、創立當時よりの費用

製造に要する費用は各自の製品量により之を負擔支出す(但労働金を算入せず)今荷造り薪炭及び石油其他一切の日用品金額を見るに左表の如し

| 年次 | 金額 | 年次 | 金額 |
|--------------|--------------|--------|-----------|
| 明治三十四年 | 一一八、八二二 | 明治四十二年 | 七〇、五三七 |
| 同 三十五年 | 五五、一九六 | 同 四十三年 | 七〇、五三九 |
| 同 三十六年 | 六二、六八八 | 同 四十四年 | 五六、九四五 |
| 同 三十七年 | 四五、六九九 | 大正元年 | 八〇、八四〇 |
| 同 三十八年 | 六六、四七〇 | 同 二年 | 九二、八八五 |
| 同 三十九年 | 四二、六三一 | 同 三年 | 七七、二三〇 |
| 同 四十年 | 五五、二一三 | 同 四年 | 七〇、一七〇 |
| 同 四十一年 | 五二、四八二 | 計 | 一、〇一八、三四七 |
| 製茶貫數 | 二千三百三十七貫百五十匁 | | |
| 價額 | 壹萬四百五圓四拾六錢五厘 | | |
| 一貫匁の製茶に要する費用 | 四拾參錢五厘強 | | |

四、建物

| 建築年月 | 建物名 | 棟數 | 價額 | 瓦葺 |
|-----------|-------------|-------|---------|----|
| 明治三十三年十一月 | 製造及生葉貯藏舎 | 一 二間半 | 八〇〇、〇〇〇 | 瓦葺 |
| 同 三十七年十二月 | 事務室並製品整理審査室 | 一 二間半 | 四三、三〇〇 | 同 |
| 同 四十四年二月 | 蒸葉室 | 一 二間半 | 三五、〇〇〇 | 同 |
| 同 四十五年二月 | 機械置場 | 一 三間 | 四六、〇〇〇 | 同 |

五、器具

| 品名 | 個數 | 單價 | 價額 |
|-------|----|-------|--------|
| 鶴鴿釜一切 | 二 | 四、二五〇 | 八、五〇〇 |
| 計 | | | (一〇〇九) |

| | | | |
|--------|----|---------|---------|
| 生葉入籠 | 二〇 | 四、四五〇 | 九、〇〇〇 |
| 粗揉機火爐付 | 三 | 七〇〇 | 一八〇、〇〇〇 |
| 焙爐一切 | 二一 | 四〇〇、〇〇〇 | 五二、〇〇〇 |
| 乾燥器 | 三 | 二、五〇〇 | 一五、〇〇〇 |
| 秤 | 二 | 五、〇〇〇 | 三、七〇〇 |
| 審査器 | 一組 | 二、八〇〇 | 三、六〇〇 |
| トタン貯蔵箱 | 一二 | 九〇〇〇 | 二四、〇〇〇 |

六、大正四年一番茶共同人員と各自所有茶園反別及製茶

| 氏名 | 鈴木伊三郎 | 鈴木勘六 | 渡邊耕太郎 | 鈴木重平 | 野口茂十 | 一藤勘助 | 鈴木仲藏 |
|-----------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 反別 | 二五〇 | 二五〇 | 一八〇 | 三〇〇 | 三〇〇 | 一八〇 | 一八〇 |
| 總製造高 | 六、六〇〇 | 五、一三〇 | 三、三〇〇 | 七、七〇〇 | 二八、一五〇 | 一八、五九〇 | 三三、九〇〇 |
| 同價額 | 五、七〇〇 | 一、五八〇 | 一〇〇、三六〇 | 一、九七六〇 | 二二、一七一 | 六、六五六 | 二二、五八 |
| 天下一製造高 | 六、八〇〇 | 一六、八〇〇 | 二、六〇〇 | 一〇、二八〇 | 四〇、七〇九 | 三五、八六六 | 六八、〇七三 |
| 同價額 | 七、〇八六 | 六、六五六 | 四、〇四八 | 七、七〇〇 | 二七、八七〇 | 九、五八 | 一六、七〇〇 |
| 其他製造高 | 九、八四〇 | 三、三三〇 | 二、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、三、四六三 | 二四、七三 | 四三、四四六 |
| 同價額 | 二、五八四 | 八、九、三三 | 五、六、三六 | 一、九、七六〇 | 七、三、四六三 | 二四、七三 | 四三、四四六 |
| 一番茶製造費分頭割 | 五、四三〇 | 一六、六〇〇 | 一〇、八〇〇 | 二、五〇〇 | 九、一五〇 | 六、四〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 費途 | 金 | 金 | 紙ハケ | 紙ハケ | 紙ハケ | 紙ハケ | 紙ハケ |
| 建物維持費 | 一八、〇〇〇 | 九、七九〇 | 見本ノ送料 | 見本ノ送料 | 見本ノ送料 | 見本ノ送料 | 見本ノ送料 |
| 器具維持費 | 七、八〇〇 | | 其他雜品 | 其他雜品 | 其他雜品 | 其他雜品 | 其他雜品 |
| 敷地料 | | | | | | | |

七、製造費の精算 (一箇年間)

| | | | | |
|----|-----------|--------|-----|-------|
| 薪 | 炭 | 四五、二二〇 | 雜用費 | 一、四〇〇 |
| 合計 | 八拾五圓七拾錢五厘 | | | |

以上精算は一番茶のみ製造する場合の製造費にして百二十七貫匁の製造をなしたる時なれば一貫匁の製造費六拾七錢五厘なり而して二番茶以下を行ふ場合は建物、土地、器具費の半額と消耗品費の合計六拾七圓九拾壹錢を要するも一貫匁の製造費五拾參錢五厘なり

八、大正四年二番茶共同人員と生産高及一貫匁製造費

| 氏名 | 製造高 | 氏名 | 製造高 | |
|-----------------|---------|------|---------|--------|
| 鈴木伊三郎 | 五、七八〇 | 野口茂十 | 二二、五〇〇 | |
| 鈴木勘六 | 三、八三三〇 | 一藤勘助 | 九、一六〇 | |
| 渡邊耕太郎 | 二、三、七六〇 | 鈴木仲藏 | 二八、二五〇 | |
| 鈴木重平 | 四、三三〇 | 計 | 一三二、一一〇 | |
| 右に要したる費用 | 金 | 薪 | 炭 | 金 |
| 建物、土地、器具費の半額 | 一七、七九五 | 合計 | 計 | 三九、一九五 |
| 紙其他雜品 | 一、〇〇〇 | | | |
| 製茶一貫匁の製造費貳拾九錢七厘 | | | | |

(3) 飯田村陸實製茶共同製造販賣所

- 一、一般的事項
- (イ) 位置 周智郡飯田村陸實
- 設立年月日 大正四年一月
- (ロ) 設立の動機
- 輓近茶業界に於ける製茶機械の發達著しく中生産家以上は悉く製茶機械(粗揉機)を使用せざるものなき状態なるも各戸小規模の製造は徒らに固定資本を多からしめ製品の統一を缺く等不利多きを以て益々經費の節約品質の統一を圖る目的を以て大正三年之が計畫をなし

同年十月有志四名庵原郡其他東部の優良製茶工場を視察し歸郷直ちに有志者二十六名を協議翌大正四年一月設立せり

(ハ) 區域及組合員數

飯田村大字睡實を區域とし組合員三十名

(ニ) 設備

| | | |
|-----|--------|-----|
| 原動機 | モーター | 七馬力 |
| 蒸機 | スグレ蒸機 | 一臺 |
| 粗採機 | 高林式最大機 | 五臺 |
| 採捻機 | 栗田式最大機 | 一臺 |
| 再乾機 | 栗田式最大機 | 三臺 |
| 精採機 | 栗田式最大機 | 三臺 |
| 乾燥機 | 高林式同上 | 一臺 |
| 精採機 | 高林式同上 | 三臺 |
| 計 | | 四臺 |

(ホ) 經營方針

専ら製造費の輕減を圖り各自持ち出し數量に應じ組合員協議の工賃を徴收利益金は積立をなさず可成多く組合員に割戻す方針なり

二、製造に關する事項

(イ) 生葉の受入方法

大體各自生葉の持ち出し程度を極め置き一日二回即ち午前五時、午後六時に受入るものとす而して其際役員は審査の上歩引及等級を附するものとす

(ロ) 製造方法

全部混合したる生葉を普通の機械製造法により品質を失せざる様製造す

(ハ) 製造努力の供給方法

組合員又は其家族中より人夫として備入る

三、販賣に關する事項

製品は全部同所に於て共同販賣をなす

四、出資金

同地鈴木孫四郎氏の篤志により同氏經營の製材工場の家屋及原動機コルニツシユ蒸汽々罐十四馬力インジンを借用し別に五箇年々賦償還の方法により静岡農工銀行より金壹千圓、森町銀行より金五百圓を借入れ製茶機械の備付をなし其後年々の利益金により設備を徐々に完全にし大正八年迄に年賦金を皆済大正九年原動機を七馬力モーターに變ゆ其間組合員は僅か一回金拾圓出資したるのみ

五、九年、十年經費概算

| 九 年 | | 十 年 | |
|----------|----------|-------------|-------------|
| 種 目 | 金 高 備 考 | 種 目 | 金 高 備 考 |
| 種 目 | 九 | 種 目 | 十 |
| 前年よりの繰越金 | 一、四八四、三五 | 前年よりの繰越金 | 八八、二二五 |
| 本茶賣上金 | 一五、三六、八〇 | 本茶賣上金 | 九、〇三、二四〇 |
| 雑茶賣上金 | 一四、七〇 | 雑茶賣上金 | 一、二七、五〇 |
| 工 賃 | 五、九三、七〇 | 工 賃 | 三、三八、三〇 |
| 雑 收 入 | 一五、〇〇 | 雑 收 入 | 三、三八、五三〇 |
| 計 | 三三、二六、五五 | 計 | 三三、三八、八五 |
| 支 出 の 部 | | 支 出 の 部 | |
| 種 目 | 九 | 種 目 | 十 |
| 生葉割戻金 | 一五、三三、三〇 | 生葉割戻金 | 一八、一五、一貫〇四〇 |
| 薪 炭 代 | 一、五三、〇〇 | 薪 炭 代 | 九六三、〇五〇 |
| 人 夫 賃 | 一、四七、四八 | 人 夫 賃 | 七二一人七分二厘 |
| | | 日常貳圓一貳圓五拾錢 | |
| | | 日當貳圓一貳圓五拾錢 | |
| | | 一八、一五、一貫〇四〇 | |
| | | 九六三、〇五〇 | |
| | | 七二一人七分二厘 | |
| | | 七六、五〇 | |
| | | 五三七人五分五厘 | |

| | | |
|---------|-----------|-----------|
| 賞與 | 110,000 | 46,000 |
| 機械具購入 | 2,077,760 | 354,465 |
| 同上修繕 | 443,250 | 7,000 |
| 家屋修繕 | 377,360 | 1,670 |
| 電氣料 | 53,500 | 63,500 |
| 借地料 | 5,830 | 65,000 |
| 雑支出 | 49,800 | 25,995 |
| 計 | 3,335,560 | 3,330,545 |
| 收支差引 | 88,350 | 1,065,350 |
| 十年へ繰越金 | | |
| 十一年へ繰越金 | | |

六、割戻金算出法

製茶を賣却する毎に其全金額を受入の際の等級を參酌し其内に含まる、生葉數量に割戻すが故に割戻金は賣却毎に又等級毎に異なる

七、利益金

利益金は流通資本に必要なだけ繰越金として殘し其他は借入金償却、機械器具購入、修繕等設備を完全にするに用ひ尙餘々に工場を擴張せしを以て現在積立金等なり

| 所在地 | 名稱 | 設立年次 | 共同人員 |
|-----|------------|----------|------|
| 森町 | 共盛社 | 明治三十四年四月 | 八 |
| 天方村 | 問詰共同製造販賣組合 | 同 四十年四月 | 二〇 |
| 奥山村 | 西浦同上 | 大正二年三月 | 二〇 |
| 同 | 向島同上 | 同 年二月 | 二〇 |
| 同 | 草木同上 | 同 三年四月 | 二四 |
| 飯田村 | 睦實同上 | 同 四年一月 | 三〇 |

(4) 周智郡共同製造販賣組合 (大正十年現在)

| | | | |
|-----|-------|--------|----|
| 同 | 雁又同上 | 同 五年五月 | 三四 |
| 熊切村 | ⑤同上 | 同上 | 一六 |
| 三倉村 | 大府川同上 | 同 六年五月 | 一八 |
| 飯田村 | 下飯田同上 | 同上 | 一三 |
| 熊切村 | 砂川同上 | 同 七年五月 | 一三 |
| 園田村 | ④同上 | 同上 | 一三 |
| 同 | ③同上 | 同上 | 一三 |
| 氣田村 | ②同上 | 同上 | 一三 |
| 熊切村 | ①同上 | 同上 | 一三 |
| 氣田村 | 白澤同上 | 同 年八月 | 一六 |
| 熊切村 | ②同上 | 同 年十月 | 一八 |
| 一宮村 | ③同上 | 同 八年五月 | 一四 |
| 三倉村 | 大河内同上 | 同上 | 一四 |
| 熊切村 | 田里同上 | 同上 | 一四 |
| 同 | ②同上 | 同上 | 一四 |
| 同 | 田河内同上 | 同 年八月 | 一七 |
| 同 | 余同上 | 同 九年四月 | 一〇 |
| 同 | ①同上 | 同 年五月 | 一〇 |
| 飯田村 | ④同上 | 同 十年三月 | 一〇 |
| 同 | 喜多同上 | 同 年五月 | 二四 |

九、濱名郡

(1) 共同製造の沿革

濱名郡に於ける共同製造販賣の創始は入野村共同製茶組合なり、同組合は明治四十一年一月の設立にして明治四十年頃茶業の状況は生産費増加により收支償はず茶園を廢し桑園となすものありて茶業の前途憂慮すべき状態に類したるにより其救済策に苦心し再三協議の末設立するに至れり、其後逐年増加して現在に至れり。

(2) 入野村共同製茶組合

一、一般的事項

(イ) 設立の動機

明治四十年頃新業の状況生産費の増加により收支償はず茶園を廢し桑園となすものあり新業の前途改善爲し難き状態に瀕したるより其救済策に付苦心し再三協議の末六名ものを以て四十一年一月創めて共同製茶組合を設く、事案より其範となすものなく且創業に屬し場所、家屋、資金は管理人是を提供し器具等は組合員より出し設備完全なるを得ず然るに各組合員が勉勵努力に依り初年の成績良好なりしより組合員に加入するもの續々ありて製造場を新設するの要を感ぜし明治四十二年比較的資金を要せざる古家を購ひ之を充て其翌年新器械を買入れ工場を取擴め以て今日に及べり

(ロ) 位置及設立年月日

位置 濱名郡入野村入野

設立 明治四十二年四月一日

(ハ) 團體の組織

組合員は茶園所有者を以てす

役員は組合員中より互選を以てし正副理事並幹事二名を置き任期は三箇年とす

事業は自家生産の生葉を持出し之を製造し生産費節減を計るは勿論品質改善統一を計るを以て目的とす、尙茶園共同消毒等の事業を行ふ

區域及組合員數

一、區域 静岡縣濱名郡入野村入野

二、組合員數 二十五名

二、出資方法

設立當時は茶園反別に應じて五百圓の出資をなし流動資本は借入金によりて經營なしたるも漸次に工場其他設備を擴張し現在壹千五百圓に増額し流動資本は必要に應じ借入金をなし事業を行ふ

三、製造に關する事項

(イ) 設備敷地六十坪 工場敷地三十四坪

据付機械

精揉機 二

原動力 電力二馬力

製造方法

(ロ) 製造方法

先づ各自生葉摘採の量は其前日に於て定め而して搬入せる生葉は之に等級を附して組合に購入し之が製造は勉めて若芽を以て上物を製造し販賣は内地向として静岡方面へ委託販賣をなすを常とす

四、經營に要する固定資本及流通資本並償却方法

固定資本の償却は純益の半額として其半額の五分の四を出資配當し五分の一を生葉實數割として配當す流動資本の利子は經費中より支出す但し固定資本の借入金償却後と雖も固定資本の二割を純益中より支出し積立つるものとす

五、收益の分配方法

前述の如くにして缺損の負擔は固定資本の償却金に尙固定資本の十分の二を缺損中に加へ出資の額に應じて各自攤償するものとす

六、共同事業經營上特に注意すべき事項

一、生葉摘採の量は前日に於て定むる事

二、搬入生葉の等級を附する資料として各自茶園を視察する事

三、固定資本の償却を忘れざる事

七、事業成績

大正十年度は本縣茶業組合聯合會議所主催若芽摘奨勵規程に倣ひ終始若芽摘を以てし他製造家に比し一割乃至二割方高價に賣却し得たり尙郡内一般的製造能率が生葉摘採能率に及ばざりし爲め生葉賣者は頗る困難をなしたるも本共同組合は生産に對する製造能率を有し居たる爲め前記の苦痛を感じざりき

(3) 濱名郡濱松市製茶共同製造販賣組合 (大正十年現在)

| 所在地 | 名稱 | 設立年次 | 共同人員 |
|--------|----------|----------|------|
| 濱松市鴨江 | 鴨江生葉共同 | 大正元年四月 | 四七 |
| 濱松市伊場西 | 伊場西生葉共同 | 同 三年三月 | 三五 |
| 和地村 | 東大山同上 | 同 五年四月 | 三二 |
| 神久呂村 | 神ヶ谷同上 | 同 六年四月 | 不詳 |
| 曳馬村 | 曳馬村阿彌陀同上 | 同上 | 二一 |
| 富塚村 | 富塚村同上 | 同 七年四月 | 二〇 |
| 三方原村 | 三方原大谷同上 | 同 八年四月 | 二〇 |
| 吉野村 | 吉野村同上 | 同 十年五月 | 五六 |
| 入野村 | 入野村同上 | 明治四十二年四月 | 二五 |

第四節 共同販賣

一、製茶共同販賣組合經營法の研究

製茶販賣機關の改良を計る目的を以て明治四十年三月四日静岡縣茶業研究会に於て製茶共同販賣組合理事協議會を開き農商務省より伊藤農産課長及大林、有働兩技師本縣よりは昌谷第二部長、狩野農事試驗場長、縣農會技師の臨席を請ひ左の提案につき協議したり。

- 一、共同者の製造法を一定する方法如何
- 二、最も簡便にして適當なる評價法如何
- 三、製品の仕上を爲すの可否
- 四、再製業者の需用に應ずる仕上法如何
- 五、特約販賣を行ふの得失如何
- 六、製造期中の計算期を分割するの可否
- 七、組合員に資金の融通を與ふる良法如何
- 八、組合を強固にし安全に經營する良法如何

製茶販賣組合に就て

(小笠郡上内田村製茶販賣組合) 理事 小林太三郎

一、共同者の製造法を一定する方法

製茶の製造法を一定するは容易の事にあらず故に別段良考なしと雖も先づ需用者の狀況に鑑み一定の方針を定め巡迴教師を置き又は講話傳習所を開き或は審査上に於て方針に該當する物品を賞し之を標本とせし製造者に之を示すは百聞一見に若かざる益あらん

二、最も簡便にして適當なる評價法

此方法は各團體區々にして従來時價を評定するに等級を付するの二法あり本組合は明治十六年以來等級の方法を採用しつゝあり二者孰れも結局は同一に歸著するものなれども等級法は最後に至り其價格を知ることを得るも時價を附する法の如く現に値段の差異を示すことなく生産家の感情を害せず又取扱上稍便利の感あり

三、製品の仕上げを爲す可否

本項は次項と關聯する問題なれども本項のみの意見としては大體加工するの必要を認めず故に黄葉及粉茶等を十分に除去し仕上げは極めて簡易に止むるを可とす

四、再製業者の需めに應ずる仕上げ法

本項は原茶の長短又は品位の優劣を區別し二、三に分ち其仕上げの程度は前項を準用す

五、特約販賣を行ふの得失

本項の契約は早計に爲すべきものにあらず、若し一時の掛引上より成立するものは永續することを保し難し、又特約の爲めに著しき利益を得ることなし、唯相場の非常に暴落したる場合に於て荷物の引渡に故障を言はしめざるを其價格に於て不徳義なる安價を附さしめざるの権利を有し荷受者も亦之に背かざるの義務あり其他普通の場合に於ては目方を正確に取扱はしめ相當時價を以つて取引する方法に過ぎざるなり故に當事者双方共徳義信用を重んじ他店の取引を顧みず圓滿の中に賣買を爲し荷くも私情利己の行爲なきを要す此誓心の確實を得ば特約するも可なり然らざるものは如何なる條件を具備するも特約を爲すべきものにあらず

六、製造期中計算期を分割するの可否

是は分割するを可とす本組合の如きは日々に區別せり其細別必要なきとするも一期間三區又は四區に大別するを良とす之れ出品の異なるも其損益を異にすればなり

七、組合員に資金の融通を與ふる良法

本項に就ては別に好案なしと雖も事業開始約一箇月前に於て出品豫算の届高に應じ内金を貸與するを可とす

八、組合を強固にし安全に經營する良法

本項は精神的問題にして組合法人の本體なり之が健全強固に維持するは頗る難事にして其方法も亦精神の裡に存在す則ち組合員の徳義心の有無と理事者其人を得るを得ざるに依り組合の盛衰富源の得失此の二者にあり幸に之れが善者を得ば斯業百般の改善發達は勞せずして需むるを得べし世間事業の擴張を圖らんが爲め區域を廣め組合員の多數を需め外観のみなるものと雖も強ち之を以て賞賛することを得ず故に愚見の一、二を述べ本問題の参考に供せん

組合の強固安全を圖らん欲せば組合の區域中位に止め強ひて組合員の多數を需め其徳義心の確實強固なる者をして事業を經營するの方針を探ること必要すこれ外觀消極主義に似たりと雖も區域廣大にして多數の組合員を有し強固安全に經營するもの稀にして多くは其統一を缺き爲めに製品改良等一定を期する能はず又多數組合員中には定款を無視するものありて入退漸く多く遂に組合は掛引の機關たらしむるが如き現況を示し抜け賣の弊害はより生じ爲めに組合の瓦解を見るに至る此の如きは組合員の多數に過ぐるも其徳義心薄弱なる者にして組合を造成したる結果にして大に注意警戒を要す故に前段の方針を探らんとする所以なり而して組合區域の擴張及組合員の増加は組合より強ひて之を勧誘すべからず其事業の成績良好なるを得ば自ら外部より善良なる當業者來りて加入を請ふに至るは明らかなり決して急進を望むべからず、これ其迂遠緩慢の嫌ありと雖も自然の發達にあらざれば永續するを保せず即ち小より大に及ぼさんとす之に反

し世間或は大より小に至るものあり理事者たるもの深く考慮を要する所なり

販賣組合の事業は委託販賣の方法を執るべきことは既に有働技師の講示せられたる所にして我々も亦大に賛成する所なり此法たるや組合財産缺損の恐れ無く又組合員と組合との關係終始同一にして徳義共同の精神固斷なく販賣上の責任漸く重きを加へ組合員にさり利ありて害なきを信ず故に委託販賣の方法を採用するは本法の然らむる所ならん果して之が利ありせば買受販賣の制は法律を改正して専ら委託販賣の法に期せんことを切望して止まざるなり之に反して組合に於て買取販賣をなすときは恰も營利會社の業體と毫も異なる所なきは本法の美德を失ひ斯業の前途頗る危険の方法なりとす

要するに組合を強固にし安全に經營する方法は組合の區域中位に止め組合員は敢て多數を需めず自然地方の信用を博し外部より進入し加入するの時期を待ち之が擴張を圖り委託販賣の方法に依り誠實熱心なる理事者を選擧して事に當らしむるを要す若し夫れ以上の精神に悖りたる行爲は決して組合の利益にあらざるなり

第五節 各郡の製茶共同販賣

一、富士郡

(1) 共同販賣の沿革

富士郡下根地方即ち須津村地方に於ける製茶取引の状態は從來主として地方製茶仲買商にして其の取引の多くは現金制度にあらず、爲めに金錢の收受なく賣買成立するや切符と稱する僅かの紙片に價格及量目を記し賣主は之れを收受したるも其後に至り代金の回收非常に困難を極め一番茶の代金は二番茶若しくは三番茶時季迄遅延するもの少なからず、従つて二番茶、三番茶に至りては一貫匁に對し二十匁以内の粉引をなすことを得るの規定ありしにも拘はらず地方商人は價格は比較的高値となし取引に際し三十匁乃至五十匁の粉引を要求し生産家にして此場合に之に應せざれば其取引は不調に歸する等生産家の迷惑少な

らず、是等の爲め有志者は適當の方法を講せんとしつゝ、ありし折柄明治四十三年北米合衆國に於て著色茶輸入禁止の令あり本邦緑茶に革新の來れりと思惟し從來の製造其の他販賣等總て共同的に改良を加へ海外市場の嗜好に適合するものを生産し以て茶業の發展を企畫するに如かずと茲に郡下須津村中里に於て有志先輩の盡力と同時に生産者の決心を促進し協議を重ね明治四十四年三月百五十人の組合員にて(甲)製茶共同販賣組合を設立し、大正元年同村増川區に二番茶より、同二年江尾區及今泉村積正信用購買販賣組合に於て一番茶より、同三年神谷區及吉永、原田兩村に於て一番茶より、同五年岩松村及北部上井出、北山兩村に於ては有志より成れる岳麓製茶共同販賣組合に於て一番茶より、大正五年度に於ては其取扱高一万三百餘貫に達し郡内生産約四万貫の約三分を示せり、各組合とも共同販賣開始以前に比すれば品質の改善せられたること著し。

一、設立の動機

(2) 須津村中里(甲)製茶共同販賣組合

從來富士郡製茶は現金取引を行はず、切符制度にして代金の回収困難なると同時に粉引量等の爲め圓滿なる取引困難なるのみならず、遠州産に比し聲價著しく失墜し居るに、當時北米合衆國にては本邦著色茶輸入禁止の令ありと聞き、若し従前の製造法を墨守して改善の策をなさずんば終には茶業の衰頹を來たし、挽回の時機なしと思惟し茲に有志相謀り、明治四十四年三月規約を設け共同の結束を固ふし製造法に改良を加へ、摘採生葉の取扱に至る迄注意し、水色、香氣、形狀共完全なるものを製出し、静岡再製所に直接販賣を試みんと評決し、組合員を最寄十名内外に區劃して、取締を置き部下製造法及個人抜け賣の監督をなせしめ、又時々組合所より役員二名をして各戸を巡檢せしめたるを以て、創立當初より取締行き届き、一名の違犯者なく舉げて競争の如く組合規約の改良製を勵行し得て其の成績大に擧げり、其規約等左の如し

一、販路の方法及び其成績

静岡市ヘリヤ再製所へ特約販賣するを以て自他連絡を保ち相場の高低等時々懇切に通報を得目割に異動少なきを以て組合員は「茶方」を信頼し一に茶方に一任するの状態なり随つて取引簡便價格比較良好に賣行き代價の收受容易なり

一、共同方法の施設及其效果

眞摯の作業は日々利益に現實するを以て組合員は克く規約を遵守し一名の違犯者脱落者なく百五十名の組合員より漸次増加し現今二百名に達し今や區域内生産家全員に及ぼせり

一、茶業改良獎勵方法の施設及び其成績

大正元年七月本郡茶業組合所に申請し製茶高等傳習所を本村に開催し講習生を入所し又生産家には善く改良製造法を實地に就き知得せしめ又毎年四月三日婦女を集め婦人の心得べき摘採及蒸の程度を講話し實行せしむることに勉め茶方は新業に精通する榛原郡川崎町の人松下吉郎次氏を雇ひ批判を乞へり、同氏は製茶の品位價格を定むる際生蒸、製造中の不注意、木炭及衣藁の臭氣の附著等を指摘鑑別して批評するを以て各製造者は大に得る所あり、翌日は一倍の注意を拂ひて製造するに至れり

一、事業の成績

明治四十四年は開設の初年にて製茶の取扱に注意を缺き取扱板の間の張り間より粉茶四十貫以上稼の下に脱落したるに心付かざるに地方仲買商人の反抗買ひありたるに於て金四百圓の損失を來たせしも翌四十五年と大正二年度の二箇年に利益金より金貳百圓宛填補し茲に始めて損失を打切り大正三年度は基本金五百五拾圓を作るに至れり、尙大正四年よりも相當の積立をなすに至れり、而して初年より取扱ひたる製茶の數量價格は別記の如し

須津村中里(甲)製茶共同組合成績表 (△印ハ損)

| 年次 | 種別 | 受入 | | 販賣 | | 剩餘金 | 組合員數 | 備考 |
|--------|------|----|----|-------|-------|-------|------|----|
| | | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | | | |
| 明治四十四年 | 一番粉茶 | 11 | 11 | 5,605 | 2,777 | 2,828 | 15 | |
| | 二番粉茶 | 11 | 11 | 2,961 | 4,797 | 1,836 | | |
| | 三番粉茶 | 11 | 11 | 914 | 1,791 | 1,877 | | |
| | | | | | | | | |
| 明治四十五年 | 一番粉茶 | 11 | 11 | 5,605 | 2,777 | 2,828 | 15 | |
| | 二番粉茶 | 11 | 11 | 2,961 | 4,797 | 1,836 | | |
| | 三番粉茶 | 11 | 11 | 914 | 1,791 | 1,877 | | |

| 大正元年 | 大正二年 | 大正三年 | 大正四年 | 大正五年 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 一番 粉本茶 七、六三 | 一番 粉本茶 八、九七 | 一番 粉本茶 七、九四 | 一番 粉本茶 九、三二 | 一番 粉本茶 一〇、九三 |
| 二番 粉本茶 二、七四 | 二番 粉本茶 三、〇六 | 二番 粉本茶 四、五八 | 二番 粉本茶 七、二二 | 二番 粉本茶 五、四四 |
| 三番 粉本茶 一、三三 | 三番 粉本茶 八、六 | 三番 粉本茶 一、四七 | 三番 粉本茶 一、六〇 | 三番 粉本茶 九、六 |
| 合計 一〇、七〇 | 合計 一、三〇 | 合計 一、五〇 | 合計 一、七〇 | 合計 一、九〇 |
| 二、六九 | 一、五、六七 | 一、八、〇七 | 一、三、〇七 | 一、三、七〇 |
| 二、六五 | 一、七、六〇 | 一、二、二四 | 二、四、九六 | 二、〇、八二 |
| 七、一五七 | 九、〇四八 | 七、九五五 | 九、一七六 | 一〇、七五三 |
| 二、七六六 | 三、〇五九 | 四、一六六 | 七、〇四〇 | 五、五三七 |
| 一、三、八〇 | 八、三七 | 一、四、五〇 | 一、五、八七 | 一、七、五三 |
| 一、七、〇五 | 一、六、五六七 | 一、九、〇四 | 二、三、二七 | 二、三、五五 |
| 四、七、〇一 | 五、〇二 | 七、三五二 | 一、三、八六九 | 一、三、五五 |
| 二、五、四五 | 一、三、五七 | 二、九、四〇 | 三、一、六〇 | 三、一、七〇 |
| 一、八、四四 | 一、八、二〇 | 一、八、二〇 | 一、九、九一 | 二、一、七〇 |
| 一、七、〇〇 | 一、四、七五 | 一、七、二七 | 一、六、七六 | 一、六、七六 |
| 一、八、四四 | 一、六、二 | 一、八、二〇 | 一、九、一七 | 一、七、六四 |
| 四、六 | 八、四〇 | 一、〇、三三 | △ 六、五三 | △ 六、五三 |
| 一、五〇 | 一、六五 | 一、八三 | 一、八 | 一、八 |

| 大正六年 | 大正七年 | 大正八年 | 大正九年 | 大正十年 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 一番 粉本茶 一、二、四〇 | 一番 粉本茶 一、三、〇九 | 一番 粉本茶 一、五、六四 | 一番 粉本茶 一、四、四〇 | 一番 粉本茶 一、四、五九 |
| 二番 粉本茶 四、七〇 | 二番 粉本茶 五、〇八 | 二番 粉本茶 六、九七 | 二番 粉本茶 五、〇五 | 二番 粉本茶 六、四〇 |
| 三番 粉本茶 一、九、二六 | 三番 粉本茶 三、六八 | 三番 粉本茶 五、八 | 三番 粉本茶 八、四七 | 三番 粉本茶 二、五五 |
| 合計 一、一、三六 | 合計 一、一、三六 | 合計 一、一、三六 | 合計 一、一、三六 | 合計 一、一、三六 |
| 一、五、八八二 | 一、四、二三八 | 一、七、六二五 | 一、四、三五〇 | 一、五、二八四 |
| 二、〇、三四 | 二、七、七九 | 二、六、四八 | 二、五、八二 | 二、三、八八 |
| 二、〇、三三 | 二、九、七八 | 三、六、五五 | 四、七、三五 | 三、〇、七六 |
| 一、一、九 | 一、二、四四 | 一、五、四八 | 一、四、二六 | 一、四、六四 |
| 二、〇、〇〇 | 一、七、七 | 三、三六 | 六、三五二 | 六、四〇二 |
| 一、四、六八二 | 一、四、〇八 | 一、二、八五 | 一、四、二六 | 一、五、一七一 |
| 一、四、四六 | 一、四、九 | 一、四、七五 | 一、六、九二 | 一、五、七九 |
| 九、六九五 | 八、五八 | 七、〇 | 七、〇、九三 | 五、七、七九 |
| 二、〇、七一 | 一、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇 | 二、六、〇〇 |
| 二、三、七 | 三、一、二〇 | 三、八、〇七 | 四、九、三〇 | 三、三、三八 |
| 一、八 | 一、八 | 一、八 | 一、八 | 一、八 |
| 粉茶ハ | 粉茶ハ | 粉茶ハ | 粉茶ハ | 粉茶ハ |
| 二、三、合計 | 二、三、合計 | 二、三、合計 | 二、三、合計 | 二、三、合計 |

| | |
|----------------|-------------|
| 一金九百九拾六圓八拾壹錢 | 九年度一番茶利益金 |
| 一金四拾圓五拾壹錢 | 同年二、三番茶ノ缺損金 |
| 差引金九百五拾六圓參拾錢 | |
| 大正十年度收支 | |
| 一金壹千〇六拾九圓六拾六錢 | 十年度一番茶利益金 |
| 一金四百拾八圓四拾八錢 | 同年二、三番茶缺損金 |
| 差引金六百五拾壹圓拾八錢 | |

規約

第一章 組合組織及地區

第一條 本組合ハ製茶業者ヲ以テ組織ス

第二條 本組合ハ富士郡須津村大字中里大圓ヲ以テ地區トス

第二章 組合ノ名稱及位置

第三條 本組合ハ富士郡須津村中里[㊤]製茶共同販賣組合ト稱ス

第四條 本組合ハ富士郡須津村中里千三百二番地ニ置ク

第三章 目的

第五條 本組合ハ地區ニ於ケル製茶ノ改良發達ヲ圖リ品位ヲ高メ信用ヲ保持シ製造販賣上ニ於ケル弊風ヲ新洗シ直接再製所へ販賣シ組合員ノ利益開發ヲ目的トス

第四章 業務

第六條 本組合ハ前條ノ目的ヲ遂行スル爲メ左ノ業務ヲ執行ス

- 一、組合員ノ製茶ニ對シ價格ヲ定メ製品ヲ引取ル事
- 二、製茶ハ混合シ得ベキモノハ取纏メテ混合シ商標ヲ付シ特約所へ輸送販賣スル事
- 三、斯業上ニ改良進歩ヲ圖ル爲メ講話會又ハ出品會ヲ開キ製品ノ改善ニ資スル事

四、斯業上ニ關シ官公署ノ諮問照會ニ應答シ又ハ建議請願ヲナス事

第五章 取締

第七條 組合員ハ役員ノ承認ヲ得ルニアラザレバ組合ニ委託セズシテ製茶ヲ販賣スルコトヲ得ズ

第八條 組合員ハ自家製造以外ノ製茶ヲ組合ニ委託スルコトヲ得ザルモノトス

第九條 組合ハ委託前後ヲ問ハズ日乾、宵越、釜熬、焦葉、腐敗、炭烟臭其ノ他不正不真茶ト認ムルトキハ封緘ヲナシ富士郡茶業組合又ハ出張ノ検査員ニ通報スルモノトス

第六章 加入脱退

第十條 新タニ組合員タラントスルモノハ役員ニ届出テ加入金ヲ納メ組合員トナルコトヲ得 但加入金ハ總會ニヨリ定ムルモノトス

第十一條 組合區域外へ轉籍又ハ斯業ニ關係セザルモノニ至リタルモノハ役員ニ届出テ脱退スルコトヲ得 但此場合ニ於テハ組合財産中ヨリ其部分ヲ拂戻スコトヲ得

第七章 役員及選舉

第十二條 本組合ニ左ノ役員ヲ設ク

理事 二名 評議員 十一名 取締 若干名

第十三條 本組合事業遂行ニ必要ナル有給員ヲ置キ理事之ヲ任免ス

第十四條 役員ノ任期ハ二箇年トシ滿期再選ヲ妨ケズ

第十五條 役員ハ總會ニ於テ選舉シ多數ノ得票者ヲ當選者トス得票同數ナルトキハ年長者ヲ取り同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ其當選ヲ定ム

第十六條 役員ニ缺員チ生ジタルトキハ補缺選舉ヲ行フ補缺選舉ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス

第八章 役員職務權限

第十七條 理事ハ本組合ノ事務ヲ統轄ス

第十八條 理事ハ毎年三月總會ニ於テ事業年度ノ經費豫算ヲ提出シ協議ヲ經ベキモノトス

第十九條 評議員ハ理事ノ諮詢ニ應ジ及ビ業務施行ノ狀況ヲ監査スルモノトス

第二十條 取締ハ最寄組合員ノ製茶製造ニ注意シ本組合規約第五條ニ背反セザル任務ヲ負フモノトス

第九章 會 計

第二十一條 本組合會計年度ハ其ノ年四月一日ニ始マリ同年九月三十日ニ終ル
第二十二條 本組合ノ經費ハ組合員ノ負擔トス

(3) 富士郡共同販賣組合 (大正十年現在)

| 所在地 | 名 稱 | 設立年次 | 共同人員 |
|------|-----------|----------|------|
| 須津村 | ◎中里製茶共同販賣 | 明治四十四年三月 | 一五〇 |
| 同 | 神谷製茶共同販賣 | 大正三年五月 | 六一 |
| 同 | 増川共同販賣 | 同 元年 | 四八 |
| 同 | 江尻共同販賣 | 同 二年 | 一八 |
| 同 | 比奈◎製茶共同販賣 | 同 三年 | 二四四 |
| 吉永村 | ◎製茶共同販賣 | 同 年一月 | 一六一 |
| 原田村 | 積正信用購買販賣 | 同 二年五月 | 一一九 |
| 今泉村 | 信用購買販賣 | 同 四年四月 | 七 |
| 岩松村 | 岳麓製茶共同 | 同 年五月 | 一九 |
| 上井出村 | | | |
| 北山村 | | | |

二、安 倍 郡

(1) 小鹿改良小組合

一、一般的事項

(イ) 位置及設立年月日
安倍郡豊田村小鹿
明治四十三年五月

(ロ) 設立の動機

明治四十一年、二年の交茶價低落して茶業經營困難に陥るや茶樹を抜き取り桑園に替ゆるもの或は蜜柑を混植するもの類出するや小鹿區にありては製茶改良組合を組織して立入製茶品評會及茶園共進會を開き以て茶業經營法を研究し組合員共勵して茶業を専念經營せり降つて大正八年に至り三箇年繼續事業として製茶傳習會を開催したる爲製茶の品質を向上したるが茶業をして最も有利の状態に導くは販賣法の改善に及ぶものなきを認め大正十年五月製茶の共同販賣を開始したり然るに初めは地方賣の利益を主張するもの少なからざりしと雖も販賣人の精勵と販賣委員の監督宜しきを得たることにより共同販賣の成績大に擧り茶業の利益を増進せしむ同時に製茶の品質も亦期せずして改善せらるゝに至れり

(ハ) 團體の區域及組合員數
安倍郡豊田村小鹿區一圓の製茶業者を以て組織し組合員四十三名なり

二、經營方針

本組合は組合員共勵して茶業經營を有利の状態に導き併せて製茶の品質を改良せんが爲めに設立せるものなるが故に組合員をして相互に競争して栽培製造に努力せしむべく製茶販賣は個々の荷物の儘販賣に附し來れるが故に組合員は他の長を採り自己の短を補ふて人後に墜ちざらんことを勉め施肥栽培より製茶乾燥に至るまで著しく改善せらるゝに至れり

三、販賣に關する事項

本組合の製茶共同販賣細則左の如し

- 第一條 改良組合員ノ製茶ハ必ず共同販賣トナスコト
- 但シ止ムヲ得ザル場合ニハ販賣委員ノ承諾ヲ經テ自由販賣トナスコトヲ得ルト雖モ共同販賣ニ關スル費用ハ負擔スルモノトス
- 第二條 共同販賣ノ事業ヲ遂行スル爲メ三名ノ販賣人ヲ置キ堀ノ内本村北原新田ノ區劃ニヨリ製茶ヲ蒐集シ販賣ノ任ニ當ラシム
- 但シ販賣人ニハ日當ヲ給シ更ニ其成績ニ鑑ミテ賞與ヲ給ス
- 第三條 販賣人ハ毎日自己ノ受持區域ノ見本ヲ取經メ日出前ニ必ず本區ヲ出發スルモノトス
- 第四條 組合員ハ毎日日出前ニ前日ノ製茶ヲ合組シテ見本ヲ取り置キ販賣人ノ廻リ來リタルトキハ遲滯ナク之ヲ渡スベキモノトス
- 但シ見本ノ準備ナキモノハ翌日廻シトナルモ異議ヲ唱フルコトヲ得ズ
- 第五條 組合員各自ノ見本茶ハ信用アル商店ニ就キ値入セシメ高價ナル店へ販賣スルモノトス

但シ販賣ハ一切販賣人ニ委任シ異議ヲ申出テザルコト

第六條 販賣人ハ茶代金回収ノ責ニ任ズルモノトス

第七條 製茶荷物ノ運搬ハ季節毎ニ適當ノ人員ヲ雇ヒ置キ毎朝組合員ノ家ニ就キ荷物ヲ受取り直チニ静岡市場ニ送り届クルモノトス此場

合組合員ハ運滞ナク荷物ヲ引渡シ得ベキ様準備シ置クモノトス

第八條 販賣人歸村シタルトキハ速ニ各自ノ製茶賣込値段ヲ組合員ニ報告スルモノトス

第九條 製茶チ最モ高價ニ賣却シタルモノハ組合員ノ希望ニ應ジテ其見本ヲ曠チ參考ノ資料タラシムルハ勿論製造法ヲ公開シテ各種ノ質

問ニ答フルモノトス

第十條 製茶販賣委員ハ常ニ販賣人ヲ監督指導スルハ勿論取引ノ圓滿ヲ期シ販賣人ヲ督勵スル爲各季節前ニ一回、季節中數回静岡茶商店

ヲ巡廻訪問スルモノトス

第十一條 共同販賣ニ關スル費用ハ取扱質量ニ按分シテ組合員ヨリ徴收ス

第十二條 製茶販賣ニ關スル費用ノ支出方法ハ販賣委員ニ於テ協定處理シ之ヲ總會ニ報告スルモノトス

四、大正十年度經營概算及取扱量

一番茶取扱量 一萬六千四百十貫五百六十匁

此販賣費用 金參百五拾九圓六拾五錢

(販賣人日當參圓五拾錢宛一人二十日七拾圓實與貳拾五圓宛三人分其他)一貫匁當リ金貳錢貳厘弱

二番茶取扱量 一萬二千七百五匁

此販賣費用 金貳百五拾四圓五拾錢

(販賣人日當參圓五拾錢宛一人十七日宛五拾九圓五拾錢實與金拾五圓宛三人分費用其他)一貫匁當リ金貳錢強

三番茶取扱量 一萬三百二十六貫三百匁

此販賣費用 金貳百六圓五拾錢

(販賣人日當參圓五拾錢宛一人十五日宛金五拾貳圓五拾錢實與一人拾五圓匁、三人分其他)一貫匁當リ金貳錢宛

小鹿改良小組合規程

第一條 本組合ハ豊田村小鹿區ニ在住スル茶業者ヲ以テ組織ス

第二條 本組合ハ小鹿製茶改良小組合ト稱ス

第三條 本組合員ハ自治ノ精神ヲ重シ且各自ノ經驗及意見ヲ交換シテ製茶ニ關スル百般ノ智識ヲ啓發シ一致ノ行動ニヨリテ經費ヲ省キ

收利ヲ多カラシメントス

第四條 本組合ハ第三條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、共同販賣及共同購入

一、荷口品評會及茶園共進會

一、傳習會、講習會、講話會

一、生産貯金、茶業視察

一、其他茶業改良上有益ナル事業

第五條 本組合員ハ製茶ヲ精良ニスルハ勿論乾燥ニ注意シテ製茶品質ノ保全ニ努ムルモノトス

但本條ニ違反スルモノハ本組合ヲ除名スルコトアルベシ

第六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

製茶改良委員 九名 製茶販賣委員 九名

役員ノ任期ハ三箇年トシ總會ニ於テ選舉ス

但同一人ニシテ双方ノ役員ヲ兼ナルコトヲ得

第七條 製茶改良委員ハ製茶改良ニ關スル事項ノ遂行ニ任ジ製茶販賣委員ハ製茶販賣ニ關スル事務ヲ處理スルモノトス

第八條 本組合員ハ會費トシテ一箇年金五拾錢ヲ組合ニ納入スルモノトス

但製茶販賣及助成品其他ノ共同購入ニ關スル實費ハ別ニ納入スルモノトス

第九條 本組合ノ集會ヲ分チテ總會及役員會トス總會ハ春秋二回之ヲ開キ役員會ハ必要ニ應ジ隨時開會スルモノトス

第十條 本組合ノ事務所ハ小鹿區内田宮安吉方ニ置ク

第十一條 本組合ハ製茶一貫匁ニ付金拾錢宛チ生産貯金トシテ積立テ製茶器械及工場改善ノ資金ニ充ツルモノトス

第十二條 本組合ニ入ラントスルモノ及組合員ノ資格消滅シテ脱退セントスルモノハ其旨事務所ニ申出ヅベシ

第十三條 本組合ニ於テ遂行スル各種事業ノ規則ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 本規程ノ制定及變更ハ總會ニ於テ之ヲ爲シ事業遂行ニ關スル細則ハ役員會ニ於テ決定シ總會ニ報告スルモノトス

三、志太郡

製茶共同販賣 (大正十年現在)

| 所在地 | 名稱 | 設立年次 | 共同人員 |
|------|-----------|----------|--------|
| 徳山村 | ⑨地名製茶共同社 | 明治三十九年 | 五五 |
| 葉梨村 | 葉梨信用購買販賣 | 同上 | 二七四 |
| 同 | 中部信用同上 | 同 四十三年一月 | 一三四 |
| 徳山村 | ⑩製茶共同社 | 同上 | 四四 |
| 葉梨村 | 花倉信用同上 | 同 同五月 | 五三 |
| 東川根村 | ⑪共盛社 | 同 四十四年一月 | 一五 |
| 同 | ⑫青部製茶共同 | 同 同四月 | 二〇 |
| 東益津村 | 東益津信用購買販賣 | 大正二年十二月 | 東益津村全般 |
| 徳山村 | ⑬下泉製茶共同 | 同 六年四月 | 四五 |

四、榛原郡

(1) 榛原郡製茶共同販賣沿革

榛原郡に於ける製茶共同販賣の由來を尋ぬるに、明治十六年郡下勝間田村中區の有志者協同し、製茶共同輸出販賣改良組合なるものを組織し、共同製茶販賣所を設置し各生産者の利益を謀りたるを始めてす。當時は直接横濱市場へ輸出するの時代なりしが、製法の改良を計り又は製茶の簸上を行ひ、或は粉塵を去

り品質を齊整して之を横濱に送荷せり、後明治三十三年本組合に於て共同販賣組合補助規程を設け、之れが奨励をなしたる結果、郡下各町村に設置せられ、同年川崎町、相良町、萩間、坂部、初倉、吉田、上川根、中川根、下川根諸村に於て十數箇所の設立を見、以來漸次其數を増加せり。然るに明治三十五、六年以來郡下吉田村、勝間田村、牧之原、金谷町等に再製會社の設置せらるゝあり、爲めに多くの販賣組合は解散を見るに至り、只川根地方及特殊の部落に於て繼續實行するに過ぎざりき、降りて明治四十四年に至り勝間田村農會に於ては製茶の改良を奨励し、併せて確實なる賣買を行はしむる爲、製茶品評會販賣を開催し、引續き三年間實施し大に成績の見るべきものあり、相良町の如き亦此例に倣ひ共同販賣を爲すに至れり、而して現今共同販賣組合中成績最も優良なるは上川根村字犬間共同製茶組合にして、同村犬間共同製茶所、中川根村⑭原山共同社、同村下長尾長尾社、同村⑮誘益社、萩間村蛭ヶ谷共同製茶所等又成績の見るべきものあり。

(2) 共同販賣補助

明治三十三年四月榛原郡は改良費規定中に共同販賣補助規定を定めたり左の如し。

改良費支給規定

- 第一條 生葉製造器械ヲ以テ製造ノ試験ヲナサントスルモノハ金五圓以内ヲ補助ス尤モ器械ノ大小ニヨリ補助金ヲ酌量ス但郡内十五箇所トス
- 第二條 前條ノ場合ニハ組合所ハ試験係ヲ派出シ試験規定ニヨリ其成績ヲ検査ス但生葉薪炭其他ノ費用ハ受験者ノ負擔トス
- 第三條 傳習所ヲ設置シ又ハ共同販賣ヲナシ其他改良進歩ヲ圖ル者ニハ其成績ヲ審査シ一箇所ニ金拾圓以内ヲ補助ス但審査ノ上改良ノ目的立タザルモノハ補助スルノ限リニアラス

第四條 前條ノ補助ヲ受ケントスルモノハ願書ヲ其町村委員ヲ經テ組合事務所ヘ差出スモノトス
 第五條 組合事務所ニ於テハ常議委員會ニ付シ審査ノ上其額ヲ定ムルモノトス
 明治三十三年四月

(3) 榛原郡中川根村誘益社

一、設立の動機

吾が川根茶は品質本位を以て普ねく内外需用者の嗜好に適し、大に江湖の信用を博しつゝ、ありしも時代の潮流は次第に粗製濫造を促し、爲めに需用者の信用を失墜し前途杞憂に堪へざるものあるを遺憾とし、之が改良發展を講究せん爲製造法、販賣法を改め以て共同販賣組合を組織したるものなり

二、設立年月日 明治三十三年六月八日

三、區域 瀬深、平谷、向井、久保尾、西之渡、西又、三ッ間の七部落

四、組合員

| 年次 | 人員 | 年次 | 人員 | 年次 | 人員 |
|--------|-----|--------|-----|------|-----|
| 明治三十三年 | 四七人 | 明治四十一年 | 五五人 | 大正五年 | 六二人 |
| 同 三十四年 | 六四 | 同 四十二年 | 六二 | 同 六年 | 六二 |
| 同 三十五年 | 六五 | 同 四十三年 | 六二 | 同 七年 | 六二 |
| 同 三十六年 | 八二 | 同 四十四年 | 六二 | 同 八年 | 六二 |
| 同 三十七年 | 八四 | 同 四十五年 | 六〇 | 同 九年 | 六二 |
| 同 三十八年 | 八六 | 大正二年 | 六〇 | 同 十年 | 六二 |
| 同 三十九年 | 五六 | 同 三年 | 六〇 | | |
| 同 四十年 | 五六 | 同 四年 | 六〇 | | |

備考 (一) 明治三十四年の増員は新たに加盟申込あるものを組入れたるに依り同三十六年の激増は前年成績良好なりしたため續々加盟申込ありこれを承認したるによる

(二) 明治三十九年の激減は製造法の意見を異にするもの分離退社したるによる

(三) 現今社員の増加せざるは續々申込者あるも特に熱心にして本社の精神を解するもの、外は管理上入社を承認せざるに依る其他移住轉業等に依り各年多少の異同を生ず

五、設立經費負擔方法

金五百五拾圓 設立費

明治三十五年一番茶より同三十七年一番茶迄三箇年間組合員出荷數量に賦課し新築費を徴収する事左の如し。

| 年次 | 金員 |
|--------|---------|
| 明治三十五年 | 一六七、八二〇 |
| 同 三十六年 | 二七一、四二〇 |
| 同 三十七年 | 二一〇、一六〇 |

六、組合帳簿の種類

製茶受附原簿 製茶臺帳 配合帳 金錢出納簿 審査簿 合組簿 出荷臺帳 積立金臺帳 財産臺帳 加盟金臺帳 協議録
 組合員名簿 出勤簿

七、現品取引方法

一般社員の製造したる生茶を組合工場に蒐集し事務員は受付番號及貫目を受付原簿へ記入し、組合員には製茶原簿記入通知書を交付し置く

八、品位査定方法

豫め組合員より受付たる製茶より見本を取り、其見本鑑には受付番號のみを記入して符號とし、受付順により適宜の數量を合組し、審査員をして公平なる解剖審査をなさしめ、品質の良否により等級の順位を査定す
 但一等より末等迄の等級間隔は其年の市況に因り定むるものなるに依り一定せず雖も一等級の差は一番茶參錢づゝ、二番茶貳錢宛とす

九、販賣方法

合組をなしたる生茶に加工を施して概詰輸送をなし獨立販賣をなす、本組合の製茶は専ら内外人の嗜好に適するを主とする目的は貿易本位なるを以て本組合の信用する委託商の手を経て外商に販賣す

十、販賣先

従前横濱市當時静岡市にして主に河村商店へ委託し外商へリヤ商館へ販賣す

| 年次 | 販賣數量 | | 計 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| | 一番茶 | 二番茶 | |
| 明治三十三年 | 二、八七四、四三〇 | 一、六一二、四六三 | 一、六一二、四六三 |
| 同 三十四年 | 五、三四七、四二五 | 一、〇四八、八〇五 | 一、〇四八、八〇五 |
| 同 三十五年 | 二、五八一、七七〇 | 一、一八六、九五〇 | 一、一八六、九五〇 |
| 同 三十六年 | 五、八五〇、五三七 | 一、〇七六、三一〇 | 一、〇七六、三一〇 |
| 同 三十七年 | 四、一七五、六一〇 | 一、三九一、一九〇 | 一、三九一、一九〇 |
| 同 三十八年 | 一、八四七、九八四 | 二、七九四、四七六 | 二、七九四、四七六 |
| 同 三十九年 | 一、三三三、七五〇 | 二、六二四、七一九 | 二、六二四、七一九 |
| 同 四十年 | 四、〇八五、四三〇 | 六、四四八、一九八 | 六、四四八、一九八 |
| 同 四十一年 | 二、五〇一、〇六〇 | 一、七四〇、八二〇 | 一、七四〇、八二〇 |
| 同 四十二年 | 八、九七八、八七〇 | 二、一〇二、六六七 | 二、一〇二、六六七 |
| 同 四十三年 | 三、五九六、三五〇 | 二、七〇八、七四五 | 二、七〇八、七四五 |
| 同 四十四年 | 九、四九六、六一〇 | 三、四〇九、九二七 | 三、四〇九、九二七 |

| 大正元年 | 二年 | 三年 | 四年 | 五年 | 六年 | 七年 | 八年 | 九年 | 十年 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 三、一五六、〇一〇 | 九、七二六、九四四 | 九、四三三、一八三 | 九、三〇七、〇二〇 | 九、四六九、五一四 | 三、四九八、七〇〇 | 四、三九八、〇二〇 | 一、三九八、〇二〇 | 一、三九八、〇二〇 | 一、三九八、〇二〇 |
| 一、四七二、九〇〇 | 一、五九八、八一〇 | 一、三三三、七二〇 | 一、五五五、六〇〇 | 一、七四五、二四〇 | 一、七九八、二四〇 | 二、五五六、二五〇 | 七、二〇五、〇七〇 | 二、八九〇、一六〇 | 二、三九八、八二〇 |
| 一、四六三、九一〇 | 一、五〇九、三九六 | 一、二七〇、二〇四 | 一、四七九、二四〇 | 一、五二五、二五〇 | 一、五二五、二五〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 |
| 一、四六三、九一〇 | 一、五〇九、三九六 | 一、二七〇、二〇四 | 一、四七九、二四〇 | 一、五二五、二五〇 | 一、五二五、二五〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 |
| 一、四六三、九一〇 | 一、五〇九、三九六 | 一、二七〇、二〇四 | 一、四七九、二四〇 | 一、五二五、二五〇 | 一、五二五、二五〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 |
| 一、四六三、九一〇 | 一、五〇九、三九六 | 一、二七〇、二〇四 | 一、四七九、二四〇 | 一、五二五、二五〇 | 一、五二五、二五〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 |
| 一、四六三、九一〇 | 一、五〇九、三九六 | 一、二七〇、二〇四 | 一、四七九、二四〇 | 一、五二五、二五〇 | 一、五二五、二五〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 |
| 一、四六三、九一〇 | 一、五〇九、三九六 | 一、二七〇、二〇四 | 一、四七九、二四〇 | 一、五二五、二五〇 | 一、五二五、二五〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 |
| 一、四六三、九一〇 | 一、五〇九、三九六 | 一、二七〇、二〇四 | 一、四七九、二四〇 | 一、五二五、二五〇 | 一、五二五、二五〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 |
| 一、四六三、九一〇 | 一、五〇九、三九六 | 一、二七〇、二〇四 | 一、四七九、二四〇 | 一、五二五、二五〇 | 一、五二五、二五〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 | 二、〇九七、八一〇 |

十一、代金支拂方法

必要に應じて内金渡をなし殘金は決算後支拂ふ事なき居れり

十二、積立金構成方法及運用處分法

收支差引殘餘金 特約運送店運賃割戻、小作金積立金利息、新加盟者より徴收する加盟金等を郵便貯金として蓄積し器械器具の購入及家屋の修繕等必要に應じ役員會の決議を経て支出す

經費精算 (大正四年一番茶) 各年次本例に依る
收入總計金六百〇七圓五拾壹錢
支出總計金五百八拾六圓六拾貳錢六厘
差引殘金貳拾圓八拾八錢四厘 誘益社積立金へ編入す

収入の部

| | |
|-------|---------|
| 組合員負擔 | 四三〇、七五五 |
| 屠茶代金 | 一一〇、八三〇 |
| 糞尿拂代 | 五〇〇 |
| 見本茶代金 | 五五、四二五 |
| 合計 | 六〇七、五一〇 |

貫目割一貫に對する參錢五厘
金高割壹圓に付參錢五厘宛徴收
青粉及柳茶代金壹圓に付參錢五厘宛徴收
糞尿賣拂代金
受付點數六百五十六點より審査用見本として取りたる製茶賣上代金の收入

支出の部

| | |
|---------|---------|
| 役員給料及報酬 | 一五七、一八〇 |
| 職工人夫賃 | 一〇七、六五〇 |
| 備品費 | 一七六、二七〇 |
| 消耗品費 | 五一、〇八七 |
| 食品費 | 六二、四〇九 |
| 通信運搬費 | 三、〇四〇 |
| 雜費 | 二八、九九〇 |
| 合計 | 五八六、六二六 |

社長報酬、常務委員報酬、賣込人實費及手當、委員會手當、決算手當
仕上人日當延日數百十九日分
茶拾日當延日數九十九人五分
茶箱代其他
薪炭、石油、釘、燐寸、紙代其代
米、麥其他副食品代
見本茶送料、郵便切手、はがき、電報料
印半纏、組合員總會費、其他雜費

十三、成績

共同販賣施行前は販賣方法の一定せざる爲概ね居賣(仲買行商人に生産家自宅に於て賣捌を云ふ)となすを以て、市況に暗き農村の事故偶々仲買商人の奸策に陥り、不慮の損害を招き其不利益夥ならず、共同販賣施行後に於ては監督教師をして實地指導をなさしめ、以て製法を一定し組合に於ては一々解剖審査を遂げ品質の良否を鑑別するにより、組合員相互は自己の製品を優良ならしめむ爲、相競ふて茶畑の栽培、耕耘に盡瘁し、生葉の管理及製造上の注意をなすにより年々俱に發展し品質の善良なるは勿論其收穫等も著しき増加を示せり殊に販賣法の一定不變なるも、且荷口の數量多きを以て市場に歡迎せられ、加工等に要する冗費を省き、其他運搬輸送凡て團體經營の利益なるを認むると同時に、他の個人經營者に比較し遙かに良好なる成績を得たり

自大正五年 至同十年 經費精算

| 年次 | 一番茶收入 | 同支出 | 差引 | 二番茶收入 | 同支出 | 差引 |
|------|------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|
| 大正五年 | 一〇、七四二、五五五 | 七、三三、七〇六 | 一〇、〇一八、八六一 | 四、五〇八、七四二 | 二、五七、七三〇 | 四、二六一、〇一三 |
| 同六年 | 一三、七六三、一三三 | 一、〇一〇、〇〇四 | 一二、七五三、一二八 | 七、一〇五、〇〇七 | 七、四、六七三 | 六、四九〇、三五五 |
| 同七年 | 二〇、五五三、九五三 | 一、五九六、〇四五 | 一八、九五六、九〇八 | 九、二三三、六七九 | 五、七九、〇七九 | 八、四三四、六〇〇 |
| 同八年 | 二七、九四四、二八〇 | 二、三三七、五九〇 | 二五、五六六、六九〇 | 一一、一九一、七四八 | 九、四六、六三三 | 一〇、二四五、一一五 |
| 同九年 | 二七、一五五、四四〇 | 三、三三七、一五七 | 二四、七八二、二八三 | 八、八三三、三五三 | 一、一四一、八九六 | 七、六九〇、四八七 |
| 同十年 | 二五、一四九、〇五三 | 二、三九四、八三二 | 三三、七五四、九一 | 一〇、五五一、九八四 | 一、〇六九、二六九 | 九、四八二、七五 |

(4) 榛原郡共同販賣組合 (大正十年現在)

| 所在地 | 名 | 稱 | 設立年次 | 共同人員 |
|------|---|----------|----------|------|
| 中川村 | ◎ | 原山共同社 | 明治三十八年六月 | 二五 |
| 萩間村 | ◎ | 男神共同販賣所 | 同 四十年四月 | 二五 |
| 上川根村 | ◎ | 奥泉製茶販賣 | 同 三十六年三月 | 五九 |
| 中川根村 | ◎ | 誘益社 | 同 三十三年六月 | 六二 |
| 地頭方村 | ◎ | 堀野新田製茶共同 | 同 四十五年二月 | 四一 |
| 上川根村 | ◎ | 大間製茶販賣所 | 大正四年二月 | 一一 |
| 同 | ◎ | 明達社 | 不詳 | 不詳 |
| 下川根村 | ◎ | 葛籠共同販賣所 | 同 | 同 |
| 川崎町 | ◎ | 細江共同販賣所 | 明治四十四年三月 | 一〇 |
| 中川根村 | ◎ | 製茶共同組合 | 不詳 | 不詳 |
| 同 | ◎ | 長尾社 | 同 | 同 |

五、小笠郡

(1) 共同販賣沿革

製茶共同販賣の設立は小笠郡の茶業を今日あらしめたる動機を與へたる事業にして恐らくは本縣下の製茶共同事業の白眉といふも過言にあらざるべし、其最も古きは上内田販賣組合(益集社)にして明治十二年頃既に本事業に著目し試験的に横濱に輸送して經營辛酸を嘗め數年を経て稍々収益を見るの機運に會し今日に至れり、中内田村今の揉切製茶株式會社の前身たる共益社販賣組合の如きも同時期の創立にして本郡茶を揉切製とまで改稱せしむるに發展したるものにして即ち製茶の統一を計る爲めに研究をなし明治二十二年迄獨特たる揉切製法を創製し以て目的の貫徹に努むると共に一方製茶品評會茶園巡視を行ひ傳習は同社の最も力を盡したる事業にして遠きは濱名、磐田、周智、川根地方まで傳習に社員を出張せしめたり、其後年と共に本事業の有利なるを知り陸續其設立を見るに至れるが明治三十一年の小笠郡下本事業の統計左の如し。

明治三十一年自一未製製茶聯合販賣社賣込統計 (社名いろは順)

| 一番個數及金高 | | 二番個數及金高 | | 自三番個數及金高 | | 以上合計 | | 村名 | 社名 |
|---------|-----------|---------|-----------|----------|-----------|------|------------|------|-----|
| 個數 | 金高 | 個數 | 金高 | 個數 | 金高 | 個數 | 金高 | | |
| 三四七 | 二、七三六、三〇〇 | 九六 | 二、六三一、六〇〇 | 四九 | 一、二七〇、七〇〇 | 四九二 | 二六、三九九、五八〇 | 佐東村 | 特産社 |
| 六六 | 二、五八八、九六五 | 一 | 二四、三〇〇 | 〇 | 〇 | 三 | 二、五八三、二七五 | 上淺羽村 | 中遠社 |
| 一〇九 | 三、四六四、八〇〇 | 六 | 一五〇、五四〇 | 〇 | 〇 | 二五 | 三、六五三、三六〇 | 西山口村 | 改進社 |
| 六四 | 一、九四三、七〇〇 | 二 | 五三、一五〇 | 〇 | 〇 | 六 | 一、九九六、八五〇 | 垂木村 | 垂木社 |
| 一八六 | 七、四八九、五〇〇 | 六四 | 一、八四八、七〇〇 | 〇 | 〇 | 二五〇 | 九、三三八、二四〇 | 大坂村 | 大進社 |
| 二三五 | 八、六五五、五〇〇 | 二五 | 七〇、六六六 | 七 | 三五、三六〇 | 六七 | 九、六二一、五五六 | 南山村 | 南山社 |

| | | | | | | | | | |
|-----|------------|-----|-----------|-----|-----------|-------|------------|------|------|
| 三 | 一、〇四八、四〇〇 | 一四 | 三五九、四三三 | 〇 | 〇 | 四五 | 一、四〇七、八三三 | 六鄉村 | 牛淵社 |
| 二七六 | 六、三三〇、三〇〇 | 四六 | 一、九七、七〇〇 | 〇 | 〇 | 三三 | 七、五七〇、九七〇 | 笠原村 | 農産組合 |
| 三七 | 一、三二七、八三〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 三七 | 一、三二七、八三〇 | 御厨村 | 國盛社 |
| 二七四 | 一〇、五八五、〇五〇 | 二六 | 三四三、一一〇 | 一〇 | 二、七四一、三三三 | 五〇 | 一六、七四九、四八三 | 上内田村 | 益集社 |
| 六 | 二、二二二、三九〇 | 五 | 一四七、一〇〇 | 〇 | 〇 | 七三 | 二、五九九、五九〇 | 西鄉村 | 永信社 |
| 二九 | 一、三九八、八〇〇 | 二 | 五七、〇〇〇 | 〇 | 〇 | 三一 | 一、一九六、八二〇 | 田原村 | 益盛社 |
| 三九 | 一、〇七六、一一〇 | 七 | 一、九五、五一 | 〇 | 〇 | 四六 | 一、二七一、一六一 | 富岡村 | 鈴木朝吉 |
| 二五 | 四、三六七、五〇〇 | 五三 | 一、四七三、五〇〇 | 一四 | 三五七、七五〇 | 一八二 | 五、九六七、六五〇 | 笠原村 | 三榮社 |
| 二八 | 九〇〇、七四〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 二八 | 九〇〇、七四〇 | 同村 | 山盛社 |
| 二七 | 四、〇〇三、二四〇 | 三五 | 八七三、一九〇 | 〇 | 〇 | 一五二 | 四、八九六、四三〇 | 同村 | 三益社 |
| 一〇一 | 三、四一七、五二〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 一〇一 | 三、四一七、五二〇 | 原泉村 | 三共社 |
| 九 | 一、四八八、四七〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 三九 | 一、四五八、七四〇 | 西貝村 | 西海社 |
| 二〇八 | 八、四一〇、一九〇 | 七三 | 二、〇三〇、二〇〇 | 〇 | 〇 | 二八一 | 一〇、四四〇、二〇〇 | 土方村 | 競進社 |
| 一一三 | 四、〇二六、九六〇 | 六四 | 一、七五〇、六九〇 | 一五 | 四二二、六五〇 | 一九二 | 六、一九〇、三三〇 | 同村 | 共進社 |
| 九四 | 三、〇四三、八六〇 | 二六 | 六〇一、一七〇 | 九 | 三〇、七七〇 | 三九 | 三、八六五、八〇〇 | 西南鄉村 | 共進社 |
| 一三五 | 四、五八七、四〇〇 | 二六 | 七〇一、二九〇 | 〇 | 〇 | 二六一 | 五、二八八、六九〇 | 西鄉村 | 共榮社 |
| 八三 | 二、九九二、五六一 | 一五 | 三七一、二七〇 | 〇 | 〇 | 九七 | 三、三三三、八三一 | 御厨村 | 共榮社 |
| 一三七 | 五、〇三三、一四〇 | 四七 | 一、一九七、七六〇 | 〇 | 〇 | 一八四 | 六、三三三、九〇〇 | 上淺羽村 | 共進社 |
| 一〇二 | 三、六〇二、一〇〇 | 〇 | 〇 | 二 | 三八、九〇〇 | 一四 | 三、六四一、一〇〇 | 三川村 | 三川社 |
| 一七九 | 六、五六八、二二〇 | 四九 | 一、三三〇、一九〇 | 〇 | 〇 | 三三 | 七、八八八、四〇〇 | 横地村 | 殖産社 |
| 三〇 | 八五二、七三六 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 三〇 | 八五二、七三六 | 井通村 | 一言社 |
| 計 | 二二、五二四、七〇四 | 七八一 | 二、二一七、二〇〇 | 一九七 | 五、二六八、四三三 | 四、一三〇 | 三九、九九〇、三七七 | | |

備考 揉切ト普通製ハ總テ合算表記ス

(2) 小笠郡上内田村有限上内田購買販賣組合

一、共同組合の組織 當組合には理事及監事の重役及事務員あり事務員は直接其衝に當り日常の事務を處理す
一、區域 小笠郡上内田村全部隣村西方村及西南郷村の一部組合員たり
一、設備

(販賣の部) 組合員製茶を組合に持参したる時は其面前に於て秤量し貫目及月日を原簿並に製茶受取通帳に記載し契印の上組合員に交付す、尙受入たる製茶は見本を徴し品位優劣を審査し等級を付し販賣後賣上代金の内より諸費を控除し、其殘額を等級に按分配當す、組合にて受取りたる製茶は器械に掛け篩別け箕にて篩出し、塵粉を除去し品質相當の仕上をなし、後混交して袋詰せし販賣地に輸送するものとす、製茶賣却代金組合へ受取たる時は組合員出品の多寡に應じ内金を渡すものとす
前記處理の爲め評價人二名、事務員四名を置く、然れども出茶の増減により事務員の増減をなす
(購買の部) 購買物品の取扱に就ては物品により多少の差異ありて一定せざれども、日用品の如きは從來の經驗上主任者に於て便宜共同購入をなし、組合員の必要に應じ現金又は一時貸附をなす、茶肥料の如きは金額多大なるを以て各希望者より注文書を徴し、共同購入をなし著荷と共に配布せり

一、事業の成績 本組合共同販賣の起因は明治十六年に於て、第一目的は製茶の改良を圖り、同時に粗製濫造を防止し、組合員をして一定の良品を輸出せしめ、且販賣の方法を變更し、地方商人の甘言に乗じ暴利を貪られざらん事に留意し、加之勞費を除きて組合に出品せしめ、一定の荷造をなし貿易市場に輸送販賣せんとするの目的にて、爾來三十有餘年間の星霜を経たり、其間組合發展上屢々支障を受けしが今日迄事業を繼續したるは全く組合員の熱心と時勢の然らしむる所にて、理事者の尙かに喜ぶ所なり、今前年度に於ける取扱額を示せば左の如し

受入又は販賣したる物の數量及價額 (大正四年調)

| 種 目 | 本 年 度 受 入 高 | | 本 年 度 販 賣 高 | |
|-----|-------------|--------|-------------|--------|
| | 數 | 價 額 | 數 | 價 額 |
| 本 茶 | 一四、〇九八 | 一四、〇 | 一四、〇九八 | 一四、〇 |
| 層 茶 | 八三、〇二〇 | 七二、七三〇 | 八三、〇〇〇 | 七二、七三〇 |

計

一四、二八一、一六〇

三一、三二五、四四〇

一四、一八一、一六〇

三一、三一五、四四〇

一、購買成績 本組合購買事業の經營は日尙淺くして利害の如何は未だ認め難しと雖も、全く時勢の要求する事業なる上、生計上最も必要なる方法にして日常經濟を發達助長せしむるの機關たる事は言を俟たず、尙當組合の目的としては販賣事業の一部不結果を見るも、購買の利便を以て之を輔佐し則ち長を以て短を助け益を以て損を補ふ、結局組合員の經濟に取り違算なからしめんとす、就中茶肥代金の如き五朱利を以て延期に應じ其他の物品市價に比し品質良好にして且價額も多少低廉なる事と信ず、即ち左表の如し

購買又は賣却したる物の數量及價額

| 種 目 | 前年度末現在高 | | 本年度購買高 | | 本年度賣却高 | | 本年度末現在高 | |
|-------|---------|------------|--------|----------|----------|----------|---------|---------|
| | 數 | 價 額 | 數 | 價 額 | 數 | 價 額 | 數 | 價 額 |
| 食 鹽 | 一 | 一 | 一五噸 | 一三、〇七五 | 一五噸 | 一四、八〇〇 | 三噸 | 三、七六〇 |
| 石 炭 | 一三、七〇〇 | 四、一六〇 | 一 | 一 | 一三、七〇〇 | 二八、三八〇 | 一 | 一 |
| 鍊 粕 | 七八、九〇〇 | 三九、一〇〇 | 一 | 一 | 一、七八、八〇〇 | 一、六三、二四〇 | 一 | 一 |
| 過 燐 | 二〇噸 | 二、八〇〇 | 一 | 一 | 二噸 | 二、八〇〇 | 一 | 一 |
| 焙 爐 紙 | 三〇帖 | 八、八四〇 | 三〇帖 | 六、〇〇〇 | 三三帖 | 五、三三〇 | 三三帖 | 二八、二五〇 |
| 石 油 | 一九本 | 三九、九〇〇 | 二五本 | 四〇、〇〇〇 | 四本 | 八七、九〇〇 | 一 | 一 |
| 燐 寸 | 二六二包 | 七、〇七五 | 一 | 一 | 二六二包 | 七、〇三三 | 一 | 一 |
| 計 | 一 | 一四、二八一、一六〇 | 一 | 一、九六、九三五 | 一 | 二、〇〇、二九五 | 一 | 三、四、一四〇 |

一、茶業改良獎勵 當組合設立の主要目的は製茶の改良進歩を謀り、粗製濫造を防止するにあり然るに近年製茶器械購入者益々増加して粗製濫造をなすもの多し、故に當組合は村農會と協力して村四箇所に製茶研究所を開設し、補助金を交付して斯道改良の進歩を謀れり

(3) 小笠郡笠原村有限責任笠原農産販賣購買生産組合

一、一般的事項

(1) 位置及設立年月日 小笠郡笠原村岡崎

明治三十六年三月二十六日産業組合法に據り認可申請九月十四日指令下附

(イ) 團體の組織區域及團體員數 小笠郡笠原村岡崎並に磐田郡上淺羽村字豊住及淺名の一部、組合員數百六十四名
 (ロ) 設立の動機及其經過 本組合は明治十六年頃より小字區三箇所に於て各製茶を蒐集し共同販賣を經營したるも時勢の要求に依り三十
 六年之を併合し産業組合組織とし更に大正五年より製茶機械の進歩發達に依り各戸小規模の裝置は品質の統一を缺き且徒らに多額の資
 本を固定せしむる不利あるを以て經費の節約上益々共同製造の有利を悟り之が設備を爲し幸に順調の發展を爲したり
 (ハ) 出資額及其方法 一口參拾圓宛八百六十口拂込金參千參百圓とし各持口數に應じ出資す
 (ニ) 事業經營上特に困難を感じ又は便宜を得たる事項 事業の創立當時に於ては組合へ出さず他へ賣却するものありて販賣品の取纏めに
 困難を感じたるも近時は斯かる事なし、組合員の大部分は禊教(唯一神教)を信仰するに至りたるより一致の精神あり事業遂行上非常に
 便宜なり

二、製造に關する事項

- (イ) 製造設備及製造能力 動力十五馬力 蒸氣汽鐘五馬力及二馬力電動機
 製茶機 粗揉機大器十八臺 揉捻機四臺 再乾機八臺 精揉機大器十三臺 玉解機一臺 乾燥機一臺 スダレ蒸機一臺
- (ロ) 一日製造力(晝夜)製茶六百貫、但夏茶に於ては七百二十貫位製造することあり
- (ハ) 製造の方法 機械製造なれ共内地向に適する様稍早めに取出し品質を墜さざる様心懸け熱風應用の乾燥機にて充分乾燥す當所の主裁
 として午前中に摘採せし生葉は其日に製造し午後分のみ翌日廻し三日葉を製造することなし故に一般の器械製に比し滋味、香氣、水
 色卓越し市場の歡迎を受け高價に販賣す
- (ニ) 原料受入の方法 生葉の受入れは各組合の茶園面積を斟酌し日々の出品限度を定めあるを以て「摘み貯め」の憂ひなく品質を損するこ
 となし生葉は一日二回午前五時、午後二時受入れるものにして午前受入の生葉は前日午後二時以後の摘採葉にして午後の受入れ生葉は
 午前五時より午後二時迄の摘採葉にして晝夜製造するを以て常に新鮮なる生葉の製造をなすことを得而して生葉受入れに際し百匁内外
 の見本を採取し審査員に於て審査の上假價格を附し然る後各組合員の生葉を合同製造す
- (ホ) 製品引渡の方法 製品は同所に於て全部販賣するものにして静岡市場の再製所又は内地問屋に見本を出し高價なる向へ販賣す
 製造努力の供給方法 組合員は自家に於て製造せざる爲め家族甲努力の餘裕あるを以て主として組合員家族中より人夫として傭入る
 労働の組織 製造は晝夜兼行して一番茶は八時間宛三組に分ち休息し二、三番茶は十二時間交代す總出務者四十五人

三、經營に要する固定資本及流通資本の調達並償却方法

現在資本に屬する資金は出資拂込金參千參百參拾圓及年々利益より積立てる特別積立金壹萬貳千九百七拾四圓、準備積立金貳千四百拾八
 圓外に大正九年諸積立金七千圓、合計貳萬五千七百貳拾貳圓にして流通資本の不足の時時は同村にある岡崎銀行より當座借越をなし生葉代
 の支拂をなし販賣先より代金受入の節同銀行へ返還す固定資本に對しては年々利益金中より消却をなし現今迄に八百四拾九圓の消却をな
 せり

四、收益又は缺損の分配分擔の方法

未だ缺損せしことなし收益は約半額を積立し他を生葉數量に對し配當す

五、製品の改良に關する施設

製品の改良を計る爲め生葉受入に際し生葉に莖を混するもの又は硬葉は買取價格を低め以て生葉摘採に注意せしめ其日摘の生葉を製造す
 るを素とし特に乾燥を完全にする爲め當所に於て考案したる製茶乾燥機にて充分乾燥す

六、共同製茶事業の茶業及他の農業に及ぼしたる影響の概要

共同製造をするに至りしより同地方の製茶の品質を統一し且上進し商人に歡迎せらるゝに至り各戸各自製造せず只摘採するのみなるを以て
 自家努力にて足り雇人を要すること殆んどなきを以て自家に残る金額を増し且餘裕ある努力にて養蠶其他の農業に従事することを得

七、共同製茶事業の經營上特に注意すべき事項

- (イ) 生葉を滞積せず三日の製造をなさざること
- (ロ) 製茶機械の未だ完全なるものなく各一長一短優劣を免かれされ共其之が使用者の巧拙に依り製品に及ぼす影響至大なるを以て熟練せ
 る職人を雇入ること

八、製茶期以外に於ける動力利用

製茶期以外に於ては組合員の需めに應じ精米麥及び肥料の碎粉を行ふ

九、事業の成績

大正九年度生葉取扱數量及平均單價並に製品單價

| | | | | |
|-------|--------|------|-------------------|------|
| 一 番 茶 | 生葉買入數量 | 平均單價 | 生葉一貫匁に對 する利益配當 | 製茶單價 |
| | 三四、三九一 | 七三 | 九五 | 五、四五 |

大正五年以降事業の成績

| 年次 | 製茶數量 | 販賣價額 | 一貫多價格 | 經費總額 | 一貫多當り經費 | 備考 |
|------|---------|-----------|-------|---------|---------|--------------|
| 大正五年 | 一三、二七、〇 | 二、八三、三 | 一、八〇弱 | 三、八八、八 | 二、九弱 | 三、二八 |
| 同 六年 | 二、九九、三 | 三、九三、三 | 二、三〇強 | 四、七四、八 | 三、七弱 | 三、〇〇 |
| 同 七年 | 一八、五四、六 | 五、四七、二 | 三、〇〇弱 | 一〇、三三、二 | 五、六弱 | 器械修繕を要する爲め増加 |
| 同 八年 | 一八、〇九、〇 | 三、八七、四 | 三、五弱 | 二、〇三、三 | 六強 | 器械修繕を要する爲め増加 |
| 同 九年 | 一八、〇四、三 | 七、六三、九 | 四、二五強 | 一七、九六、七 | 九強 | 物價騰貴の爲め |
| 合計 | 一〇、九四、三 | 二、四九、七三、九 | — | 四八、九四、八 | — | — |

剰餘金處分左の如し。

| 年次 | 剰餘金 | 諸積立金 | 販賣物品に對する分配金 | 諸消却金 | 賞與金 | 次年度繰越金 |
|------|-----------|---------|-------------|---------|-----|--------|
| 大正五年 | 三、七一、〇五五 | 一、五三、七二 | 二、三三、八五 | 二、九五 | — | 二、五四 |
| 同 六年 | 五、六八、四三〇 | 三、四八、〇〇 | 二、一九、五四 | — | — | 一七八、八九 |
| 同 七年 | 一〇、六九、八九〇 | 五、〇〇、〇〇 | 四、八五、〇二 | 五七、九七 | — | 一三、九五 |
| 同 八年 | 二、〇七、七二〇 | 四、五八、六六 | 七、〇五、八五 | 二〇、三五 | — | 一三、六九 |
| 同 九年 | 一六、八四、三六〇 | 七、〇〇、〇〇 | 九、〇八、二七 | 一、〇〇、〇〇 | — | 五二八、九一 |
| 合計 | 四八、九四、四五五 | 二、三三、三九 | 一五、二八、九三 | — | — | — |

(4) 小笠郡川野村川野製茶組合

一、共同販賣方法の施設及其效果沿革

(イ) 沿革

本組合は明治二十八年五月の創立にして當時綠茶は漸次粗製に流れ、不買仲買人の跋扈甚だしく頗る寒心すべきものあるを以て丹野、

古谷の兩字有志相計り率先共同販賣を唱導し生産家を糾合し其の製茶を直接横濱貿易市場へ輸送し一面競技會、傳習會、煎茶會を開催し以て製品を改良し日本綠茶を向上せしむる目的を以て同組合を設立せり

(ロ) 共同販賣の方法及施設

創立當時にありては組合員僅かに三十二名、無盡を組織し金五百圓を離出して之を資本と爲し漸次家屋及諸機械を購入し來れり其後積立基金増加するに従ひ無盡金全部を償還せり

(ハ) 販賣組合創立の效果

創立第一次は出荷額僅かに二千六百二十三貫四百七十五匁、此代金四千五百拾四圓七拾錢七厘、明治四十三年より大正三年に至る最近五箇年間の平均、組合員八十九名、出荷額一箇年一萬五千九百九十九貫五百匁、賣上代金貳萬貳千七百七拾壹圓七錢七厘に達せり斯くの如く逐年發達し、明治三十三年以來同四十四年に至る間毎年輸出先より製茶改良獎勵費として得たる割戻金を積立て利倍增殖を圖りたるに今や其額參千七百參拾九圓餘に達し當組合唯一の土產金となれり、而して組合は此の蓄積に對し各組合員取得權を左の割合に依り付與し利益配當を行はざる事となせり
即ち創立準備金たる無盡出資金に對し年四分、第一次より第十年に至る出荷總額に對し六分とし、又組合員中規約を破り共同改良の主意に反する行爲あるものある時は役員會の決議に依り共有財産取得權を沒收し之を他の組合員の持分に按分するの制を設け創立以來此の厄に逢ひしもの十七名の多きに達せり斯くして今日當組合が確固たる基礎を得更に茶業界の爲一致協力以て有終の美果を收めんとす

二、組織

組合員を正、準の二種に分ち創立より明治三十六年八月迄の組合員を正員となし共有財産の取得權を有す其後の加入者は準員となし財産共有の權なし、目下正員八十二名、準員二十名あり

川野村製茶組合内規

- 第一條 當組合ニ於テ組合員各自持出スベキ製茶ノ貫數ハ豫算ヲ以テ届ケ置キ自己ノ都合ヲ以テ猥リニ増減スルヲ得ズ但シ自然ノ増減ハ此ノ限リニ非ズ
- 第二條 各自製造ノ茶ハ成ルベク一體ヲ要スルニヨリ左ノ項目ニヨル
 - 一、蒸テ能クス可シ